

昭和六十年四月十二日

原爆被爆者の援護に関する請願（玉沢徳一郎君
紹介）（第三〇六六号）
労働時間短縮促進に関する請願（玉沢徳一郎君
紹介）（第三〇六七号）
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

原子爆弾被爆者等援護法案（森井忠良君外十四
名提出、衆法第一五号）
児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣
提出、第一百回国会閣法第四一号）

○戸井田委員長　これより会議を開きます。

森井忠良君外十四名提出、原子爆弾被爆者等援
護法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたしま
す。森井忠良君。

原子爆弾被爆者等援護法案
〔本号末尾に掲載〕

○森井議員　私は、ただいま議題になりました原
子爆弾被爆者等援護法案につきまして、日本社会
党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民
連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合を
代表いたしまして、その提案の理由を御説明申し
上げます。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島、長崎
に投下された人類史上最初の原爆投下は、一瞬に
して三十万人余の生命を奪ひ、両市を焦土と化し
たのであります。

この原子爆弾による被害は、普通の爆弾と異な
り、放射能と熱線と爆風の複合的な効果により、
大量無差別に破壊、殺傷するものであるだけに、
その非人道性ははかり知れないものがあります。
たとえ一命を取りとめた人たちも、この世の出

来事とは思われない焦熱地獄を身をもって体験し、生涯消えることのない傷痕と原爆後遺症に苦しみ、病苦、貧困、孤独の三重苦に悩まされながら、今日までようやく生き続けてきたのであります。

あれから四十年を迎えました。

国は、原爆で亡くなった方々やその遺族に一本のお線香代も出さず、全く弔意をあらわしておりません。一家の支柱を失い、途方に暮れる遺族に、一円の生活援助もしていません。ここに現行二法の最大の欠陥が指摘できるのであります。

国家補償に基づく被爆者援護法を求める広範な国民の不满は、なぜ軍人軍属など軍関係者のみを援護し、原爆の犠牲者を差別して処遇するのか、戦時諸法制から見ても全く納得がいかないという点にあります。

本法案提出に当たり、私はこの際、まず国家補償法の必要性について明らかにしたいと存じます。

国家補償の原則に立つ援護法が必要な第一の理由は、アメリカの原爆投下は国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であって、国際法違反の犯罪行為であるということです。したがって、たとえサンフランシスコ条約で日本が対米請求権を放棄したものであっても、被爆者の立場からすれば、請求権を放棄した日本国政府に対して国家補償を要求する当然の権利があると考えます。

しかも、原爆投下を誘発したのは、日本軍国主義政府が起した戦争なのであります。我々がこの史上最初の核爆発の熱線と爆風、そして放射能によるはかり知れない人命と健康被害に目をつぶることは、被爆国としての日本が、恒久平和を口にする資格なしと言わなければなりません。

第二の理由は、この人類史上未曾有の惨禍をもたらした太平洋戦争を開始し、また終結することの権限と責任が日本国政府にあったことは明白であるからであります。

特にサイパン、沖縄陥落後の本土空襲、本土決戦の段階では、旧国家総動員法は言うまでもなく、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化に見られるように、六十五歳以下の男子、四十五歳以下の女子、すなわち、全国民は国家権力によってその任務につくことを強制されていたことは紛れもない事実であります。今日の世界平和が三十万人余の犠牲の上にあることからしても、再びこの悲劇を繰り返さないとの決意を国の責任による援護法によって明らかにすることは当然のことと言わなければなりません。

第三の理由は、既に太平洋戦争を体験している年代も数少なくなり、やがてすれば戦争の悲惨さは忘れ去られようとしている現状であります。原爆が投下され、戦後既に四十年たった今日、被爆者にとってはその心身の傷跡は永久に消えないとしても、その方々にとっては援護法が制定されることによって初めて戦後が終わるのであります。私たちは以上のような理由から、全被爆者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の軍属、準軍属に対する援護法に準じて、原爆被爆者等援護法を提案することとしたのであります。

次に、この法律の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため年間に定期二回、随時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査等を行うとともに、被爆者の負傷または疾病について医療の給付を行い、その医療費は、七十歳未満の被爆者については現行法どおりとするともに、老人被爆者についても、老人保健法にかかわらず、本人一部負担、地方自治体負担を、国の負担といたしました。なお、治療並びに手術に際しては、放射能後遺症の特殊性を考え、はり、きゅう、マッサージをもあわせて行い得るよう別途指針をつくることにいたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被爆者の入院、通院、在宅療養を対象として

月額三万円の範囲内で医療手当を支給する。また、被爆者が安んじて医療を受けることができるよう月額十万円の範囲内で介護手当を支給し、家族介護についても給付するよう措置したのであります。

第三は、被爆二世または三世に対する措置であります。被爆者の子または孫で希望者には健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかかった者に対して、被爆者とみなし、健康診断、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行うことにしたのであります。

第四は、被爆者年金の支給であります。全被爆者に対して、政令で定める障害の程度に応じ、年額最低三十一万八千円から最高六百二十七万八千円までの範囲内で年金を支給することにいたしました。障害の程度を定めるに当たっては、被爆者が原爆の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとしたのであります。

第五は、被爆者年金等の年金額の自動的改定措置、すなわち賃金自動スライド制を採用いたしました。

第六は、特別給付金の支給であります。本来なら死没者の遺族に対して弔意をあらわすため、弔慰金及び遺族年金を支給すべきであります。当面の措置として、それにかわるものとして百二十万円の特別給付金とし、五年以内に償還すべき記名国債をもって交付することにいたしました。

第七は、被爆者が死亡した場合は、二十万円の葬祭料をその葬祭を行う者に対して支給することにしたのであります。

第八は、被爆者が健康診断や治療のため国鉄を利用する場合には、本人及びその介護者の国鉄運賃は無料とすることにいたしました。

第九は、原爆孤老、病弱者、小頭症その他保護、治療を必要とする者のために、国の責任で、収容・保護施設を設置すること、被爆者のための相談所を都道府県が設置し、国は施設の設置・運営の補助をすることにいたしました。

第十は、厚生大臣の諮問機関として原爆被爆者

等援護審議会を設け、その審議会に被爆者の代表を委員に加えることにしたのであります。

第十一は、放射線影響研究所の法的な位置づけを明確にするともに必要な助成を行うことにいたしました。

第十二は、日本に居住する外国人被爆者に対しても本法を適用することにしたのであります。

第十三は、厚生大臣は速やかにこの法律に基づき援護を受けることのできる者の状況について調査しなければならぬことにいたしました。

なお、この法律の施行は、昭和六十一年一月一日であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

被爆後四十年を経過し、高齢化する被爆者や遺族に、五十周年はもうないのであります。再び原爆による犠牲者を出すなという原水爆禁止の全国民の願いにこたえて、何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決されるようお願い申し上げます。(拍手)

○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○戸井田委員長 内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大橋敏雄君。

○大橋委員 このたび改正案が提出されたわけですが、先月の二十八日から実質審議に入ったわけですが、もう既に問題のあらゆる内容が浮き彫りになったわけであり、正直申し上げまして、私も今回の法案に対してこのような感想、所感を持っており、

というのは、まず社会保障の理念といいますが、あるいは社会福祉の精神、こういうのをもう棚上げしてしまっていて、要するに財政難であるというのを理由に給付を引き下げて、恥も外

聞かなぐり捨てて、とにかくそのつじつま合わせをしたにすぎないいわゆる改悪案であるわけですね。これは財政再建の一環として行革の趣旨に沿ったものだと言ひ方もされておりましたけれども、行革というのは不要あるいは不急のものを整理をしまして、それを省いていこうという改革であつて、必要なものを削り取つていこうというものじゃないわけですね。そのことをまづしっかり認識をしてまいらなければならぬと思うわけでありました。

そこで、今度の改正案の内容を見ますと、政府側も、従来の児童扶養手当は根本的な基本的な見直しをやるんだということでございますが、いわば社会保障制度の重大な変更であると私は思うのであります。にもかかわらず、肝心の中央児童福祉審議会への諮問は行われていないのであります。つまり、手抜き工事ですね。あるいは、社会保障制度審議会にかけられたのはかけられたんですけれども、日程的に見まして十分な討議あるいは検討が行われたとは思われぬ。単に手続、形式を踏んだだけだ、こう私は指摘したいわけでありました。厚生大臣の私的諮問機関については、これはそれなりに論議、協議がなされたように思ひますけれども、これはあくまでも御用機関でありまして、私は妥当性はないと思うのであります。が、今私が述べましたようなことについて、厚生大臣はどう考えられておりますか。

○増岡国務大臣 この児童扶養手当の制度につきましては、先生御承知のように、従来死別の母子世帯に支給されておりました母子福祉年金を補完するものとして昭和三十六年に発足したわけでございます。しかし、その後年数がたちますにつれて母子福祉年金の受給者が今ではほとんどいなくなつて一方でありました。一方、離婚の件数の増加に伴ひまして、いわばこの法律の対象であります母子世帯の形態といひますか、姿が變つてきたわけでございます。

したがひまして、従来からの福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活安定と自立促進を通じて

て児童の健全育成を目的とする純粋な福祉制度に改めることが対象でございます母子家庭の実態に即してあるものという判断から行つたものでございいます。財政調整の観点のみから行つたものではないと思つております。

○大橋委員 じゃ、まず法の目的条項の変更がございいますね。現行法では、第一条の中には「児童の福祉の増進を図ることを目的とする」と。第二条では「児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給される」といふわけですね。つまり社会政策としての位置づけが明確でございます。ところが、改正案では第一条の目的を「この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする」と。こう変更された。

これは従来は児童が健全に成長する権利の保障として把握されてた制度を不安定で自立ができないといふゆる母子家庭への恩恵的給付的な福祉制度へと法の性格を根本的に変えたものだ、このように我々理解するわけでございますが、この点いかがですか。

○小島政府委員 改正におきまして、第二条の趣旨は全く變つておりません。また第一条におきまして、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものであることは變つておりません。

ただ、今回の改正によりまして、これは有期の支給制度、七年間の支給制度といたしました。これはどういふことかと申しますと、離婚等によつて生計の中心である夫の収入に頼ることをできなくなった母子家庭がその離婚というものを契機とした生計の激変という事態に對処する制度、その緩和するための制度、そういうような生活の激変があつても児童の福祉が損なわれることのないように、その母子家庭が自立するまでの間その児童のためにこれを出そうという制度にいたしました。

ので、その趣旨は「児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため」という文言によつて明確にしたものでございまして、出す趣旨、それから目的は變つておりません。

○大橋委員 要するに、先ほど大臣も今回の改正案は決して財政的な立場からのみ改正したのではないんだ、今局長も従来の趣旨は變つていないんだ、あくまでも児童を健全育成し、そして福祉を向上させていく、その趣旨は同じだということをおっしゃつたわけでございますが、それではここでちょっとお尋ねするのですけれども、児童扶養手当、それと児童手当、名前はちよつと紛らわしいのですけれども、これとの性格の違いはどこにあるのですか。

○小島政府委員 児童手当は、これは一般施策と申しますか、一般的に児童一般を対象とする施策でありまして、どういふ家庭の状況にある者、あるいは母子家庭、父子家庭、両親がそろつていない家庭といふことを一切問いません。一切問わないで、これは児童の養育を親の責任だけでなく、社会、国民全体がその養育に携はる、これは全部を肩がわりするわけではございませんが、その両親の援助、養育のお手伝いをしていこうという制度の趣旨でございます。これはやはり子供が次代を担ういわば人的資源である、我が国の社会を安定させていくための貴重な人材でございますので、両親の責任だけではなくて社会全体がその健全な生育に力をかそうという趣旨の制度でございます。

一方、児童扶養手当、先ほど大臣からお話がございましたように、発足は、国民年金制度がございましたときに母子福祉年金といふものがございました。それは死別の母子世帯を対象とするものでございまして、母子福祉年金の対象にならないう母子世帯、いわば生別の母子世帯が中心でございまして、その方々にも、同じ母子世帯だといふ状態に着目いたしまして、いわば母子福祉年金を補完する趣旨で設けられたものでございまして、したがひまして、母子家庭の生計の基盤の安定対策

という性格のものでございまして、このような違いがございまして。

○大橋委員 今説明がありましたように、児童扶養手当は国民年金における母子福祉年金を補完する制度として設けられた。それで、児童の養育者に対して養育に伴う支出についての保障を行つていく児童手当と性格は違ふのだ、こういうことでした。

しかし、今回の改正で児童の健全育成、資質の向上を目的とする福祉制度に改められたということは、児童の福祉の増進を図るという理念の上からは、児童手当も今回改正の児童扶養手当もそういう立場では基本的には同一の性格を有した、このように理解してよろしいですか。

○小島政府委員 終局的に児童の福祉の増進、その健全育成対策であることには變りはないと思ひます。

○大橋委員 私がよく聞いていたのは、先ほど厚生大臣は、決して財政的な問題ではないのだ、今度の改正は基本的な改革なんだといふことをおっしゃつたわけですが、どうも私はそこをこの理解できない。つまり、福祉年金といふことも公的年金の一種ですから、これを補完した場合の児童扶養手当の支給額と、今度改正なされる福祉制度に變つた児童扶養手当が變つてくるわけですね。これはどうも私は理解ができないのです。なぜこうして段差をつけるのだと言ひたいのですけれども、いかがですか。

○小島政府委員 母子福祉年金も、これは年金でございます。年金とは本来拠出を前提といたしまして、母子福祉年金の場合は、夫の死亡という保険事故に着目して、夫が死亡しても生活状態に激変を来さないようにという趣旨の給付を行うのが母子福祉年金でございます。一方、今回見直しました児童扶養手当につきましては、母子世帯が離婚を契機として生活が激変する状態に着目しまして、必要の度合いに応じまして援助申し上げよう、こういう観点から、支給額もその家庭の収入の状況に応じまして二段階に必要度を勘案しながら

ら給付額を定めている、こういう趣旨でございます。

○大橋委員 簡単に言えば、年金としてとらえていたときには社会保障の立場だから同じ給付のレベルでいかなければならぬのだ、しかし、一方は福祉制度にしたのだから格差がついてもやむを得ないのだ、これは財政的な面もあってそうせざるを得ないのだ、こういうふうにとらえたのではないかと、その辺はどうですか。

○小島政府委員 本来、年金でございますと、収入のいかんを問わず一定の条件があれば所定の年金が払われる。福祉年金につきましては所得制限を設けておりますが、その所得制限の範囲内であれば同一の年金額ということが年金の性格上妥当であろうと考えます。ただ福祉の制度ということになりますと、いろいろ措置費に關します徴収金を見まして、収入の度合いに応じてそれを定めておりますので、この児童扶養手当につきましても、その支給額はやはり家庭の経済状態に着目して、それに対応した額にするのが妥当であろうという観点からこのように改めたものでございいます。

○大橋委員 福祉というのは社会保障よりもっと下がるものじゃないんです。同じレベルです。これははっきりしておかなければいかぬですよ。そうなりますと、母子福祉年金における児童と児童扶養手当における児童、その児童は母子家庭という条件は同じですね。

ただ制度が変わったからといってがくんとその支給率に段差をつけることはどうも私は納得がいかぬ。あくまでも、先ほど申しましたように、社会保障の理念も社会福祉の精神も棚上げしてしまつて、とにかく財政が苦しい、何が何でもしようがないんだといって財政のつじつまを合わせたと言われている仕方がないでしょう。

○小島政府委員 それは御理解願いたいところなんです、年金につきましては本来保険料納付を条件としたしまして、一定の事故が生じた場合にその事故を救済する、補てんするという趣旨であ

らじめ保険料を徴収いたしまして、それをプールして集団で生活の保障を保つていくという制度でございます。一方、福祉の措置というのは、保険料とか何か前提にしません、一般財源を内容とするものでございまして、それぞれその必要の度合いに応じて給付額を決定していくのが妥当であらう。

また、ちなみに今今何回かということになりますと、補完していた母子福祉年金という制度はもうなくなるわけでございますので、そこ関係が切れる、なくなる、そういう時期に、この際もう一度社会保障全体の体系の中でこの児童扶養手当制度の位置づけを見直してみよう、見直した結果、検討結果でございまして、なるほどここで一部費用を削減されるみたいないところがあります。額も切られるところもあります。ただ社会保障全体としてはますます大きな行政需要が出てまいっておりますので、それぞれの施策につきましても最も効果が出るように、あるいは必要な施策を行うことができないというふうな事態が生じないようにならなければならぬので、その中の見直しというものがやむを得ない措置であると御理解願いたいと思ひます。

○大橋委員 時間の関係もありますので次に進んでいきますけれども、多少の差と言いますけれども、多少じゃないですよ。福祉年金の給付額に準じて同額で今まで支給されてきた。六十年度改正されたという立場で見た場合は、母子福祉年金の月額額は三万四千五百円です。児童扶養手当はどうなるかと言えは三万三千元と二万二千元、そうでしょう。つまり千五百円の段差、一万二千円の格差がつくわけですね。これは、ちょっとの差じゃないですね。しかも制度が発足するときに、従来母子福祉年金と同額で来たものががくんとこんなに開くというところは、どうも改革していく物の考え方に余りにも違いがあるのじゃないか。こんな激変ということはよくないですよ。大臣、この辺どう思いますか。千五百円から一万二千元も違つて

くるんですね。

○小島政府委員 先ほど申し上げましたように、年金と切り離して、確かに現在の段階では年金と比べますと千五百円の差があります。一方、二段階にしました結果、三万三千元、これは所得税非課税のグループでございまして、それと、三百万から非課税までの間の層につきましては二万二千元、一万二千元の格差が出ます。ただこれはあくまでも母子家庭に対する現金給付でございまして、経済援助を通じて児童の健全育成を図ろうとする制度でございまして、ですから、家計の状況というところに着目して格差をつけるのが妥当な措置ではなからうか。ちなみに低所得者階層でありまして、父子家庭なり一般家庭は、三百万を下回る状態にありまして、同じように経済状態がきつくと、税金を納めながら、しかし給付は受けられないという実態があるわけでございます。その辺のバランスを考えますれば、やはり家計の状況に応じて手当額に差をつけるのも御理解願える措置ではないかと考えております。

○大橋委員 それでは百歩譲って多少の差はつけてもやむを得ないのではないかと、しかし、私は今後この児童扶養手当の支給額というのは一体何を基準に決めていかれるんだらうかな、その疑問が出てきています。なぜならば、これが仮に五十九年度の審議のときに成立しておれば三百円の差だったわけですね。ところが継続になったわけでしょう。だものだから、そのまま金額が据え置かれてきているから今度は千五百円、一万二千元、こういう差がつくわけですね。多少の差はついていい。その気持ちには百歩譲ります。しかし、これは一体どうなんだらう、何を基準に手当の額を決めていくんだらうか、ここはどうなんですか。

○小島政府委員 やはりこれは一般の生活水準、あるいはそのときどきの児童の養育に要する費用ということと勘案しながら決めていくという形にならうと思ひます。

○大橋委員 一年前三百円だったけれども、たつ

た一年で今度は千五百円になった。これはちょっと考えられぬですね、そういうことですか。

○小島政府委員 年金の方は年金の額の改定の一一定のルールに従つてやっておるわけでございます。こちらの方は、現に児童に要する費用あるいは一般の生活状況ということを考えていくのがやはり福祉の措置であるということでありまして。

○大橋委員 要するに、児童扶養手当は福祉制度になったのだからもう年金みたいに自動的に引き上げていくことはないんだ、財政が苦しいれば苦しいなりにそのまま据え置いていくこともあり得るんだ、こういうことですか。

○小島政府委員 これは一定の趣旨、目的を持って支給する制度でございまして、財政状況に左右されないと言ひ切れない面もございまして、その趣旨、目的が損なわれることのないような額を確保してまいるのが我々の責任だと考えております。

○大橋委員 平行線ですが、児童扶養手当が今言ったように福祉制度とはなつたものの、やはり物価が上がつたり賃金も上げられたりしていく時代なんですから、当然児童扶養手当はこういうときにはこう上げていくんだという基準といひますか、ルールはつくらなければならぬと思うのですが、大臣いかがですか。

○増岡國務大臣 この手当の額につきましては、年金制度と違ひますので、御指摘のようなことがあろうかと思ひます。しかし、社会福祉の重要な一環でもありますので、直接連動することはないにいたしまして、社会情勢の変化によつてはそういう措置を考えていかなければならぬと思ひております。

○大橋委員 とにかく今回の大幅な引き下げは納得いきません。

今回の改正というよりも改悪の第一は何かと言え、支給要件の後退だと思ひます。まず未婚の母の児童には支給しない、こういうことですね。先般の審議を通じて問題がぐんぐん掘り起こされてこの点の重要性に気づかれた

んでしょ。か、從來どおり支給できるようにしようというふうな趣旨のことがおとついですか、テレビで報道されたそうですよ。その修正の話がテレビに出たそうですけども、それは御存じですか。

○小島政府委員　たまたまそのテレビを視聴する機会がございませんでした、そういう報道があったというのを聞きました。

○大橋委員　私もあなたと同じように直接には聞かなかった。ところが関係の御婦人からもう次々と電話が入ってきた。一体どうなんですか、本当ですか、うそですか。未婚の母を切ろうとすることをもとに戻すということは当然のことですけれども、六百万を七百万にするようなああい修正では話にならぬですよ、続々と電話がかかってくるわけです。

やはりすごい関心だなと私は改めて認識し直したわけですが、離別の未婚の母であれ死別の母であれ児童にとっては関係ないことであります。不支給、つまり支給しないということは児童の権利を侵害する結果となりまして、これをもしこのままでこり押ししてまいりますと必ず訴訟問題に発展していくのではないかと私は思うわけでございます。その点はどうお感じになっていいますか。

○小島政府委員　未婚の母を今回支給対象にしなかつたというのは、児童扶養手当制度を離婚等による母子家庭の生活の激変に対処する経済的な援助措置としてという趣旨のものでございますから、その激変がない、初めから夫によって生活を支えられたというような状態のなかつた未婚の母は対象にならなかつたということで、制度の政策目的から言つて対象にならなかつたところでございます。

仮に訴訟という御指摘のような事態がある場合
もあろうかと思いますが、我々としても、法制的
にも十分詰めましてそのような違法の問題が生じ
ないという確信のもとに提案しているものでござ
いますので、御理解願いたいと思います。

○大橋委員　先月からの審議を通して、自民党の先生もじっと聞いておられて、これは大変な問題だな、社労の先生は常識豊かな先生が多いです。から、これは修正すべきだ、もとに戻すべきだというお考えが出たのではないか、そういうのがたまたまテレビで報道されたのではないかなと思うわけでございます。

例えば、今児童扶養手当の中には事実婚の母は児童扶養手当の支給対象になっております。婚姻の届け出をしていないけれども事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は支給します、こうなっておりますね、間違いないでしょう。

○小島政府委員　これは事実婚の場合も婚姻と全く同様に取り扱っています。したがって、事実婚の継続中は出ません。事実婚が解消した、いわば離婚があつたという場合に出るわけでございます。

○大橋委員 それでは、事実婚と未婚の母とどこでどう判断していくんだ、これはえらいことになっていきますね。私は未婚の母じゃありませんよ、事実婚だったんですよ、だれがどのように証明していくんだとさまざまな弊害が発生するので

はないかと思うのです。そういうことも含めまして、今回の未婚の母の児童を差別するということは憲法第十四条違反である、「法の下に平等」ということに抵触する。大臣、これはよく聞いておってください。また、憲法第二十五条、最低生活

を営む権利並びに児童憲章の一の「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。」これにも違反します。あるいは児童権利宣言の第一条、第二条、第四条にも違反すると私は考えます。また、市民的及び政治

的權利に關する國際規約第二十四条第一項にも違反します。また、女子差別撤廃条約第十六条一の(d)項にも違反する。このような重大な改悪になっているということを大臣は御承知なんでしょうか。

そこで、今児童扶養手当受給中の未婚の母子世帯は何人いるか、全体の何割を占めているかも知

めまして、まず大臣のお気持ちを聞いた後で説明していただきたいと思います。

○小島政府委員　今、先生いろいろ憲法問題御指摘いただきましたが、これはすべての児童を対象とするという一般制度でございませぬ。したがって、これは父子家庭の子供も両親そろっている家庭の子供も対象になっていない、母子家庭の子供

だけを従来から対象にした制度でございます。今回、そのすべての母子家庭が対象になるわけでございまして、今回の見直しによりまして、生活の激変があったというような、そういう事態を救済しようとする制度でございますので、そういう

要件に該当しない母子世帯を除外いたしましたしても、憲法違反、法のものとの平等というような問題を生ずるおそれは全くないものと確信しております。

○大橋委員　大臣、先ほど僕が言いましたような

いろいろな条項に違反と思われる内容になるわけですが、大臣はこの点についてはどのような見解をお持ちですか。

○増岡国務大臣 法的なことを申しますと、ただいま局長が説明したとおりであらうというふうに

思います。

そういう観点から考えますと、今回の法律改正は離婚というところに着目をいたしておるわけでございます。したがって、事実婚であれ、一たん法的な保護を受けた結婚であれ、そういう家庭が崩

裏をして激変をするということに着目をいたして
おりますので、その結果、未婚の母、いわば先生
御指摘のように、その確認は難しゅうございます
けれども、未婚の母というものはそういう実態が
なかったという判断からこのような措置をとらう

先ほど先生御指摘になりましたテレビその他のことにつきましては、私どもは一切関知いたしておりませんので、御理解をいただきたいと思うわけでございますけれども、しかし、この問題について

きましては本委員会並びに予算委員会等でも相当御意見のあることはよく承知をいたしておるわけ

でございまして、十分御論議をいただきたいというふうに考えております。

○大橋委員 今の大臣のお言葉の裏には、これは確かに審議をしていく過程においては問題だったんだなというのを気持ちの奥には感ぜられているような答弁であったと私は思います。これは是非でも改めてもらわなければならぬ箇所であり

実は、障書福祉年金と児童扶養手当との併給禁止問題で昭和四十年代に堀木訴訟というものが大変な話題を呼んだことがありますね。この人の本名は堀木文子さんでござりますが、全盲の視力

障害者で、国民年金法に基づく障害福祉年金を受給し、夫と離婚して以来次男を養育したことから、昭和四十五年に兵庫県知事に対して児童扶養手当法に基づき認定申請をしたところが、児童扶養手当法の四条三項三号、今これは改正されてお

りますけれども、当時改正前のいわゆる併給禁止規定に該当するという理由で却下をされております。それでまた異議申し立てをしたところ、同じような理由でまた却下された。

そこで、堀木さんは、この併給禁止規定という

ものは憲法第十四条一項あるいは二十五条二項十三条に違反しているのではないかとということで訴訟を起こしたわけであります。その結果は、第一審の神戸地裁判決では、併給禁止規定が憲法第十四条に違反し無効であると堀木さんの請求を認

めたわけですね。その後、厚生省は併給禁止規定がまずいということで改正したので、障害福祉年金の受給者であっても児童扶養手当の支給を受けることができることになった、私はこう認識しているわけですが、その訴訟は控訴されま

これはどういうことで法改正をなされたのか、そのときの状況と気持ちを聞かしていただきたいと思いました。

○小島政府委員　お尋ねのありました堀木訴訟、

先生おっしゃる様に第一審では原告勝訴、四十七年九月二十日でございますが、その後高裁、それから最高裁と争いまして、国側の併給禁止の措置は憲法違反でないという御判断はいただいておりますのでございます。

〔委員長退席、丹羽（雄）委員長代理着席〕
ただ、その後児童福祉全般の中での手当の支給範囲、対象者ということの見直しを行った結果、やはり非常に生活の苦しいという状態が続くであろうと予測される老齢福祉年金とか障害福祉年金の受給者とは併給するのが妥当であろうという政策判断に立ちましてこれを変えたという次第でございます。

○大橋委員 あくまでも行政の裁量で行ったというところでございますが、これはやはり堀木さんは権利として主張なさいますして、第一審では見事に勝訴なさったわけでありまして。

そこで、児童扶養手当は離別世帯にとつてにかく生活に必需的な費用だ、これは非常に重要なところなんです。絶対に後退を許されないと私は思うわけですね。先ほどから、あくまでも生活を援助するための、児童の健全育成のための手当であるところを酸っぱくするほど述べておられますが、それほど児童扶養手当というものは離別母子世帯にとつては非常に重要な生活必需的な費用であるということです。したがって、これは後退させてはいかぬということを私は強調したいわけですが、厚生省の「全国母子世帯等調査結果の概要」という五十八年八月一日現在でのデータがございまして、それによりますと、いろいろ出ています。母子世帯平均年収、離別世帯の平均年収、一般世帯の平均年収が示されておりますが、厚生省の資料ですから、そちらの方で述べていただきたいと思います。

○小島政府委員 これは五十八年調査でございますので五十七年当時の状況でございますが、一般世帯が四百四十四万、それから母子世帯が二百九十九万、それから父子世帯、父親と子供の世帯が二百九十九万というふうな状態になっております。

○大橋委員 離別世帯百七十七万でしょう。

○小島政府委員 御指摘のとおり、離別世帯の方は母子世帯の平均を下回っております。

○大橋委員 そこで、やはりこれも厚生省の資料を見て驚いたのですけれども、さらに離別後夫から養育費を受けているものというのはいくつかに一・三％と出ております。過去に養育費を受けたことがあるというのがわずかに一〇・一％、全く受けたことがないというのが七八・六％なんですよ。大変離別世帯は苦しい。あるいはまた年収の中で養育費は来っていないという実態がここにあるわけですね。

また、所得制限の変更にも私は問題があると思うのです。年収三百六十一万円が三百万円に切り下げられて、また百七十一万円以上と以下というところで二段階に仕分けされたわけでございますが、一体この根拠は何だろうか、理由は一体何だ、こう思うのですけれども、いかがですか。

○小島政府委員 これは三百万というのは二人世帯の基準額で三百万でございますので、これは家族数がふえればふえるほどまた基準額は増加いたしますが、この二人世帯で三百万という額は、国民生活実態調査をもととして勘案したものでございまして、この調査によれば、生活程度が普通としていける階層の平均年収が大体三百万というところでございます。ですから、生活程度が普通だというところまでは対象にしよう、それ以上のところは対象から外してもそれはそう不合理なものではないんじゃないかという判断でございます。

それから、年収百七十一万という数字は、これは当時は百五十万程度の数字で申し上げていたかと思ひますが、百七十一万というふうに今回改めて御説明申し上げておりますのは、これは二人世帯での所得税の非課税の収入の限度額でございます。したがって、これも家族数が増加すればこの限度額は逐次それに応じて上がるといふ仕組みになっております。したがって、所得税の非課税世帯については月額三万三千円、それを上回るところから普通世帯、二人世帯で年収三百万まで

のところは月額二万二千円の支給額にするというのが今回の趣旨でございます。

○大橋委員 それではちょっとお尋ねしますけれども、生活保護一級地ですね、例えば母が三十四、五歳で、長女が十歳、長男が五歳という人がいたと仮定します。そういう場合、いろいろ生活扶助とか児童加算とか住宅扶助、教育扶助が出てくるわけでございますが、この年額は合計しますと幾らぐらいになりますか。

○小島政府委員 お尋ねのような状況、一級地の場合で母の年齢が三十四歳程度、長女十歳、長男五歳という三人家族でございますと百八十四万二千円程度になるかと思ひます。

○大橋委員 今いふよりも百八十四万とおっしゃったわけでございますが、先ほど平均ではございませうけれども母子世帯は百七十七万でございます。たね、また、仮に年収が百七十二万円だとします。今、年収百七十二万円が所得制限になりますから、年収が百七十二万円ある人と仮定します。その人には二万二千円の児童扶養手当がつきます。それが十二月分ですから二十六万四千円になります。合計しますと百九十八万四千円、それと百八十四万といったらほとんど一緒ですね。

○小島政府委員 先ほど申しました生活保護の百八十四万二千円というのは三人家族でございまして、したがって、児童扶養手当の場合は、同じような状態で母と子供二人ということになります。所得制限の限度額が二百二十三万円になります。それから、全部が停止される額、三百万の額が三百四十五万になります。したがって、先生の御心配いただいたようなケースは家族数がふえるほどこちらもうまえてまいりますので、その心配はなからうと存じております。

○大橋委員 それでは、今度の所得制限を設けたことによる財政効果といえますか、あるいはその配分、人数の配分ですね、これはどのように予測されているのですか。

○小島政府委員 これも、所得制限につきましては初年度はほとんど出ません。と申しますのは、

三百万の限度を超える方につきましても一年間は、低い額の方でございますが二万二千円の手当を従来の受給者につきましては支給しようという仕組みになっております。あと、新規の受給者の状態がどうかということでございますが、従来の経験から申しますと、大体支給を受けられないという方が三％ぐらい、それから三万三千円の手当を受けられる層が八七％ぐらい、それから二万二千円の支給額となるところが一〇％程度、従前の受給者を分析しますとそういう結果が出てまいります。

○大橋委員 いずれにしましても、私はとにかく今回は財政のつじつま合わせのためにこういう所得制限の引き下げをやったんだと非常に不満でありません。

また、次に移りますが、離婚してしまえばその夫は母子の養育費を見ない、こういう実情が浮き彫りになってきていて私は思うのですけれども、それだけに児童扶養手当の意義と影響は大きいものがあると思ひます。

そこで、これも厚生省の調べでございますが、児童扶養手当の使途について調べられた。これは児童家庭局調査ですね。これも五十八年度のものですけれども、生活費に使っているというのが六一・五％、教育費が二六・九％、したがって、私は児童扶養手当はやはり大変重要なものだな、こう思っているわけですね。したがって、手当額の後退というものは極めて深刻なものになる。どうかかとの水準に戻すべきだ、こう思うわけでありまして。

また文部省が五十八年度に保護者が支出している教育費は幾らかというのを調査しているのを見てみましたところ、母子家庭における教育費負担は、これも大きいですね。小学校、当然公立ですが、十六万五千二百二十円、中学校が十九万九千七百二十五円、高校になりますと、公立が二十五万九千七百二十八円、私立五十四万二千五百八円、幼稚園になりますと、公立で十六万九百三十円、私立で三十一万一千六百二円。先ほどの母子世

帯の年収平均でいきますと、これは二人のものですけれども、母子世帯の平均年収百七十七万に對して、仮に高校、私立に行つたとして五十四万二千五百八円ですから、百七十七万に占めるのは三〇・六％になります。教育費だけでですよ。あるいは幼稚園は三十万一千六百二円ですから一七％も占めます。そういうことでございまして、今回のように手当額を大幅に引き下げるというのはどう考えても納得いかないことですが、いかがですか。

○小島政府委員 先ほどお答え申し上げましたが、経済状態の低所得者というに着目いたしますれば、父子家庭とか一般家庭でも低所得者については子供の教育費なんかには困っている例もあろうかと思ひます。

ただ、最低限は我が国の場合は生活保護で保障する、その他のものもろの施策は生活保護を踏まえながらも、そこにいかないまでも、より救済の度合いとか援助の必要な層に事由を特定しながらそれに対応したふさわしい給付を行つたり経済的な援助を行つていくということでございまして、その辺は低所得者の父子家庭、一般家庭の児童とのバランスも考慮いたしますれば、中程度の生活程度の方までを対象としながら、しかも所得税非課税という低所得者層にはより手厚い額の給付を、それから所得税非課税から中位程度の者につきましては、現在より下がりますけれども二万二千円程度の額を支給するという考へ方は、母子家庭だけを見ますれば多ければ多いほどいい、それはまた今までの額を引き下げる我々としてもその面に限つては非常に遺憾な残念なことでございまして、他の世帯とのバランスのことを考慮すればこういうことが合理的ではなからうかと考へて提案したわけでございまして。

○大橋委員 バランス的に考へると、不満で不満でならぬということを私は言ひたいわけですが、次に、改悪の第二でございましてけれども、離別した父の年収の額によつて支給制限をする、こうありますね。この前からたしか年収六百万円では

たか、これを超えた場合は支給停止だ。当然その親の養育責任はあるわけでございましてけれども、しかし、別れた夫から養育費が支払われると考へられての改正だろつと思ひますけれども、これはたかでもない考へ違いだと思ひます。なげなれば、別れた夫から養育費が来るなんて極めて少ないわけですよ。それは御承知ですか。

○小島政府委員 先ほど先生御指摘いただきましたが、我が局で行いました母子家庭の実態調査についても、残念ながら、過去に養育費を支払つた者を含めて二割強というぐらゐの数字でございまして、非常に残念な数字であると思ひます。

ただ、福祉の措置等に関しましては、あくまでも民法上の親の養育責任というものはやはり優先して考へてしるべきものと思ひます。これは親としての当然の責務でございまして、これは離婚したからといつて父親の養育責任がなくなるものではございせん。したがひまして、今回は、父親一人の場合で年収六百万という、所得の十分位法で計算いたしましたも一番最高の所得の階層でございまして。したがひて、そういうところは払いやすい——払いやすいという言葉はなんでございまして、払い得る条件は十分あるわけでございまして、まずその父親の扶養責任を果たしていただきた。月収に置き直しますと五十万でございまして、十分実行できる経済的基盤がある、そういう方にはまず父親の養育責任の実施を期待してもいいのではなからうかという判断でございまして。

○大橋委員 私、先ほど言ひましたように、親の扶養責任は当然あるわけですよ、生んだ責任があるわけですから。それは当然なんですけれども、それはあくまでも収入のある者から養育費を取りたい、養育をさせたい、これは理論的にはわかるのです。机の上ではわかるのですけれども、実際のにはそういうものがなされてないというわけですね。

これは、昭和五十六年度の養育料の支払ひの状況調査をなさつた最高裁の司法統計がございまして

けれども、協議離婚——協議離婚というのは離婚の九割を占めておるそうですね。養育料を支払つた者は三〇％未満だといふわけですよ。また、調停、審判による離婚のうち養育料を支払ひの取り決めがないといふのが三〇％、取り決めたといふものが子供一人の場合は二万円未満でわずか三四％。それから取り決めた中で、子供二人、これは四万円程度の養育料といふのが五三・四％。このように養育料の支払ひを取り決めたといふのが三〇％おるといふことがまず一つ。取り決めたものが今言つた三四％、五三・四％と、こう示されているけれども、取り決めたけれどもそれが果たして履行されるかどうかといふことになるとまたぐんと下がるわけですよ。

そこでまた、養育料の負担について昭和六十年の一月から二月にかけまして日弁連がアンケートをとつておりますよ。大阪弁護士会所属の弁護士百二十名を対象に行つてゐるわけでございまして、その資料を見てまいりますと、すべて履行されたといふのがわずか二五％ですよ。まあまあ履行したといふものを加へても三六％だといふわけですよ。しかも一括払いを求めるとその養育費といふものはぐんと値切られるそうですよ。

また、五十七年度の司法統計によりまして、裁判所に養育費の支払ひを履行させるように勧告してくだされと申し出た者が九千八百二十五件あったわけですよ。その中で、支払ひないといふ、支払いがないといふと勧告したのが二万九千八百七十七回。これは一件当たり大体三回勧告した計算になるそうなんです。そして、裁判所の方から一生懸命勧告をして、その出てきた結果がどうかといふと、すべて履行しましたといふのが三一・七％しかないのです。一部履行したといふのが三九・五％、全く履行しなかつたといふのが二八・八％。

ここまで裁判所を通じて合法的に勧告をしても、なおかつこういう姿が出てゐるわけですよ。しかも、一部履行、全く履行してゐない、それは三九・五％、二八・八％ありますけれども、それは一生懸命勧告したときの数字であつて、その後どう

なつたかという調査は不明なんです。いかに養育費が支払われていないかということが明らかになつたわけでございますが、さりとて強制執行して養育費を取らうかといつても、手続的あるいは時間的、費用的に困難、あるいは差し押さえる財産がない、前夫が再婚した場合などは社会的、心理的な制約が出てきて、養育費の要求は極めて困難だ。こういう状況の中で、すなわち別れた夫に確実に養育責任を果たさせる国の保証もない現状の中で、年収の程度をもつて機械的に手当を打ち切るということはどうも納得いかないと思ひます。短期間ではございましてけれども、その答申の中で審議会もこの点に対しては厳しく指摘をしておると思ひますけれども、どう指摘をしておりますか。

○小島政府委員 これは御答申の第二項で触れられてゐるところでございまして、「福祉の制度として地方負担を導入することは、運営の適正化を図るものとしておむね了承する。また、婚姻解消時の夫の所得によつて支給要件を定めることも理解できるが、民法上の扶養義務が十分に履行されるような手だてなしには、児童の福祉が確保されないことにもなりかねないので、この方面に対する検討を別に行つたい。」といふふうになっております。

○大橋委員 このように社会保障制度審議会も厳しくこの問題を指摘しておりますね。したがひまして、もし社会保障制度審議会の答申を厚生省が尊重するならば、まずその手だてをきちつとしないければならぬわけですよ。ところが、前夫が養育費を支払わぬ場合の救済措置について一生懸命生省はどう考へておるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○小島政府委員 制度審の答申でも、親の所得によつて支給しないといふことには一応理解を示されております。ただ御指摘のように、そういうような親の養育責任の保証もあわせて考へるべきだ、これは別に検討といふことでございまして

で、こういう制度を実施するなら今後そういうことを検討していけ、こういう御趣旨だと思ひますので、早速省内にそれぞれの道の専門家の方々、学者の方々、家庭裁判所関係の方々あるいは司法関係の方々、福祉関係の方々に御参加願ひまして、これらの問題についての対処方針を現在検討中でございます。

○大橋委員 それは本当は法案を提出する前にやるべきだったんですね。しかし、今、おくれればせながらそれを検討する機運をつくるというお話でございますので、参考的に申し上げますが、スウェーデンでは養育費の立てかえ払い制度がございます。アメリカでは養育費を支払わないときは身柄を拘束するという厳しい制度もございます。またソ連を見ますと、養育費を支払わない場合には養育費を給料から天引きをしていく、こういう制度があります。

とにかく児童の健全育成、福祉の増進のための手当というものは国がまず支給しない、そして高額所得、今六百万ということが一応出ているわけでございますが、そういう夫は養育責任として国に納付する、このような制度を工夫すべきじゃないか。要するに児童扶養手当というのは、子供の健全育成、資質の向上、福祉の向上に充てられるわけですから、もうこれは文句なし、どんと支給をしまして、もしそれだけの余裕のある夫であるならば、それはむしろ国の方に払いたくないというものを何かの形で工夫をしてつくるべきだと思います。

というのは、現に身体障害者雇用促進法というのがありますね、この中には身体障害者の雇用率というのがあります。その雇用率を達成しない企業については、その事業主からペナルティーとして納付金を徴収しているわけですね。事実こういうふうな納付制度ができていっていいわけですよ。同じように工夫すれば、別れた夫から国の方に所要の額を徴収するということは私は可能だと思ひます。いかがですか。

○小島政府委員 これは我が国の場合、スウェー

デン、アメリカのような措置がとられませんか、これは離婚制度の大きな違いでございます。先生御指摘のように協議離婚が九割ということでございますが、これはお互い同士の話し合いで別れるという、いわゆる何れも公的機関の関与を経ない離婚が九割を占めているわけでありまして、諸外国の場合で見ますと、どこでも少なくとも子供のいる家庭については協議離婚は認められておりません。必ず裁判所が関与する。そこで必ず児童の養育費の取り決めが行われます。法律的にその支払い義務がそこで確定するわけでございますので、かわって取り立てるという方法も可能なこととございますが、何らかの法的な取り決めのない者につきましては、国がかかわって請求する権利がございまして、その辺は婚姻制度、離婚制度の仕組みとの兼ね合いで考えてまいらなければなりません。

一方、諸外国でも、ある程度カトリックの影響の低下とか何かと兼ね合いがあるのかもしれないんですが、離婚をできるだけ認めていこうという方向にもあるように感じられておりますが、少なくとも子供のいる場合の離婚というのは非常に厳しい法的な規制のもとに行われております。ですから、我が国の場合、そういうことは国民の合意を得られるのかどうか、十分制度の今後のあり方と仕組みを考えたならばそれは考えていかなければならぬかと考えております。

(丹羽(雄)委員長代理退席、浜田(卓)委員長代理着席)

○大橋委員 我が国の実情は協議離婚がほとんどだ、それはそのとおりだろうと思ひますが、だからといって親の扶養責任がなくなってしまうわけじゃないわけですね。ですから、そういう現状の中で何か工夫をして納付させる制度を考えていくべきだと、私はこう言っているわけですよ。大臣、それはおかしくないでしょう。どうでしょう。

○増岡国務大臣 今の養育料の納付についての先生の御提言はごもっともなことだと思ひます。

○大橋委員 大臣、これはぜひ大臣が厚生省を所

管していらつしやる時代に必ずその問題が解決するようにきちつとしていただきたいと思ひます。そこで、私はそれが前向きに検討され、実現されるという理解のもとに次の質問に移りたいのですが、年収による所得制限というものは、離婚前の所得によって判断されるというふうになっております。じゃ、離婚後に相手の夫がその所定の収入額が減少した場合、そういう場合はどうなるのでしょうか。

○小島政府委員 一応これは毎年毎年別れた夫の所得をとることも非常に困難ではないかということと、離婚の前の年の所得によって、六百万以上の場合にはその者には支給しないという仕組みになっております。ただ、その場合でも、父親の経済状況に激変を来した、あるいは父の所在が長期間不明になった場合等々については、もう扶養義務の履行を求めることが困難な事情が出てまいりましたという認定のもとに手当は支給することにいたしました。

○大橋委員 今私がお尋ねしたのは、離婚前の所得を把握して、六百万以上ある者は支給しませんよ、こうなると、仮にこれが実現させられたとしても、そうなるって、むしろそういうふうにあなた支給しませんよという状況に置かれていた母親が、その後相手の収入が減った、それじゃ今度は出てくるか、支給されるようになるのか、その辺を聞いています。

○小島政府委員 これは要するに、六百万程度従来あれば扶養義務の履行が一応可能だと考えているわけでございますので、減り方にもよるうかと思ひます。これは二万減った、十万減ったというふうな状態で支給するといふわけにはまいりません。そこはやはり減ったというものは、もう今後扶養義務の履行を継続することが困難な程度まで減った、激減ということに考えざるを得ないと思ひます。

○大橋委員 いずれにしましても、離婚後の夫の所得をだれがずっと監視していくのだろうかという問題ですね。これも重要な事柄です。

それからもう一つ、今もいじくもおつしやつたわけでございますが、手当の支給要件の二の項の中に「扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、」もうだめだ、支給しないとして人にも支給いたしませんよ。それは外国に行っている人にも、あるいは長期間所在が不明だとかいうような状況のときにはこれは支給しますよ、こういうことだと私は思ひますのでございしますが、むしろ履行を求めることが困難ということよりも、履行を得ることが困難なときの方が私は適切ではないのかな、こう思ひますのでございしますが、いずれにいたしましてもこの困難性の基準といたしまして、これは非常に不明確と私は思ひますが、いかがですか。

○小島政府委員 その点は、事実判断に属する分野でございますので、できるだけ具体的な基準をつくりまして、運営が混乱しないように、支障を来さないように十分配慮をしてみなければならぬと考えております。

○大橋委員 どうもそれは納得いきません。いわゆる履行できるかできないか、その判断あるいは証明は一体だれがやるのだろうか、この辺がはっきりしない、今回の出されている法案は基本的に間違いないと思ひます。大臣、この点はどういうふうに思われますか。

○小島政府委員 お尋ねのだけれどそういうことを拳証するのかわいさうございしますが、一応今までその養育費の仕送りを受けておられた母親の方が、やはりこういう事由で父親から今後扶養義務の履行を期待することが困難になりましたという届け出をいたしたましまして、それをもとに都道府県知事が認定を行うという仕組みになります。

で「児童手当制度の当面の改革方策について」という意見書を出しておられますが、その中を見ましても、大変な内容が記されております。

「平均寿命の伸びにより、高齢者人口が増加する一方で、出生数が減少していることは、高齢化社会の進展に一段と拍車をかける要因となっている。我が国では、ここ十年來、出生数が予想以上に減少し、出生力の指標である合計特殊出生率でも、近年は、人口の置き換え水準の二・一を大きく下回る一・八程度で推移しているという状況にあり、昭和九十年には、生産年齢世代（二十―六十四歳）二・六人で高齢者（六十五歳以上）一人を養うという重い負担を担うことになる。」

こういうことで、続けておっしゃっていることは、「高齢者に対する生産年齢世代の扶養内容の一つである年金制度では、被保険者は、親あるいは子の有無に関係なく定率又は定額という一定の負担を行っている。高齢化社会を控え、今後、高齢者についての扶養負担は、より重くなるが、そうであればこそ、その重い負担を担う現在の児童の扶養についても、生産年齢世代が子供の有無に関係なく一定の負担を行うことが、社会的公平からみて必要である。」このように言っているわけですが、とにかく我が国は児童というものがどんどん今減少し、お年寄り―平均寿命が伸びましたから大変な高齢化社会になっているわけですよ。それだけに今は日本の児童というのは希少価値、この児童についてお金を惜しんじやいかぬ、私はこう思うのです。いかがですか。

○小島政府委員 確かに御指摘のように、今、合計特殊出生率は直近の数字で一・八でございます。今後、人口推計によりましてさらにはなからうかと非常に憂慮される状況でございます。

したがって、子供というものにつきましては、今後やはりある程度の出生数を確保するということが社会的にも十分関心を払っていかなくちゃならぬというふうに考えております。

し、これは子供の育成過程そのものにも非常に人格形成上、家庭や地域によってある子供同士の交流がなかなか従来ほど期待できない、それは人格形成に非常に大きな影響を及ぼしている面もございますので、子供の問題に対する社会的な関心をやはり一層高めながら、この意見具申にもございまして、その子供の養育を親だけの責任でやることなく、やはり社会的に支えていくという制度を確立してまいらなければならない。そのためには、今後十分な国民全体の合意づくりと申しますか、御理解を得るような方途を十分努力してまいらなければならないと考えている次第でございます。

○大橋委員 人口動態で見る出生率の急激な低下を見てみたわけですが、私は大正十四年でございしますが、そこから見てみたんですけれども、そのときの出生は二百八万六千九百九十一人で、人口千対で三四・九でした。それが昭和元年では二百四十万四千四百五十五人で人口千対で三四・六、そう変わらなせん、そのころは、二十五年にになりますと二百三十三万七千五百七、二八・一でぐんと下がりましたですね。五十八年は百五十万八千六百八十四人で人口千対で二二・七と、ぐんと出生率は落ちていっているわけですね。

例えば、普通の家族で子供が絶えたならば、これは養子を迎えれば別ですけども、その家族は自然消滅していくわけですね。もうどんなに子供を大事にしようと思ってもいないものはどうしようもないのですから、ということを考えれば、今、社会全体から見ると我が国の児童というものは単なる夫婦の子供ではないのだ、あくまでも「社会の子」という立場に立って見ていくべきだというところは早くから指摘されていると思うわけですね。

そこで、我が国は児童を「社会の子」として社会的に配慮せよということが昭和五十五年の中央児童福祉審議会「児童手当制度の基本的あり方について」の意見具申の中にも述べられております。

児童の出生数がその後予想以上に減少していることから高齢化社会へのテンポはさらに速まるものと推測される。

児童手当制度の意義は以下のようなものと考えられるが、その意義は高齢化社会においてはさらに重みを増してくるであろう。

（一）世代間の信頼と連帯の醸成に資するものである。

今日、老人扶養は年金等によりかなり社会化されているが、このような社会的扶養が円滑に維持されていくためには、将来の社会の担い手である児童を「社会の子」として社会的に配慮していくことが当然必要となる。特に、高齢化社会においては老人扶養の負担は極めて重いのとなるので、この配慮はなおさら重要である。

このように、とにかく児童というものに対して社会全体で大事に健全育成、資質向上のために手をかしていこうではありませんかという時代に、児童扶養手当制度は後退していつているわけですね。ですから、時代逆行と思うのですけれども、いかがでございしますか。

○小島政府委員 御指摘の意見具申は、趣旨は児童手当についての御提言でございしますし、この制度についても直接我々としても今後十分機能するような方向に拡充してまいりたいと考えております。ただ、残念ながら一般的な児童手当制度に対する国民の理解や関心は決して高い状態ではございません。それは我々の努力も不足しているせいだと反省しておりますが、やはり関心を高めながら、国民全体が応分の費用を出し合って子供の育成を図っていくという組織を御理解を得ながらつくってまいらなかならぬと考えております。

それは、児童手当はいわば児童に対する一般制度でございしますが、今御審議をお願いしております児童扶養手当は母子家庭という状況、そういう状況に着眼して、どういった経済的な助成措置が必要か、子供のためにどういった措置が必要かという政策判断に基づきまして行っていることでもござ

いますし、全部の子供を対象としてではなく、まさしく母子家庭の子供に限っての対策でございまして、その援助の必要な度合いは全社会保障体系の中でどういうぐあいかということを考えて、現在御提案申し上げているような制度に組みかえるのが社会保障全体を円滑に伸ばしていくためには必要な措置であるという判断に立って御提案しているものでございします。御理解いただきたいと思います。

○大橋委員 私は、今、日本の現状から児童の姿を見た場合、出生率の低下等から考えて非常に重要な存在になっているのです。だから、これはもう分け隔てなく大事に健全育成のために金を惜しまず持つていくべき時代になってきておりますよ、こう言ったつもりなんです。だけれども、今局長は、確かに制度の違いはあるけれども、児童というものから見れば同じ状況下にあるわけですから、局長の考え方ではなく、児童の胸のなかには私は児童手当の子供だ、私は児童扶養手当の子供だとか、いや私は母子福祉年金の子供だとか、何か看板を掲げて歩かなきゃいなくなるような感じが私はしてならぬのです。

そうじゃなくて、今、私は理念、精神を言っているのであって、そういう理念や精神に立てば後退するようなことであってはいかぬ。特にお年寄りに対して極めて政策が充実されている中に、一方、児童の方はこれほど重要な位置にありながら無視、軽視されている感じであるところに問題があると私は言っているわけです。大臣そうじゃないですか。どうです、大臣の気持ちもひとつ聞かしてください。

○増岡閣下 次の時代を担う児童を大切にするとこのことはもちろん御指摘のとおりでございます。今御提案申し上げております児童扶養手当につきましても、一般の児童手当と並行してそういう趣旨も担っていかねばならないと思っております。

ただ、私どもが行政サイドとして御提案申し上げますからには、やはり永続して安定をした制度

でなければならぬという意味合いもあるわけでご
ざいまして、なおかつ、この課題はここ五年や十
年で解決する問題でもございませぬし、将来にわ
たつてその措置は改善されなければならぬであ
ろうというところは考えておりますけれども、今す
ぐそのような拡大策がとれないという現状につ
きまして御理解をいただきたいと思うわけでござ
います。

○大橋委員 もうとにかく納得できないことだ
けでございますが、手当の請求の時効を今度設け
ましたね、何か五年たてばもうだめだ。これも私
は問題だと思うのです。じゃ、仮に時効を設け
た場合、四年目に気がついた、そして請求手続を
した。そうしたら四年前にさかのぼって支給し
てくれるのですか。どうなんですか。

○小島政府委員 こういう福祉の措置につきま
しては、年金と違ひまして遡及して支給するとい
うことは一切ありません。これは生活保護や何か
同じでございます。ただ、四年目に請求がなされ
ればその時点から七年間あるいは義務教育終了時
まで出す。四年をそこから差し引くというよう
なことはいたしません。請求後の期間だけ支給で
きるという形になります。

○大橋委員 そうでしよう。遡及はしないとい
うことなんですね。

これも資料にはつきり出ていたのですが、現在
でも、受給する権利がありながら支給してない
という人のうちに、四六%の人は制度のあること
すら知らない、こういう人がいるというんです
よ。そういう現状にあるというんです。いいで
すか。現在でも、受給する権利がありながら支給
していない人の中に制度すら知らなかったという
のが四六%もあるんですから、これはもう五年な
んというものを考える必要はないと思うんです
よ。だから、気がついて、あるいはその必要を感
じられた人は当然その場で請求なさるわけです
から、その必要な方には支給する、こういうふう
にした方が妥当だと私は思いますよ。

○小島政府委員 今御指摘の、四六%の者が制度
の存在を知らなかった、日本弁護士会の資料の中
にその御指摘がありました。我々それを調べま
したところ、どうも出典が明らかでない、その実
態を明確にすることができません。まださらに調
べてみたいと思いますが、先ほどの五十八年
の全国母子世帯調査によりますと、児童扶養手
当制度があることを知らないという方は全体の四
六%でございます。

それから大阪府の母子福祉連合会が行った調査
では、児童扶養手当制度を知らない者は何%とい
う調査はございせんが、児童扶養手当を知って
いる者が九八%、無回答が二%ということござ
いますので、我々としてもPRに努め、こういう
制度の存在をあまねく周知願うということは大切
なことだと思つて周知徹底に努めておりますが、
残念ながらまだその存在を知らない方がいらっ
しやることも否定し得ません。ただ、そんなに高率
ではないんじゃないかという判断を持っておりま
す。

〔浜田(卓)委員長代理退席、委員長着席〕
ただ、今回五年間という期間の制限を設けまし
たのは、この制度が一つには離婚による激変緩和
の措置である、五年間くらいたってまた激変とい
うことはあり得ないのではないかと、ですから五
年間という期間。もう一つは、いろいろな父親の
所得とか何かの調査を確定に行いますためには、余
りそこが長期になりますとその調査の実施が不可
能になるというような問題もありましてこういう
制限を設けさせていただくことにしたわけでござ
います。

○大橋委員 私はやはり必要ない、こういうふう
に思います。
それから、時間もだんだん迫りましたが、手当
の支給期間、原則七年間として義務教育終了ま
で、こうなされたわけでございますが、これは法
案の名前にもありますように児童扶養手当、児童
というものが基本です。児童福祉法第四条に
「児童とは」と示されているのを見ますと、児童
というのは十八歳未満である、定義がくつきりして

おるのですが、これを十五歳までで打ち切るなん
という考え方はよくないと思うのですけれども、
いかがですか。

○小島政府委員 これはいろいろ御批判、御意見
のあるところかと思いますが、先ほどから申し上げ
ておりますように、本制度の担う役割をいたし
まして、離婚というようなことに起因いたします
母子家庭が従来の経済状況からの激変を来してい
る、家庭が非常に激変している、そのときのその
激変の状態に着目いたしました子供のための経済
的な助成措置として位置づけたものですから、一
般に母子世帯が自立されるまでの期間として一
応七年間という期間を選択したわけでございま
す。

この根拠をいたしましては、母子家庭が生活保
護などを受けられてそこから脱却するまでの期
間が、大体五年から七年で大部分の方がそういう
状態を脱せられる、あるいは母子寮からの退所の
状況を見ましても、七年という期間があれば九割
以上の方がそこを退所できるというふうな経済状
態にまで回復なさっているんだというふうな推察が
できますし、また、児童扶養手当そのものの平均
的な支給期間を見ましても、大部分の方は七工程
度というところでございまして、自立を促進するとい
う趣旨で七年間の有期の期限を設けさせていただ
いたわけでございまして。

○大橋委員 今の問題は僕は納得いかぬです。
もう時間がいいよ迫りましたので、最後に、
大臣、政治の目標は一体何だ、私は、大衆福祉社
会というものを表現していくんだ、これが政治の
終局的な目標でなければならぬと考えるわけだ
ね。同時に、厚生行政に占める社会福祉関係予
算というものが福祉国家であるかどうかという一
つのバロメーターに実はなるわけですね。

そこで、五十九年度の内容になるわけですが、
ども、当初予算五十兆六千二百七十二億円、これ
を一〇〇とした場合、社会福祉費予算は一兆九千
九百九十一億円、構成比は三・九%ですね。児童
扶養手当給付諸費を見るとわずかに二千四百九十

億円です。○・四九%。そこで、六十年代もど
うかと見てみましたら、予算は五十二兆四千九百
十六億円、これを一〇〇としまして、社会福祉費
は二兆四千二百億円、三・八%、児童扶養手当給付
諸費で二千六百五十二億円、○・五%。とにかく
我が国の福祉、特にまた児童に対する諸費という
ものは微々たるものです。

我が国の将来を背負っていく重要な使命を持
っている児童に対する国の手当てというものは非常
にお粗末であるということをお断りしたいし、
厚生大臣に特に今後そうした立場に立つて福祉予
算を必ず上向きに盛り上げていっていただきたい
ことを強く要望しますが、最後に大臣の決意を聞
いて終わりたいと思います。

○増岡国務大臣 大橋先生から御激励のお言葉
をいただいたことと思ひまして、今後も我が国の福
祉増進のためにできる限りの努力をしてまいりた
いと思ひます。ありがとうございます。

○大橋委員 終わります。

○戸井田委員長 土井たか子君。

○土井委員 今回の政府提案のこの法案を見ま
すと、見れば見るほど一体政府はどういう感覚でこ
ういう法案を出したのか、理解に苦しむ
のです。一片の人間としての常識があるならば
この法案というのは恐ろしく速やかに撤回をされる
のが私は順当であらうと思ひます。

大臣にまず申し上げますが、今回のこの法案を
提案されるときにどういうことを念頭にお置きに
なされたか、今まで母子福祉年金を補完するものと
してこの制度は創設された、こうなっているの
ですが、今回の改正で、年金にこれは今まで関係し
てきた問題なんですから、したがって、国民年金
法の六条からするとかけなければならぬところ
があるはずですが、国民年金審議会におかけにな
ったのですか、いかがですか。

○小島政府委員 これは制定当初から、年金の補
完でございまして、年金制度ではございせん。
したがって、国民年金審議会にはかけておりませ
ん。

○土井委員 従来は国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案ということで国会に提案をされてきたということが一たびならずございす。年金そのものでなくとも、この六条を見ますと、「国民年金事業の運営に關して」と書いてあります。年金法そのものをいじくるのでなくとも事業の運営に關してはいいじゃないですか、これ、いかがですか。

○小島政府委員 児童扶養手当は国民年金事業には関係ございません。国民年金事業の運営にも関係ございません。

○土井委員 それでは、そういうふうなことからいたしますと、今度は全面的に制度の改正ということになるのですか。どうなんですか。

○小島政府委員 従前いわば年金の補完的制度としてこれを位置づけ、そういう形で運営を圖つてきたことは事実でございますが、一方、母子福祉年金というものはやはり消滅いたします。こういう時期をとらえて、今後の社会保障全体の中での児童扶養手当というものがどういう役割を担うべきかということを再検討した結果、制度の中身を変えた、こういうことでございます。

○土井委員 制度の中身を変えるということになるのに、この制度そのものの根幹に触れる問題になつてまいりますと、法律案の立法趣旨そのものが変わるということでありまして、場合によつたら法律の名前も変えなければならぬということになつてくる場合が多々ございます。それでしよう。

今回の場合を見ておきますと、児童扶養手当法という法は変わらないのですから、その一部を改正するというふうには認識していいのかわるか、私は読めば読むほど疑義を持ちます。本来は、こういうふうな、今回のようなやり方で政府がおやりになるのなら別の法律をつくつておやりになる、これが必要でありまして、児童扶養手当というのは相変わらず変わらないで保障していただくということですから、そういう点からすると、どうも違つたものを今回は一部改正と称しながら持ち込ま

れているというふうな考えざるを得ない。

そこで、今回政府がお出しになりました提案理由説明を見ておきますと、「現行制度を基本的に見直し、これを母子家庭の生活安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする」という書いてあるのですが、これくらい大きな問題を取り上げて、福祉の根幹にかかわる問題ですよ。場合によつたらもっと大きく福祉政策全般をどう考えていくかという基本姿勢をはっきりさせないと、こういう問題に對して対応することは私は難しくかろうと思うのです。

そうなるまいりますと、これはいかがでございますか、児童福祉法というのを見てまいりますと、かけなければならぬ審議会が、これはあります。児童福祉法の中に児童福祉審議会というのがあつて、その八条ではちゃんと中央児童福祉審議会というのが置かれておりますが、ここにおかけになりましたか、どうですか。

○小島政府委員 児童福祉審議会には諮問しておりますが、成案につきましては御報告申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

○土井委員 大臣、これはどうですか。児童福祉法というのは、先ほども御質問がありましたから、繰り返し一条だ三条だと言ひませんけれども、児童福祉法からすると、当然これはもう児童問題に對する福祉の根幹を揺るがす問題ですよ。どうして大臣おかけにならなかつたのですか。これは大臣にお尋ねします。これはもう事務レベルの話じゃない。

○増岡國務大臣 私は当時の大臣でありませんけれども、当時の考え方は、死別の母子家庭をお手伝いする法律である、ところがその方々がうんと人数が減つて、離婚の母子世帯をお手伝いする、その方々がほとんどになった。そういう母子家庭の実態に法律の方を合わせていく、そういう考え方で行われたものと思ひます。したが、いまして、手順その他の点につきましては御指摘の面もあるかと思ひますけれども、母子家庭の実態、いわゆる離婚の方々中心という考え方からいけ

ば、社会を法律の方が後から追つかけたという格好にならうかと思ひます。

○土井委員 大臣、この問題を取り扱われるに当たりましては、子供の問題なのか家庭の問題なのか、もうちょっと整理をしていただく必要がございます。児童扶養手当というものは、いかがなんでしょうか、本来児童を對象に考へてゐるのですか、家庭を對象に考へてゐるのですか。大臣、どうお考へになりますか。

○増岡國務大臣 離婚その他によりまして激変をしてゐる、そういう家庭に育つてゐる児童を對象としたものだと思います。

○土井委員 そうすると、児童を對象にしてゐるのです。今の大臣の御答弁を聞いておりますと、あたかも家庭の方に重点を置いてゐる御答弁なすつてゐるのです。それはお笑ひになるはずなんです、自分で言つていておかしいと思ひになつてゐるのですから。あくまで児童なんです。そうすると、外してもらつては困るの、現行法としては児童福祉法という法があるのです。

この法の中では、児童に關する福祉に關して、以前と違つて今度は政府の政策によつて異変をもたらそうというときには中央児童福祉審議会にかけなければならぬ。法がこれを命じてますよ。――後からそういう紙を渡したさんな。大臣は政治家なんです。政治家として政治的判断といたしてどう持つかということをお大臣は自分で考へて自分で責任を持つて自分でお答へになるのが政治だと私は思つております。

よろしうございしますか、大臣。私は厚生大臣に期待をかけておるのです。だから、このように言つておるのです。大臣、どうですか。大臣は残念だと思ひになりますか。これ間違つていないとお思ひになりますか。本来かけるべきところをかけてない。福祉に對して非常に大事な問題だ。これは基本的な問題ですよ。福祉政策に對して問われている問題です。事務レベルは結構。大臣、いかがですか。

社会的な実態に合わせた法律に変更してゐるわけでございますから、實際にやつてきた仕事の中身といたことについての基本的な変更ではないという意味で児童福祉審議会の方は御了解をいただいたことであらうかと思ひます。また、社会保障制度審議会には諮問をいたしまして御答申をいただいております。大臣、この法案をよくお読みになつてこの席にお立ちなんでしょうね。確かにいろいろな事情に對しては社会の変化ということを見ればはできません。しかし、この法案の中心はだれに對して何を考へるべきかという基本姿勢が厚生大臣として問われるのです。児童に對しての福祉の問題でしょう。扶養手当ということはどう考へるかという基本姿勢の問題でしょう。

今度の法案の第一條というところを見ますと、従来、今の現行法と今度政府がこれは考え直したいというふうに出されてきた中身は、そのところがまるで違ふのです。従来はこの点は児童ということをおくまで認識して考へてきた法であり、現在もそうでありまして。今度はその法の目的を家庭生活の安定と自立の促進に寄与するということに置きかえられたんじゃないですか。大臣、どうですか。以前とその考え方は変わらぬとおっしゃるのなら、社会がどういふふうに変動しよう、この法の基本というものは児童である、児童の福祉である、この線ははつきり考へていらつしやいますね。――いや、それはあなた、手を横に出して事務レベルが答へる問題じゃない。

○増岡國務大臣 先ほど申し上げましたような特別な環境にある児童でございます。

○土井委員 特別な環境にある児童であるがゆゑに、余計にその児童に對して福祉を考へなければならぬという児童であります。こういうふうな言ひまして間違つておられませんね、大臣。どうですか。はいとおっしゃつてくださいます、それは。首振つてないで。

○増岡國務大臣 従来からそういう制度でございます。

○土井委員 ところが、その制度が今回なぜこういうふうに変えられなければならないのか、この沿革はもう今まで何遍も取り上げられておりますから、もう私は繰り返す必要はないと思えますけれども、臨調の最終答申から事は出発しているのですね。そうして厚生大臣の私的諮問機関である児童福祉問題懇談会、ここが中心になって臨調の最終答申の線に従って案を考えられたわけでしょう。そうでしょう。この児童福祉問題懇談会というのは、大臣がまたまた答弁の中で、私はそのとき大臣でなかったとおっしゃるかもしれませんが、厚生大臣の私的諮問機関なんですよ。

私は前の予算委員会の席でもこれを取り上げたのですけれども、児童福祉問題懇談会の中に女性が一人もいないのです。懇談会のメンバーが六人ございまして、例えば中外製薬株式会社の社長、どうして製薬会社の社長が出てこられたのかよくわかりませんが、それから公営企業金融公庫の総裁、国民金融公庫の総裁、成蹊大学の教授、埼玉県の副知事、一橋大学の名誉教授、言っちゃ失礼かもしれませんが、平均年齢も相当高うございまして。大日本帝国憲法の教育を受けた男性ばかりです。こういう方が寄られて、どういう認識でこういう問題に当たられるかというのは大問題ですよ。わけても、金融公庫だのいうことを重視なさっているというのは、金銭上の問題ばかりをこれは念頭に置いて、国の赤字対策のためにどのように切ったらいいかばかりを先立つ問題として考えられているのは明白なんですよ。大臣、どうですか。

これ、私的諮問機関なんだけれども、あなたね、内閣は一貫性というのを問われているのです。大臣の首がどうかすると、厚生大臣の行政というのは一貫してずっとあるんですよ。私は今回のこの大臣に対しては非常に期待をかけていますから、そういう点からすると、このメンバーというのは女性が一人もいない。特に母子家庭の問題に対して直接考えなければならぬ問題

としては、順当なメンバーとは言いかねると私は思いますが、いかがでございますか。

○増岡國務大臣 このメンバーは、いわゆる厚生省OBでありますとか各省のOBの方々に入っていたらいい懇談会をやっていたらいいおのりでございまして、御指摘のように婦人の委員がいないというところは、私も同感でございます。今、厚生省の中で大分ふやしてまいりましたけれども、まだこの懇談会に入っていないということでございますので、今後検討させていただきます。

○土井委員 今後検討といつて、それでは遅いんです。——わかりました、今後それは検討して、もう一度これをやり直すという意思表示というふうにお聞かせいただいたと私は理解をさせていただきます。それはそう理解しますよ。非常に明るみが出てきましたね、これは。

やはり当たり前のことを当たり前にやっていただかないと困るんですよ。そうしてこの私的諮問機関から、次には、大慌てですわ、これ、ここにも浜田先生がいらっしゃいますから、浜田先生もメンバーの一方なんですから、さういふことも、社会保険制度審議会に諮問をされた。昭和五十九年二月十日に諮問されているのでございすけれども、そして報告がわずか一週間です。

これはむしろ浜田先生にも質問したいような気がします。私はなつてくるのですけれども、(森井先生もだよ)と呼ぶ者あり、あ、森井先生もそう。失礼しました。森井先生もそうですが、これはどうなんですか、一週間で福祉問題に対して、あり方をこれは徹底討論できますか。この間に会議は何回持たれたのですか。これは恐らく書面ではあったと私は思いますよ、良識的判断からいまして。おろそか一週間、これについて事務レベルからの弁解は要りませんが、これもまた大臣、見てまいりますと、恐らくこれは内閣総理大臣の諮問機関でございますから、そっちがお決めのなることとおっしゃるかもしれませんが、社会保険制度審

議会も厚生省の意向の形でいろいろ人選に対しても関与されるということも私はわかっております。

それで、これは何人なんですか、三十五名ですね、委員が。国会議員も言うまでもありませんが、学識経験、関係団体、関係官庁、臨時委員、全部これまた男性なんですよ。これは大臣、どうお思いになりますか。ここでもわずか一週間しかかけられていない。あつと言ひ聞です。何か答弁聞くと、いつでも、そこからも御了承いただいた、鬼の首をとったようにおっしゃるけれども、これは格好つけも甚だしいと私は思うのです。大臣、どうでしょう。社会保険制度審議会、これは大事ですよ。どうお思いになりますか。

○増岡國務大臣 最初一週間という話を聞きましたとき、私もびっくりしたのですけれども、しかし、その短い期間の中に回数を精力的に重ねていただいております、普通の順序どおりの手順を踏んでいただいたものと思っております。

○土井委員 そこで……(この審議会に女性がいないというのは致命的な欠陥だ)と呼ぶ者あり)さうです。それは横からも声が出ておりますけれども、それは、大臣は今御答弁なさらなかったのですが、大臣は御同様に、男性ばかりが集まって社会保障の問題を審議するというのはへんばである。特にこれは、まあ一言申し上げておきますけれども、これは国連婦人の十年最終年なんですよ、婦人問題企画推進本部の方が後期重点目標として、あらゆる審議会に女性の数を少なくとも一〇%は入れるべきであるというのをきちんと出しているのです。先日、去年六月現在で全体の審議会を見たときに、残念ながら五・二%しかまだないというのです。

しかし、いろいろな審議会がございすけれども、事社会保障なんというのは、これは女性の立場からしたら大事ですよ。男性、女性、同数あつて不思議はない。大臣、これはどのようにお考えになりますか。こういうところ考えられたんですよ、この法案は。女性として、これは何だと思

いますよ。いかがでございますか。これはみんな男性ばかりが寄って考えられている。大臣、ちょっと一言言ってください。

○増岡國務大臣 御指摘のように、女性の委員がいっぱいじゃないということでもございすけれども、男性ばかりが集まっても、男のことは男の勝手なことを考えるものでもなからうと思ひます。女性の立場というものは十分御勘案いただきましてこういう御結論をいただいたのだと思ひます。女性一〇%という目標がございすので、あらゆる機会に努力してまいりたいと思ひます。

○土井委員 あらゆる機会にじゃなくて、ひとつ大臣が御在任中に、その点については鮮やかに変わったところを見せたいだかなければ困ります。と同時に、これからじゃないので、もう既に起きているこの法案をつくられる段階でいう過程があるということ、これは忘れてもらっては困りますよ、大臣。さっきも、これは知らなかった、おかしいとおっしゃいますけれども、それはおかしいような格好でつくられたのです。よろしゅうございすか。まずさういうことなんです。

それで、男性ばかりが寄っておつくりになったということが必ずしもこれは怪しげではないという気持ちも含めておっしゃった。それはそれとおろそかもしません。男性にもいろいろな方がございす。女性だからいいとも言えませんが、だから、その辺はひとつ社会保障に対して熱意を持って考える人が男女とも同数で構成されるのが理想である、本来あるべき姿である、このことをひとつお忘れなく、はつきり念頭に置かれました御努力方を私は切に願っております。それは当然でしょう。当然の姿です。だから、そういうことからすると、今回の法案提案までにいろいろな審議会の議を経てありますけれども、審議会そのものは当然の姿形とは言いがたい、こういうことに相なるわけでありすから、このところもはつきりさせておきたいと思ひます。

さて、これはさっきの質問で少し出てきていたのですけれども、児童手当と児童扶養手当というのは、基本理念は同じですね。同じと考えていいでしょう。児童福祉法の二条なんというのを見ておきますとそう思いますが、いかがでございますか。

○小島政府委員 すべて児童の福祉のため、健全な育成のための制度としてつくられておりますので、究極の目的は同じでございます。

○土井委員 そういうことからすると、中央児童福祉審議会におかけになっていらっしゃるという事情は、さっきもここで他の議員が質問で取り上げられておりましたけれども、つまり、子は「社会の子」であるという考え方が中央児童福祉審議会の方からは出てまいっております。恐らくはそつちにかかると今回のこの法案はこういうことにならぬから、中央児童福祉審議会にかけることを敬遠して、ちょっとやめておこうという気配があったのではなからうかという憶測が世の中にございます。私は当然だと思ふ、こういう考え方が蔓延するというのは、そんなことを言うと、大臣は、それは違います、痛くもないおなかを探られるようなものだ、こうおっしゃるかも知れませんが、しかし、そういうふうにお考えになりますよ、これは、子供は「社会の子」である、社会は責任を持って子供に対する育成というのをやっつけなければならぬ、これは大臣も同様にお考えになるでしょう。どうですか。そして、今も中央児童福祉審議会の方が出している中身についても大臣は御検討なさつていらっしゃると思ひますが、あの五十五年九月十日の中身について、大臣の御所信を一言承りたい、こう思ひます。いかがでございますか。

○増岡閣務大臣 従来から言われておりますように、将来の日本国の人口構成というものを考えました場合には、必ず次代を担う子供、あるいは世代と世代との間の連帯ということで言われてきたこととございまして、また、そういう審議会その他の機関からそういう御意見を發表されておるわけ

でございます。私といたしましても、そういう観点から今後の児童福祉の問題に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○土井委員 大臣のお気持ちは、今私の申し上げております「児童手当制度の基本的あり方について」という中央児童福祉審議会の方から出されている中身でありますけれども、その基本的な理念は同じだということ、先ほど事務レベルからも御答弁の中にごさいましたから、そこでこの問題を取り上げては質問したのですが、その中身を見ますと、この意義のところ、これは、私は言うておられることは非常に大事な点だと思ひます。すけれども、非常に視野の広い観点から問題にされていくように思ひます。資源エネルギーに恵まれない我が国が、厳しい国際経済環境の中で今後とも発展していくことのために、国民の間における強い連帯感が必要だ、児童の養育は基本的にはその家庭の責任だけれども、将来の命運を託す児童の健全育成については、社会の構成員全体がすべてこれに強い関心を寄せて協力をする必要がある、こう述べているわけなんです。

私は、外務省にも御出席をいただいているのでございすけれども、今回の法案の審議というのをやっておいて、後で外務省にその点を問いただすというの方が順序としては順当であるかも知れませんが、外務省、御出席ですね。

国際人権規約というのは日本は批准をいたしておりますけれども、この国際人権規約のA、Bそれぞれに児童に関することを決めている部分がございますか。あると思ひます。それは何条であつて、どういうふうに決めているかということをご

で御指摘いただきたいのです。

○瀬崎説明員 お答え申し上げます。国際人権規約にはA、Bとございしますが、主として先生が御下問になっておるのは、A規約の方の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約のことかと思ひます。その第十条では家庭、母親、児童の保護規定を置いておりまして、その第

一項におきましては、扶養年少者を抱えている間、できる限り広範な保護、援助を与えるべきであるという規定を規定しております。その第三項では「保護及び援助のための特別な措置が、出生その他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。」このような規定を置いておるわけでございます。

○土井委員 それはAの方でしょうか。Bの方はどうなんでしょう。

○瀬崎説明員 お答え申し上げます。市民的及び政治的権利に関する国際規約の方にございましては、第二十四条に規定がございまして、その一項では「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、民族的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置についての権利を有する。」このような規定が置かれております。

○土井委員 これは権利なんですよ。児童の権利なんです。今の国際人権規約のAの第十條の、具体的に外務省としてはおっしゃいませんでしたけれども、一も関係しますし、三も関係すると思ひます。そうでしょう。第十條の一は「できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し」云々とありまして、「扶養児童の養育及び教育について責任を有する間、与えられるべきである。」こう書いてありますよ。三には「保護及び援助のための特別な措置が、出生その他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。」こう書いてあるのです。

憲法の九十八条からしますと、締結した条約は遵守する義務が日本の国にはございすね。外務省いかがでございますか。

○瀬崎説明員 国際人権規約のみならず、日本国政府が締結いたします条約についてはすべて誠実に遵守するというのが日本国政府の立場でございます。

ます。

○土井委員 外務省は所管が違ふからおっしゃるかもしれませんが、今回のこの法案の中身を見ますと、ほかにも問題点はいっぱいあると思ひますが、基本的な物の考え方がそもそも問題であると同時に、先ほど申し上げたとおり、児童を対象に考えなければならぬところが今度は家庭にすりかえられていっているのです。と同時に、所得による二段階制の導入や手当の額について支給額を減額する、削減する、離別した父の所得によつて、離別したときに六百万所得を持つている場合には支給を全部やめると七年という問題、今度は支給期間を以前と比べると七年というふうに限定をして短縮するという問題、そうして、未婚の母子世帯に対しては一切支給をいたしませんということに決めるというこの中身は、この条約に違反しませんか。私はそうと思ひます。条約違反だと思ひますよ。いかがですか。

○瀬崎説明員 条約の規定では出生その他の事情を理由として差別することは禁じられておるわけでございますが、当該法案につきましても、厚生省と十分協議いたした際に、いわゆる合理的な範囲の中で、差別すると申しますか、若干の扱いを異にする点につきましては、実態的な保護と相まって判断するということから見まして、この法案自体がその条約に直ちに違反するということにはならないという解釈をとつたわけでございます。

○土井委員 それは外務省、あなたおかしなことをおっしゃいますね。それではまた外務委員会に出かけていって徹底的に外務省相手に押上げなければならぬ。私はこの国際人権規約の審議をやつたときには質問者の一人でした。そして、Aに対してもBに対してもそういう御答弁しやなかつたですよ。

母子家庭の中でもいろいろございす。死別家庭もあれば離別家庭もあり、さらに未婚の母家庭もあるんですよ。今回はその母子家庭のありようによつて差を設ける、差別しているんですよ、これは。そのことを法律の上で認めようという法律

なんです。真つ向から条約違反じゃないですか。今、その法律のどこが条約に違反しないということが言えますか。いろいろ実態の問題とおっしゃるが、今法案がどう考えられ、法律がどう変わるかという問題を問題にしないで私は条約違反だということをおっしゃっているんで、実態の問題を外務省御存じなんです、それでは承りますすけれども。

○瀬崎説明員 この差別の点でございしますが、私どもとしては、合理的な範囲であれば許容されるという立場に立っているわけでございします。合理的な根拠かどうかということはその制度の趣旨、目的あるいは実態的な措置等総合的に勘案いたしまして判断することとございしますので、この内容につきましては、もちろん外務省の所掌でなくて厚生省の所掌に係る事務でございしますけれども、これを詳細に伺った際には、私どもとしては、実態的にこれは直ちにその条約の規定に抵触するという考えには立たなかつたわけでございします。

○土井委員 外務省はよくこの条約の十条というのを見て下さいよ。出生その他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のために保護、援助がとられるべきであると書いてあるんですよ。素直に読んでください。素直に読んで外務省はどのようにお考えになりますか。何も厚生省に遠慮は要らないんです。都合がよければ縦割り行政とおっしゃる、都合が悪くなるとこういうことをおっしゃる。外務省としての所信を私は聞きたい。どうです。

○瀬崎説明員 条約の規定と国内法の規定を文理解釈する場合と実態的に総合的に判断する場合があるわけでございしますけれども、やはり条約というものは、特に多国間の条約につきましては、いろいろな国の制度を集約して規定を置いているということもございします。やはりこの解釈につきましては、実態的な判断と総合的に勘案いたしまして判断を下すということが必要でございまして、文理解の文字の上だけの比較におきまして解釈を下す場合と総合的に判断するというのはおのずか

ら違つたわけでございまして、このような多国間の条約につきましては、やはり実態を踏まえた国内法の総合的な判断との兼ね合いで判断すべきであるというふうに考えているわけでございします。

○土井委員 総合的な判断の中に、国内法の中で母子家庭の間に差別を設けるということに認めている場合もよろしいということになるのですか。それならば、どうしてこの条約を日本は締結したんです。一たん締結すればこれを守るという国の義務があるんですよ。したがって、国はあらゆる法制度の上でその条約に違反すること、矛盾することをおやめてはならないということになるんですよ。

今この条約に矛盾する、私に言わせると真つ向から違反していると思つています。世の多くの人からそう思うでしょう、この条文を素直に読む目を持っていただければ、その法律案を厚生省が出してこれでおるのです。実態ははかにありません。厚生省がこういう法案を出してきたということが実態なんですよ。この実態に即応して、外務省とすれば、条約を見た場合これはおかしいと考えるのが普通だと思つています。外務省の責任というのは、条約を守るといふ国の責任を果たすことではないか。もう一度答えてください。あなたは、きょうはどうもおかしい。

○瀬崎説明員 この法案は確かに厚生省所掌の法案でございしますが、閣議にお諮りする前に厚生省から十分に御説明は受けているわけでございします。その際に、次官会議、閣議等を経まして政府の意思が固まつたわけでございまして、その段階におきましては、厚生省からの実態的な御説明を十分受けた上で、先ほどから申し上げておりますように文理解、実態の判断、これらを総合的に勘案いたしまして特に問題はない、直ちに条約に抵触するということには考えてないわけでございします。

○土井委員 外務省としては、しかし、これは人権規約の十条や二十四条にひつかかるなどということをお考えになつて逡巡されたということである

のかどうかというあたりはどうですか。そんなにすんなりとはこれは大丈夫と初めからお思いになつたんじゃないでしょう。どうです、外務省。

○瀬崎説明員 確かに人権規約の十条を見ますと、出生その他のいかなる事由を問はず差別してはいけないと書いてあるわけでございまして、国内法の中で従前と比べまして欠落する部分が出てきているという点がございします。これは相当慎重に判断したわけでございします。ただ、その際に法案の条文解釈とあわせてまして厚生省から実態上のいわゆる未婚の母子家庭に対する保護措置というものを伺った上で総合的に判断して、結果的には直ちに条約に抵触するというふうには判断しなかつたわけでございします。

○土井委員 外務省の考え方というのは全く釈然としません。これは幾ら条約を締結したって、そういうことを国内でやっていたんじや国際信用の上から言つたって怪しげなものになりますよ。そういう御答弁をなさるんだら、今後、条約審議に対して考えさせてもらう。非常におかしいですよ。わざわざこういう条約を締結したという意味を国内的に生かさなければならぬ、そういう義務が日本としてはある。外務省としてはこれに対してやはり誠実に対応なさるといふことが問われていると私は思うのです。

さて、あのような説明を幾ら承つていたって、これは時間のむだになりますから。厚生省がどういふ説明をされたかというの認識が大部分おかしいと私は思つておりますけれども、今回の法案の中身をみると、児童ではなくて母子世帯というこ

とで世帯を対象に考える方向に変わつていっておりますが、離別母子世帯の経済的な実情というものは児童扶養手当がなくてもやっていると水準になつていっているというふうなことを示すデータがあるから言つて下さい。私は厚生省が出されている統計資料とかいろいろ見たんですよ。見ましたけれども、こんなものは一つもないですね。むしろ母子世帯というのはいよいよ経済的には困る、や

出てきているデータばかりであります。もし児童扶養手当なしにやっていると、もう既に大丈夫ですというふうな水準に達しているというところを示すデータがあったら言つて下さい。

○小島政府委員 五十八年に行いました全国母子世帯等調査によりまして、母子世帯の平均収入は、家族構成等多少の差はありますが、五十七年の状態と比べて、一般世帯、両親のそろつておる世帯が四百四十四万であるのに対し、母子世帯は平均年収が二百万、それから父子世帯は二百九十九万という状態で、母子世帯の収入状況が一般世帯に對してはそれより低いという状況は変わりありません。また、最も困つている状況を

聞きまして、母子世帯のうち六四％が何らかの困つておることを持つておるわけですが、その中の三八・九％がやはり家計が苦しいという悩みを持つておられますので、経済的に苦しいという状況には変わりないものと考えております。

○土井委員 それはもうどこから推したってそんなんです。私は、厚生省の実態把握よりも、現実母子世帯の方がどういふふうな生活を今送つていられるかというのを、たくさん手紙を持つてきたのですけれども、一々これを読んでいる時間がないのが悔しいです。中身を読めば読むほど、これは本当に人ごとではないのです。どうしてこれは今まで營々として休も壊さずに母子家庭の中でお母さんが頑張つてこられたかということを考えると、本当にいたたまれぬ氣になります。今おつしやつたのは、数字としては厚生省が机上で掌握された数字によるところの御答弁だと思つたのですけれども、その厚生省で出しているらしやうのが、平均世帯というの、五十七年の年間収入について言つと、母子世帯の場合二百

万で、一般世帯の平均四百四十四万の半分以下だ。ところが、離別母子世帯の場合は平均百七十七万と一段と低いという数字が出ています。聞いてみると、生活保護世帯よりも可処分所得は低いです、働くことができるという前提でこれは問題に

されますから。

それで、いろいろなデータを見ていきますと、いろいろの声が出てくるのですけれども、それではどういふふうに働いてその百七十七万あるいは二百万というふうな所得になっているかという、おおよそはやはりパートが多いですね。母子世帯のお母さんの働いていらっしゃる雇用の窓口なんかに行きますと、職業訓練校に行つて一生懸命に働んで、それからいよいよ仕事を求めていったときに、母子家庭であるというのを聞いて嫌な顔をして、うちはそれは雇うわけにいきませんと言われ、暗たんたる気持ちになったということが書かれていたり、それから離婚したということの問題にして、そういう人間にうちで働いてもらうわけにいかないということを面前ではっきり言われる使用者があつてみたり、いろいろこれもつらい目には遭ひながら、結局はパートタイムであるという人たちが多くも考えていただかなければならぬのです。これは世間の風当たりというのはいさついですよ。冷たいです。男性の皆さん方がお考えになるよりはるかにこれは冷たい。

第一、男性の方からそういう冷たい風を送られる場合が大半ですから、自分ではよくわからな。被害者についてはその思いはきついですけれども、加害者は一向にそのことに對して自覚しないというところが世の中にあるのを大臣もお気づきであり、御存じであらうと思ひますが、その中で母子家庭というのは苦しい思いをしなから、そしていろいろなアンケートを見ると、今まで児童扶養手当のために子供を高校までやれたということにどれほど私は感謝しているかわからないという声もあるのです。今この児童扶養手当がぶつちぎられる。これはどういふことになりますか。大臣、お考えになつて、切られて後、自分は恐らくは今回の対象から外れるであらうと思つてお母さんが、それじゃどうするかを聞かれた場合に、どういふふうに答えると大臣はお考えになりますか。ちよつと大臣考えてみてくだされ。

○増岡國務大臣 厚生省がこの問題について対処しておりますのは、児童扶養手当の法律だけではございまして、母子福祉貸付金でございまして、相談事業でありますとか、母子寮への入所とか、保育所に対する問題でありますとか、いろいろございまして、特にその中の母子福祉貸付金につきましては特段の配慮を払つていかなければならないと思つております。

○土井委員 それは御答弁じゃないでしよう。そういう立場に大臣がお立ちになつたときには、まづぶつちぎられるとどうしようとお考えになるかというのを私は質問しているのです。今のはまるで違ひ御答弁なんだ。今、何をお考えになつていらっしゃるのですか。もう一度御答弁ください。

○小島政府委員 事務的に説明申し上げなければならぬ箇所がありますので……

打ち切るといふ今御指摘でございしますが、所得制限で切られる方については、一年間の猶予措置を設けております。また、今回支給対象にならなくなりまいわゆる未婚の母につきましても、現在受給なさつていらっしゃる方はそのまま支給するという措置を講じております。

○土井委員 こそくなことをおっしゃつてもそうはいかないのです。だから、あなたの答弁要らないと言つてゐるのです。

それならば大臣に申し上げましよう。それはお考えになる材料にしていただくために私は申し上げましよう。

厚生省が掌握されているかどうかはわかりませんが、各地域で母子福祉連合会などが、今回のこの政府から提案される法案の中身を見て、もうこれは大変だ、とんでもない、実態に對してどういふことであるかといふことをひとつきちつと自分たちの側で掌握するといふことをいろいろ今までやつてきておられる。データも多いですし、実態に對して掌握されていることも多いです。それが文書になりますと、人の心といふのはこの中では百万分の一か千万分の一にしか生かされないのでも

どかしさを感じつつ、私もこれを読ましてもらつたのですけれどもね。

大体、今回大阪の方で調査をされた結果を見ますと、減額される世帯が一四・六％。打ち切られる世帯が一八・一％。全部合せて三四・五％が現状のままといふことになるわけですが、現況のままといふ以外に、わからないと答えている人たちがなかつたといふのです。自分で考えてみると、改正基準といふのは複雑で理解しにくいといふことと同時に、これはどういふふうになるのかさっぱりわからないといふ、まことに不安な気持ちのままでこのことに對して回答を出されたと思ひますが、減額世帯一四・六、打ち切られる世帯一八・一、これはただごとじゃないです。

この数字から、それではどういふふうにするかといつたら、これがまた悲壯なんです。子供に進学をあきらめさせるというパーセンテージが強いんです。子供にアルバイトをさせるというパーセンテージが非常に高いです。もちろん自分は内職をさらに体にむちうてするといふパーセンテージも高いです。大臣、どうお思ひになります。進学をあきらめさせる、悲壯ですよ。特に高等学校への進学をあきらめるなんといふのは、その後の人生に全部、教育といふのは中学校卒か、高校卒か、大学卒かといふのは結びついていくわけですから、これ自身大きな問題だといふことを言わざるを得ませんが、それをあきらめさせる。それでも考へて、歯を食いしばつて考へることは、自分分はもちろん内職するけれども、子供のアルバイト、未成年のアルバイトを大臣お認めになりますか。こういう悲壯な気持ちですよ。母子家庭の中から出てきてゐる声です。大臣、どう受けとめられますか。

○増岡國務大臣 そのような立場に立たされる方が私はゼロだとは申しませんが、どの程度の数字になるかは把握しておりません。しかし、そういうことを考へました場合、やはり常識としては、働くか学校へ行くのをやめるといふこと

をまずお考へになると思ひます。したがつて、私もはそのことを予期しておるわけではございせんけれども、母子福祉貸付金におきましては、進学の際には無利子のお金を長期で返済をしていただくといふ制度もあるわけではございまして、その活用を、これはまた母子家庭の方々がそういう方法を御存じない場合もあるかと思ひますので、周知徹底方も努力をしてまいらなければならぬと思ひます。

○土井委員 大臣、もうちよつと母子家庭の実態を――私も大臣と同じように母子家庭じゃないです。特に私は母親の立場でもないのです。女性ですけれども、私は結婚したことがない。しかし子供は大好きで、子供を一生持つことができなかったといふのは悔やまれてなりません。そういうことからすると、この母子家庭の実態といふのを見たときに、今非常に軽い言葉で、進学をあきらめさせるかアルバイトか内職ぐらいしかないので、それで済む問題じゃないように私は思ふのです。血と涙のある政治家として、大臣、考へてくだされ。貸付制度があるじゃないかと言われるかもしれない。貸し付けのときには、これは保証人が二名以上必要なんです。だが母子家庭の保証人になつてくれる人がない。母子家庭の寮長さんに頼んでもだめだ。地方から仕事を求めて都市に出てきて、路頭に三日迷つて、どうしていいか途方に暮れたといふ手紙すら来ています。

修学資金があると言われるけれども、修学資金も私立の学校に行かせるような子供には貸さないと言われるのがこれは通常なんです。児童扶養手当が切られたら、就学援助金も打ち切られるのが普通です。大臣、どうでしょう。こういう実態を考へられたら、もうちよつと血と涙のあるようなこの問題に對する対応をしてくだされませんか。母子家庭の実態について調査をやつておられます、やがて発表しますと言つて、発表されたんだけれども、私はその数字や何かを見ていつて、今

それから、保証人のことでございますけれども、これも民生委員でありますとか母子福祉連合会でございますとか、そういう方々に積極的な

得がある人でも、この子供に対する扶養料、養育費というのが入ってこないという家庭が多いんですよ、これは今の御答弁のとおりで。お母さんに

○土井委員 実行方法についての検討を今急いでおられるの。じゃ、それを検討してやってから法案を新たに直してください。もうこの法案は

ますが、五十八年七月七日に決算委員会で自治省の石原財政局長がこういう答弁をされておりま
す。「現在の児童扶養手当、特別児童扶養手当、

これは内容的には、福祉年金でありますところの母子福祉年金あるいは障害者年金との均衡を図るということに過ぎない制度でありまして、給付の条件とか給付の内容とか、すべてこれらの年金と全く同一であります。したがって、そういう実態にかんがみまして地方の負担はない、全額国庫負担として今日までこの制度は実行されてきたもの、このように理解しております。したがって、この制度の実態が全く変わらないままに、単に財政上の理由その他で地方の負担を導入するということは、われわれとしてはどうしても納得できない、こういう考え方であります。実にきつぱり言われております。

自治省としてはこういう考えに変わりありません。

○國岡説明員 この問題につきましては長い経緯があるわけですが、当初都道府県負担というのを制度の改正なしに御提案があったと思っております。その当時、私どもはそういう主張をしてきたわけでございます。今回の法案は、児童福祉問題懇談会の報告を踏まえまして、今も御議論されておりますように制度が見直しされたわけでございます。私どもは、見直し後のこの制度と保育所行政その他の児童福祉施策における国、地方の財源負担区分等を勘案しまして今回地方負担を導入することとしたしまして、そのため所要の財源措置を地方財政計画とすることにしたわけでございます。

○土井委員 この考え方については変わりないでしょう、どうですか。私の聞いているのはその点なんです。

○鶴岡説明員 私どもは、今回の法案で児童扶養手当につきましては制度が変わったと理解をしております。

○土井委員 そうですか、今回の法案の提案で制度が変わった。そうすると、制度が変わる以前は母子福祉年金と児童扶養手当というのは、この答弁からすると同額でなければならぬ。既に五十九年度は年金と手当の両方が違っています。年金よりも手当の方が三百円低くなっていますよ。

そうでしょうが。ことに至っては、まだ法案は通っていませんよ、法案も通っていないにもかかわらず、額を見ていくと千五百円も低くなっている。これはどういふことですか。国会無視も甚だしいといふ言いがたないです。まだ法律になっていないのですよ。法案の段階でこんなことを先行して、一体これは何をやっているのですか。

○小島政府委員 今お読みになったのは、自治省の幹部職員の御見解であります。確かに、これは補完する制度としてやっておりますが、所得制限等についても差異があったり、必ずしも母子福祉年金と同額である絶対的な必要性はないと思えます。同額でないという方の問題は生ずるかも知れません。

○土井委員 お取り扱いの上でそういうことをやってこられていたのです。それが昨年から差が開くようになったのです。首を縦に振ってはい、はいとおっしゃっていますから、声にはなっていないけれども、それはお認めになつておられるわけでありまして、まだ法律になつていないにもかかわらずそのことを先行して、既にそういうことを打ち出しておられるということが現実の問題としてあるのです。

それで、今度は自治省が二割負担ということで窓口の方から手紙がたくさん来ている。自治体の各議会でも、こんな法案を通してもらっては困るというふうな決議も届いています。自治省の方にも、こういう法案はまかりならぬというふうな各自自治体からの要求が来ていると思えます。県レベルや市レベルで来ているでしょう、自治省。

○小島政府委員 先生御指摘のように、地方公共団体の状況を見ますと、五十九年度に県議会レベルで六件、市町村議会レベルで百七十八件、六十年年度に県議会一件、市町村議会十三件、合わせて百九十八件のそういう意見書を厚生省で受け取っております。

○土井委員 簡単に数字をおっしゃいますけれども、満場一致でないところはないのです。与党も野党も全部がござってこれはお断りだということ

にならないとそうならない。国会決議でもそうすけれども、決議をするなんてよくよくのことです。自治体からの手紙も来ておりますけれども、窓口の人たちも困っておられます。今までの取り扱ひの上でいろいろ難渋した、身上調査をやつてプライバシーの侵害にわたらないように自分は配慮しながらやってきたけれども、それでもやはり母子家庭の場合には、源泉徴収票や所得証明を出せる人は二割ぐらいしかない、あとの人たちは、八割方が未申告だという実態を抱えて、今度は自治体によつてはでこぼこがございます。実際の税収の多いところとそうでないところと差が大分開くでしょう。取り扱ひの上でも、今までの比と比べると厳しくなることがあつても緩和することとは絶対にないのですから、これだけは。

したがって二割を金額の上だけで地方自治体にとりだけの話じゃないのです。実権が今後は自治体に、知事に移るわけですからね。今までは機関委任事務だったけれども、今度は知事が大体全部取り扱ひをされるわけです。今までの国の方が一〇〇%負担というときには郵便局が窓口になるということになつていたようでありましたが、そうでは。

○小島政府委員 今までは一〇〇%国負担の機関委任事務でございました。今度は二割が都道府県負担の機関委任事務でございます。機関委任事務である性格には変わりはないと思えます。

第二のお尋ねの、支払窓口として従前郵便局を活用していたということでございます。

○土井委員 郵便局の窓口にもいろいろの嫌がらせもあるようです。今度は全部を自治体という格好になつていくと、そういう実態について厚生省は掌握できますか。今までよりもっと難しくなると私は思う。肝心な、それを受け取る児童の立場を考えてみてください。児童の間に差別をつくるのですよ。受けられる子、受けられない子、受けられない子でも母子家庭の子だといふ認識、それはいろいろなところで苦しみながら、それでも歯を食いしばって頑張っておられるそれぞれの子

供、お母さんに対して差別を設けるという格好になるのです。

私は、この自治体の二割負担の問題について、る申し上げることが必要かもしれせんけれども、時間の関係で、ちょっと言いますが、今回地方の二割負担も含めまして、政府が提案されている法案の中身からすると、どれくらい費用の減額を見込みとして持っていられしやいますか。

○小島政府委員 地方負担をお願いするのは、新制度が発足後の新規認定分からでございます。したがって既に本年六月から実施をお願いするといつたしましても地方負担は三億八千万ぐらになるうかと思ひます。この制度が満年度化したしますのは十五年ばかりかろうかと思ひます。満年度化した場合の地方負担は三百六十億程度になるうかと一応推計いたしております。

○土井委員 地方の二割負担で減額三億八千万ぐらいつと言われましてね。その地方の二割負担の三億八千万を含めて、離別のときに夫が六百万以上の所得があつたということが考えられる人たちに對して支給しないという条件や、今度は二段階による支給の規制の問題や未婚の母に對しては支給しないということを全部含めると、どれぐらいの減額になるんですか。

なぜそういうことを言うかという、この法案というのは万事財政上の理由によつて考えていくという基本姿勢があるからです。

○小島政府委員 今度の改正によりまして、地方負担を除きます減額分というのは、先ほど六月実施と申しましたが、八月実施の間違ひでございます。八月実施ということで考えますと、六十年度は三十億程度と考へております。

○土井委員 三十億程度と不確かなことをおっしゃいますから、私の方で試算をした中身を申し上げます。そんなあやふやなものじゃない。地方の二割負担、確かにさつきおっしゃつたとおり、減額は三億八千万です。それから離別のときの夫の所得が六百万円以上については支給しない

で八千万の減額。今度は二段階によるところの支給制限、これで二十九億です。未婚の母に対して支給しないというのは六千万です。都合、トータル三十四億円なんです。こし計上されてくる予算というのは二千六百五十一億円でしよう。

二千六百五十一億という予算は、今申し上げた三十四億円というのを差し引いて、削減して考えられた予算が予算案として計上されているんです。うが、大臣、これはおかしな話で、既に、こういう問題に対して法案が法律になっていないときにこんな予算を予算案として計上して通して、これ通してくれ、強行にそれに対して強行を迫られるというのはいかがかと思われませんが、ここで一つ大臣にお尋ねをしたいことがある。

大臣は厚生大臣ですからね、福祉優先ですか、軍事優先ですかと聞かれたら、どうお答えになりますか。大臣はそれに対してどういうふうにお答えになりますか。大臣の大臣としての御所信と、おやりになるお仕事は福祉優先で臨んでいらっしゃるんですか、軍事優先で臨んでいらっしゃるんですかという質問に対して、一体どうお答えになりますか。

○増岡国務大臣 厚生大臣であるからには福祉優先であることはもちろんでございます。しかし、国務大臣といたしましては、全国のことも考えていかなければならないと思います。

○土井委員 福祉優先であるけれども、何だかそれからが歯切れが悪くてわけがわからぬ。そんな程度の方で厚生大臣をやつてもらつては困るんです。やはり徹底して福祉ということに生きて生きて生きて抜くべきですよ、厚生大臣というのは。

それからすると、こし上の予算の上でも見えますと、地方の二割負担というのは減額三億八千万円、びしり当てはまるのが七四式戦車一台分です。七四式戦車一台が三億八千万円ですよ。これはびしり当てはまる。戦車一台やめれば、自治体に対して二割負担を迫らなくて済む。全額国庫で負担すればいいんです。戦車一台ですよ、わ

ずか。七四式戦車というのが一台あるかないかで国の運命というのは左右されますか。

厚生大臣は、国民の血税であるから使うことに對しては責任を持ってやらなければならぬ、そういう立場であることもわかります。福祉問題というのにもこれはやはりそれだけのお金がかかる、したがって、心してその中身に対しても考えなければならぬ、これもわかります。しかし、今申し上げているのは、これはそうなんです。そうして三十四億というのは、この七四式戦車を十両やめればできるんです、これ全部が。こしは一体どれぐらい考えたか。六十両考えているんですよ、七四式を。福祉優先とおっしゃるんだつたらその姿勢を貫いてもらいたいと思いますよ、戦車十台分ぐらいやめてほしい。

児童扶養手当に対してそれならば現行のまま、さらに整備することが必要ですよ、しかし現行のままで少なくともやっていたいける、それぐらいの執念を、大臣、持ってください。F15やP3Cに至っては、一機分というのはF15は百一億五千六百万円、P3Cは百十四億八千二百万円です。三十四億といつたら、あの飛行機の翼だけぐらいなものですよ。そういうことを考えられたら、大臣、一体これはどうなります。

大臣、委員長でもそう、大臣でもそう、自民党の皆さん、そうですよ。選挙になったらこれは全然だめですな、これでやられると。福祉優先なんて何を言うとかと云われますよ。それは少なくとも非常に女性からのこの問題に対しての不信を買うということになると思ふのです。母子世帯からは見限りをつけられるでしょう。厚生大臣の立場からしたら、まず母子世帯の人が、大臣やうやうやうだった、そういう大臣で初めて厚生大臣の値打ちがあると私は思っているのです。どうです、これをお聞きになって。

○増岡国務大臣 制度が変わりましたがためにそれだけの減額になるわけでありまして。私は、先ほど申し上げましたように、福祉優先ということを貫いてまいりたいということでございます。

こしの予算は厚生省全体といたしましては二・七%増、二千五百億円の増加をとつておるところでございます。

戦車十両とおっしゃいますと、まさにその数字に当たるのかと思ひますけれども、まだ依然として厚生省は防衛庁の三倍の予算を持っておりますので、その中でやりくりをしながらいろいろ工夫をして、今後とも福祉の増進に努めてまいりたいと思ひます。

○土井委員 その中のやりくりとおっしゃいますけれども、基本姿勢が大事なんです、基本姿勢が。どういふふうな基本姿勢で事に臨むかということが大事だと思ひます。

今回のこの児童扶養手当の問題に対して、母子家庭の中で特に今度は差が出てくるのです。差をわざわざ厚生省がつけたのです。つけて、そしてしかも減額をする。今まで支給されていたものを支給しないようにする。こういう方向でやることとが基本姿勢として大事なんです。そうではないでしようか。児童の福祉ということを考えていく、あくまでそれを大事に思うという基本姿勢からすると、今度のような法案は出てくるはずがないと思ひます。

もう時間がそろそろ来ていますから、最後に二つ私は尋ねたいと思ひますけれども、父子家庭に対しての調査はどのようになされていきますか。先日、私は兵庫県の方から、父子家庭の取り扱いを福祉対策としてほしい、どういふことになつていくかといふことを問われて、そして厚生省の方にお尋ねしたら、心もとない限りでしたよ。父子家庭に対する実態も、よくそれは取り扱い方としてなさつていらつしやらない。

この今回の法案に当たっては、ひとつ父子家庭の問題をまず法案を出す出さないにかかわらず、やはり対応を社会保障、社会福祉という点で充実させていくといふのは、これは考えなければならぬ問題だと思ひます。

○小島政府委員 父子家庭につきましても、御指摘のように従前は父子家庭といふものの調査とい

うのは極めて不完全なものでございまして、全国的な調査といふものはございせんでした。

この五十八年の母子家庭調査にあわせまして父子家庭につきましても母子家庭と同様の調査項目で調査をいたしております。

父子家庭の状況を見ますと、母子家庭では先ほど申し上げましたようにやはり経済的な困難を訴える層が一番多いわけでございしますが、父子家庭の状況を見ますと、経済的な問題というよりも子供の世話とか家事に悩んでいる方が多いという傾向を把握しております。したがって、父子家庭につきましても家庭奉仕員派遣事業の拡大あるいは必要な保育所の整備というようにことを通じまして必要な対策を講じてまいりたいと考えている次第でございます。

○土井委員 それは教科書みたいなことをおっしゃいますけれども、大臣は先日来もう幾たびかこの問答集について質問をお受けになつて、その都度、問の十のある部分が非常に思ひにくい表現で、これは困つたという思いに何回かおなりになったと思ひますが、困つてばかりいなくて、その後の措置はどうなりましたか。「いわゆるおめかけさん」と書いてあるのです。あそここの部分、どうなりましたか。その措置について、どうなつたかだけを言つていただきたい。大臣は御答弁の立場でいらつしやりましたから。

○小島政府委員 確かに不適切な、また不正確な表現を用いて誤解を招いたり、大変御迷惑をかけておる部分もあったかと思ひますので、これは課長会議を通じて、配付先が都道府県でございしますので、そういうことを通じまして、適切さを欠く表現があつたので、あそこはこし趣旨であるといふことで理解を求めたところでございします。

○土井委員 こういう趣旨で理解を求めて何ですか、それは間違つていたら、削除したり撤去したりするのが普通でしようが。そういうことだからだめなんです。厚生大臣だって、こし趣旨の問題に対してのこの認識というのは、単にこれは

字面の問題だ、表現の問題じゃないですよ。物の考え方です、これは。取り扱いについての基本姿勢ですよ。これがにじみ出ているのです。いろいろぐずぐずと言いつけめいたようなことを、この一回出してしまった皆さんの物の考え方に対してされる必要ないんで、あれは撤去します、あれは撤回しますということが普通でしょうが、それをしていられるのですか、やっていられないのですか。

○小島政府委員 あのパフレットは、理解を得るためということがあって誤解を招くようなところがありましたので、そこは何ゆえに今回未婚の母子家庭が対象にならなかったという正しい説明に変えさせていただいたということでございまして、したがって、あの部分は結果的に撤去されております。これは新しい部分に訂正させていただいております。

○土井委員 新しい部分に訂正したというのは、どんなに訂正したか、出してください。正しく訂正したと言われている、その正しい訂正というのを示してください。

○小島政府委員 これは口頭説明でございまして、未婚の母が今回対象とならなかった理由は、今回の改正によりまして、児童扶養手当というものが離婚等による母子家庭の生活の激変緩和を図りながらその母子家庭が自立できるまでの間の母子家庭という状態にある児童の福祉のための措置である、手当制度であるということで、そういう観点からいたしますと、従前夫によって生計を支えられてきたという事実のない母子家庭については、離婚等による同様の生活の激変がないわけでございます。そういう観点から対象にならないかかったという説明でございます。こういうことでございましてということで、あの箇所を訂正いたしております。

○土井委員 それは訂正になってない。役所仕事では、文書で出したものは文書で訂正するなり、撤回するなり、削除するなりするのが仕事なんです。今のは口頭でと、恐らく電話でしょう。電話

であつてもなくてもいいです。現実、口頭では訂正になっていません。だから、訂正してないというふうには私はまだ受けとめていません、その辺はよろしいか。

大臣、総じてこの法案は、少なくとも大臣は、既にこの法案のまじりかんなというお気持ちだろうと思う。これからどういふふうに対応されます。これ、いかがですか。頭ばかりかいてないで、ちょっと肝心のところだから、私はそれをお伺いして、もう時間が来たようですから……

○増岡國務大臣 私どもといたしましては、御議論のある箇所はよく承知しておるわけでございまして、法律全体といたしましては、現在の事情のもとでは、原案がまあまあ考えられる線かというので御提案を申し上げておる立場でございますので、これ以上の御議論はお許しをいただきます。

○土井委員 それで、御批判はそれはいろいろというふうなことをおっしゃいますけれども、大体今まで出てきた議論の中では、それは厚生省とされてはここがポイントというふうな考えられた点、全部問題だったのでしょうか。全部実情から考えると、この法案自身に問題があるということに相なったわけでしょうか。考え直しが必要なんですかね。過ちは正すことをやっぱりはばかってはいけないと思うので、大臣、大臣の真骨頂をここで示すときが本当にきていると思うのです。英断をもって臨まれることが、この節大臣に問われていると思うのです。大臣は、率直にこのことに對してちょっと答えてくださいませんか。この法案に對しての取り扱い方を、自分としたら少なくともどういふふうにかきたいと思つていらつしやるか。いかがです、御所信は。

○増岡國務大臣 大変恐縮でございしますが、私としては、委員会の御審議におやだねする以外にないと思つています。

○土井委員 しかし、大臣とすれば、少なくとも原型のままでは、いろいろ問題が出てきている、このままやり切れない。やっぱりちょっと法案として

してはよい法案ではないということをお考えだろうと私は思ふのです。これはもういろいろ今まで、与党の中でもこれに對して、これはこのままだでは困るというお声があるわけですから、だから、そういうことからすると、大臣、それは大臣自身がそれは審議に全部ゆだねるとかなんとかでなしに、大臣の御所信というのはいやばり大事です。一言言つておいていただいて終えたいと思つます。

○増岡國務大臣 先ほど申し上げたとおりでございますので、十分御審議をいただきたいと思つます。

○戸井田委員長 午後二時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後二時三分開議

○戸井田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。大原亨君。
○大原委員 今までかなり各委員から突っ込んだ御質問があつたと思うのですが、私も独自の立場でひとつ質問を續けていきたいと思います。

私は大体二つに大きく分けて質問をいたしたいと思つますが、昭和三十六年に児童扶養手当の制度ができたわけですが、その児童扶養手当ができた立法の趣旨と、それから児童扶養手当の対象となる項目と人員の現状につきまして答弁をいただきたいと思います。

○小島政府委員 児童扶養手当、御承知のように三十六年に御立法願ひまして三十七年度から実施しておるわけでございしますが、これは三十四年に国民年金法が制定されました母子福祉年金という制度ができました。しかし、これは年金制度でございまして、死別という保障事故に着目して、残された母子家庭にその生計を助けるために福祉年金を支給するという制度でございしますが、離別というものは年金の保障事故になじまないもので

ございまして、そこに入らなかった。施行後、母子家庭という状況は生別、離別を問はず同じような状態ではなからうかというような観点から、生別の母子家庭につきましても、いわば母子福祉年金制度を補完するような形でこの児童扶養手当制度が創設されたわけでございします。したがって、これは父と生計を同じくしない児童の福祉の増進を図りますために、父と生計を同じくしていない児童、すなわち母子家庭という状況に着目いたしまして、その家庭に手当を支給することによりその児童の福祉を増進しようとする制度でございまして、そういう趣旨は現在も変わっておりません。

ただ、今改正法案で申し上げておりますのは、この児童扶養手当法が、先ほど申し上げましたように母子福祉年金制度の補完的の制度として発足したわけですが、既に母子福祉年金というものはなくなるといふ事態を迎えておりますので、この際、社会保障制度全般の中で児童扶養手当制度のあり方を検討した結果、純然たる福祉の措置としての制度という形で機能を営ましていこう。そういう観点から考えました結果、離別等によりまして生計の支え手である夫からの援助がなくなったというような家庭について、その状況に移ります家計上の激変の緩和を図りながら、その母子家庭の自立促進ということを通して児童の福祉の増進を図つていこうという制度に組みかえたわけでございします。

受給者数の状況等につきましては、これは制度発足からの推移でございしようか。(大原委員「現状です、対象別の」と呼ぶ)現状で児童扶養手当を受給なすっている母子家庭は六十一万世帯でございします。このうち離婚の世帯が四十四万四千世帯、全体の七二・八%を占めております。死別の世帯が三万五千世帯、五・七%、いわゆる未婚の母子世帯が三万六千世帯、五・九%、父が障害者であるということによって受給されている世帯が三万三千世帯、五・四%、父の遺棄という状況で受給されている世帯が五万一千世帯、八・四

％、その他一万一千世帯、一・八％、合計六十一万世帯となっております。

○大原委員 後段の答弁で明らかなように、今は生別の母子世帯、離婚の問題を中心に議論をしておるわけですが、制度が昭和三十六年に法律が施行をされた当時は、つまり日本において一応は皆年金体制ができて、そして遺族年金、母子年金もできて、母子福祉年金もできた。これは経過措置としてできた。その経過措置の母子福祉年金は、当然のことですが、時間がたつに従って現在においては少なくなった。ただし、そのときに社会的に考えて、社会的な事故と同じような残つておる問題を全部児童扶養手当法で吸い上げてやったわけでありまして、今の御答弁がありまして、生別の母子世帯、それから死別の母子世帯の中で母子福祉年金等のないものを対象にしたわけですね。それから未婚の母子世帯、障害者の世帯、遺棄世帯、これは父が蒸発したという場合等でしよう。そういう問題等全部拾い上げてやったわけですね。例えば所得においては若干有利な立場に立つて、生別の父子世帯もあるわけですが、こういう点についてはなお検討中のものもあるわけですね。

しかし、今この委員会が議論になっているのは、生別の母子世帯を中心として議論になっておるし、質問もそこに集中しているわけですね。ですから、今私が申し上げております点について、皆年金体制の中で、生別世帯、蒸発やその他全部含めて、障害者も含めて年金の網にからなかった人々をすくい上げたのです。救済したのです。ですから、この問題は、言うなれば一つは経過的な措置であると言つてもいいのですけれども、生別、離婚の場合にこれを社会的な事故として見られるかどうかという問題であります。これは単なる福祉なのか、あるいは言うなれば社会的な助け合いなのか、保障なのか、こういう論点の分かれるところでもあるわけですが、そういうことが一つの問題であったわけですね。これは社会的な事故ではないのですか。どうなんですか。

○小島政府委員 離婚というのは社会的現象でございまして、社会的な事故であらうと思ひます。

ただ、これは本人の意思が関与するところが大きいところだと思ひますので、いわば社会保険で行つておる保険事故というふうなもの、保険数理の上には乗りがたい事故である。そういう意味で死亡というふうな事故とはちよつと性質を異にするものであるというふうに考えております。

○大原委員 一定の年をとるとかあるいは働きの主人が亡くなるといった場合における遺族の保障とかあるいは障害事故というふうな社会的な事故、そういう年金の制度の上に乗つていくところの社会的な事故とこの場合とは若干ニュアンスの差がある、しかし社会的な事故に違いはない、こういうふうに私は考えるのですが、いかがですか。

○小島政府委員 おっしゃる通りに社会の一つのいわば病理現象と申しますか、事故であることには変わりなからうと思ひます。

○大原委員 それはどういふところが社会的な事故なんですか。

○小島政府委員 普通、結婚して共同生活を営んでいる、それが何らかの理由によりましてお互いに別れる、その場合に問題になってまいりますのが特に子供の家庭の場合というふうなことで、社会的な対応が必要とされる場合が生じてくることにならうと思ひます。

○大原委員 どうもあなたの答弁はあいまいなんです。社会的な事故といふのは、一体どういうことが事故なんだ。年金制度になじまない点があるけれども、社会的な事故である、こういうふうにあなかも言つておるし、私も主張しているわけですが、社会的な事故とはどういふことなんだ。何が社会的な事故なんだ。

○小島政府委員 事故といふそれぞれ定義の仕方、先生のお考えになつておるのと、私、違ふかもわかりませんが、通常の一般的な状態が変わつたといふのを一つの事故と見るか変化と見るか、用語の問題はあらうかと思ひます。

○大原委員 それはどういふ人にとって事故なの。

○小島政府委員 それは、離婚の場合ですと、夫にとつても妻にとつてもまた子供にとつても、そういうことによつていろいろ生活上の変化が生ずるあるいはいろいろ困難が生ずる、問題が生ずるという意味では、それぞれの問題が生じているものだと思ひます。

○大原委員 私は、そこを大臣の見解も聞きたいのだが、父にとつても事故だ、母にとつても事故だ、子供にとつても事故だ、こういうふうなことを言うから政府のような改悪案になるわけだ。そうじゃないのだ。それは児童にとつて事故なんですよ。児童にとつては、働きの主人が死ぬ場合と、夫の方がアルコール中毒だつたりサラ金であつたりばくちで突つ込んだり、そういう蒸発等あるいは社会的に非常に精神的な過労が強いというところに耐えられなくて家庭が破壊されるというところなんですよ。そういうことを含めて、児童にとつては生き別れであらうか死別であらうか同じなんです。それをほとんどが御母さんが扶養している。こういうことから、母子福祉年金に言うなれば対応して、皆年金制度を補完してやつた。ですから、生別の家庭だけではなしに、児童の扶養という観点から幾つかの問題点を全部挙げて、児童扶養手当法で吸い上げたわけですね。私はそういうふうな考えです。

社会的な事故は児童にとつて社会的な事故である。実質的には年金制度になじまないという点もあるけれども、社会的な事故であることについてはいちばん思ひます。いかがですか。

○小島政府委員 確かに、社会的にそういう事故と申しますかそういう離婚というふうな事象が生じた場合に、どこに社会的な対応として一番関心があるのか、また行政上考えなくてはならぬかという場合には、おっしゃるとおり子供の問題であらう、こう考えております。

○大原委員 だから、そういう観点から言うと、あなたが御答弁になつた点にもあるけれども、私

が指摘した点にもあるのですが、その中で、今件数は挙げませんけれども、ほとんどふえておるのには離婚なんですよ。それから、死別の母子世帯で無年金状況、年金の網にからなかった人も、激増はしてありませんけれどもふえておるわけですね。これは必ずしも減るとは限らない。今の年金制度は非常に欠陥がありますから、新しい制度は特にそうですから、それから漏れておる人が出てくるかもしれない。これはそういうことです。それから未婚の母子世帯というのはほとんどふえる傾向にあるのです。

これは、めかけに子供を産ませたとかあるいは勝手に子供をつくつたんだからというふうな議論を、男ばかりの世界で議論したということがいつても問題になつておるようだが、質問の中にも出ておるようだが、未婚の母子世帯がふえるというのには社会的な客観的な事実なんです。これは昭和四十五年程度から比較をいたしますと、一万七千五百九十四名であつたのが三万六千名を超えておるわけですから、ほとんどふえておる。ほとんどふえていくのは世界的にもそういう傾向なんです。これを子供の立場に立つて社会的に受けとめていこうという制度としてあつたわけですね。他の制度との関係については私はまた改めて質問事項を変えますけれども、そういうことであります。

障害者世帯の児童についてもやはりふえる傾向にあります。障害が複雑化、高度化したしからね。そして遺棄世帯に至りましては昭和四十五年を基礎といたしますと二万四千名が、昭和五十八年の六月ですが、五万三千人くらいになつておるわけですから、もつとふえておるはずでありますけれども、倍増しているわけですね。

そういう観点で、社会的に言うなれば死別の母子世帯と同じような状況にある児童、あなたが御答弁になつた児童、そういうものは今日の社会的な条件の中では、母子福祉年金のように年金制度を整備すると減るものもあるけれども、そうでなくて、ほとんどふえるという傾向のものが非常に

たくさんあるわけですよ。それに対してどういう施策をするかということに年金制度との関係を考えてながら政策を進めていかなければ、本当の意味における児童憲章とか憲法とか、子供を尊重するとか、人権、人格を尊重することにあらぬと思うのです。私は、そういう問題に対する考え方があるというのではないかと、この点を指摘します、いかがですか。

○小島政府委員 御指摘いただきました母子世帯の形態別と申しますか、類型別を見ますと、離婚による母子世帯はほとんどふえております。その他死別、未婚の母子世帯、障害者世帯と、近年はほぼ先ほど申し上げたような数字の前後で安定的に推移してはおります。

先ほどから先生御指摘のように、年金になじむ事故となじまぬ事故とがあると思います。やはり偶然に生ずるもの、必然性のあるものというように、年金でございまして、本人の意思によって左右されるようなものについては、なかなか年金制度には乗りにくいということでございます。したがって、本来的に年金は拠出金を、保険料をもとに、国庫補助もありますが、それを財源といたしまして、所定の保険事故が出た場合に、一定額の所定の給付をしようという制度でございます。こちらは、全く一般財源といえますか租税収入等を基礎といたしまして、どのような対象の家庭の児童に着目して、あるいはどのような家庭に着目して必要な援助をどういう形で出そうかという、やはり福祉の観点から考えていい措置ではないかという見地から、年金と切り離した形での見直しを行ったのが今回の改正案でございます。

○大原委員 民主主義の社会ですから、だんだんと政治が成熟してくるに当たって、やはり考え方もちゃんと個人的な問題とか家庭の問題とかというところと離れて社会的な問題をとらえていく。社会的な問題をとらえていけば、社会的な事故によって主たる被扶養者が、働き手がいなくなった場合に子供がどういう立場に立つかという点を

を事故の原点と考えて施策をする場合に、私は、あなたが言うように、福祉とはどういう意味を言っているのかわからぬけれども、今まで何回も答弁されているようだが、どういふことを言っているのかわからぬけれども、福祉の範囲内でこの施策をやるといふのは一体どういうことなんですか。年金の補完的な制度としてやるのではなく、福祉としてやるというのはいかなる意味ですか。

○小島政府委員 年金の補完的な制度として、給付額につきましても母子福祉年金とほとんど同じように考えてきた。福祉の措置になりますれば、やはりある一定の水準以下の世帯を対象とする手当てでございます。その生活の困窮度に対応して手当額を考えると、これは、年金制度と違っていて、一つはやはり福祉のあり方ではなからうか。

○大原委員 それは、ひとつ論点をちょっと変えますけれども、外国では児童扶養手当の制度が、日本のような制度がないです。ないのはなぜですか。

○小島政府委員 一つには児童手当制度が諸外国では完備しておる。相当額の給付を行っておるのが第一の原因であらう。第二の原因といたしましては、離婚制度が日本と大きく違っていて、日本の場合ですと協議離婚が約九割でございます。諸外国の例を見ますと、特に未成年の子供を持つている場合の離婚につきましても大きな制約がございまして、必ず裁判所が関与する。そこで子供の養育責任を明確にしたり、あるいは父親の毎月なり毎年送る養育費の額を特定したりという形で、そういう特定を通じて公的にもそれを援助できるように措置を組み込んでいられるところもございまして、そこが大きな違いだと思います。

○大原委員 一つは、児童手当の制度です。一つは、婦人の年金権にも関係しますけれども、年金の制度と、その他、今のようにならざる手続の問題です。そこで一つは、児童手当については外国ではほとんど所得制限なしですね。それから第一子がほとんどでしょう。金額についても第一

子、第二子、第三子、第四子となるに従って支給額をふやすとか、あるいは全体を見てみますと、やはり社会的に自立の基礎となり得るような、子供を抱えておいて費用がたかさん出るわけですから、それに対してそれが障害にならないような、そういう条件を整備して児童手当制度をやっているわけですね。

日本の社会福祉の国民所得に対する給付率が一三〇程度と低いのはなぜかという、一つは児童手当の制度というものが日本にはないからですね。今、外国の児童手当について私が申し上げた点であなたがこれにつけ加えて説明することがあります。いかがですか。

○小島政府委員 ほとんど先生今お話しいただいたとおりであらうと考えております。

○大原委員 今度は児童手当について、昨年末に児童手当審議会が答申しましたね。これは、出生から三年間で乳幼児を対象にして、打ち切ってしまうというわけですね。第二子から始めるのでしよう。児童手当を政府が改正するといつて、非常に内外で議論が起きてまいりましたが、児童手当については、改正案については政府はどういう措置をおるのですか。

○小島政府委員 児童手当については五十五年に中央児童福祉審議会の意見具申をいただきました。その後第二臨調の場においていろいろ御指摘をいただいたり、また各方面からいろいろな議論のあるところでございます。現在の日本の児童手当制度は、三人以上子供がいらっしゃる家庭を対象に、手当の支給の方法としましては三番目以降の子供さんに月五千元、低所得者階層は七千元というところになっておりますが、それを生まれたときから義務教育終了時まで出すという制度で現在まで参っております。手当額は制度発足当初は三千円、あるいは制度発足当初は五歳未満でしかたが、それを上げてきたということも経過としてはございまして、そういう形で動いております。そういういたしますと、現在の児童手当の支給対象になつてはいる家庭が非常に限られてくる。現在子

供の数を見ましても、三人以上子供を育てていらっしゃる家庭は少のうございまして、数少ない家庭に支給されているというようにもございまして、一般的に児童手当に関する国民の関心あるいは理解も決して高いという状況ではございません。五十二年当時の調査によりまして、一般世帯あるいは有識者、いろいろやりましたが、多少のずれはありましても賛否両論というふうな状況でございます。

したがって、こういう状況を勘案し、しかも昨年末、十二月十二日にいただきました中央児童福祉審議会の御意見によりますれば、将来はやはり第一子から所得制限がないような形で支給する制度を日本も今後の高齢化社会あるいは児童数の減少という状況を考えればこれは整備する必要がある、しかし、現時点で考えてみると、そういう国民の理解の状況でございます。

また、これは第一子から全児童に所得制限なしで義務教育終了時まで支給するということになりますと、ざっとした試算で一兆数千億の金を要する形にもなります。したがって、この児童手当制度の拡充を図ってまいりますためには、国民全体としての理解を基礎としながら財源対策も含めて考えてまいらなければならないという問題がございまして。

先ほど申し上げましたように、国民のこの制度に対する理解の状況は、それを積極的に支えるほどには熟していないというふうな判断ざるを得ない状況にございまして、当面は最近の人口状況等も勘案いたしまして、まず第二子以降、二番目の子供を対象に取り上げていきたい。そういういたしますと、子供を持っていらっしゃる家庭の約九割が二人以上子供を持っています家庭になりますので、相当手当を受給される方が広がってくる。そういうことで支給対象者を多くしながら、国民の関心をお寄せいただき、また、このあり方について議論を深めながら次の発展を目指そう、こういうふうに考えたいわけですね。現時点で新たな国民の負担

を求めることが困難な事情ということになりますと、現在の財源の枠内、国の財政状況も勘案いたしますと、現在の財源の枠内で賄えるような制度改正が当面の措置としてはやむを得ないかということと考えまして、いろいろ御議論ありました。昨年末の中央児童福祉審議会のこの答申もそういう趣旨でございます。

そういたしますと、財源問題があるのですが、多少支給期間——多少でもございせんが、支給期間を短縮してでも、まず第二子に拡大するという措置をとるべきではないか、そうすれば、生まれてから一定期間ということではどうだ。いろいろ議論はございましたが、最終的にきょう制度審議会に御諮問申し上げた案では、第二子以降の児童を対象に小学校にお入りになるまで、その就学前までの期間手当を支給するという制度で考えております。

ただ、そういたしますと、財源の枠も限られておりますので、第三子以降は現在並みの五千円の月額の手当でございせんが、新たに拡大いたします第二子につきましては二千五百円というように額で当面出せざるを得ないか、こういうふうに判断しております。

○大原委員 それは制度審に出したのですか。

○小島政府委員 制度審です。

○大原委員 今のような政府の案、昨年の中央児童福祉審議会がいろいろ意見を出して答申をしたのを若干修正して、第二子から二千五百円、第三子は五千円、それから就学前ですから五歳まで、こういう案を出したわけですか。

○小島政府委員 昨年末の中児童の意見具申を踏まえて出したものでございまして、全くそこは抵触するものではないと考えております。例えば支給対象児童の範囲につきましても、本来第一子からだけれども、現在の財政状況あるいは最近の出生数の動向を勘案すれば、当面第二子から支給対象とすることにも政策的妥当性が認められるという事項でございます。

う観点から、ある程度価値ある額を確保することが妥当であろう。

それから支給期間につきましては「このように、第一子又は第二子から現行水準程度の手当を支給すること」とすれば、支給対象児童数は、飛躍的に増加することは、不可避であり、現行財源枠内で対応しなければならぬという厳しい前提の下では、遺憾ながら、本来、義務教育終了時までであるべき支給期間を相当絞り込む等により、給付の重点化を図らざるを得ない。「この場合、いずれの年齢層に重点化して支給するか」ということが問題になるが、次のような理由から、出生の時から一定期間支給するものとするのが妥当であろう。こういうような御意見でございすので、これを踏まえた。

ただ、手当額につきまして、例えばさらに支給期間を短縮してもっと支給額を大きくするか、あるいは義務教育に入るまで、こら辺が精いっぱいのところですが、そこまでして額では多少拡大分について減額するかという選択の問題でありましたが、いろいろ政府・与党内でも御議論をいただいたのを参考としながら、第二子については月額二千五百円、第三子以降については現行どおりの五千円、それを義務教育に入るまで、就学前の児童に対して支給するという制度で御諮問申し上げたわけでありす。

○大原委員 期間については絞って、そして支給対象については第二子から二千五百円出す、こういう制度だね。

第二臨調の答申や推進審議会の意見というのは、児童扶養手当も児童手当も、言うなれば切り下げ、抹殺論です。抹殺論なんです。しかし、そういう制度が今の社会的な状況で、児童の人格や人権を尊重するという観点で許されるのかどうかということですね。答申案はそういう趣旨でしょう。

第二臨調の答申の趣旨を言っただけならいい。どういふふうに理解しているのですか。きょうは総務庁からも来ているはずですから、答弁してく

ださい。その後は大臣に聞きますから。

○八木説明員 第二臨調でございます。

第一次答申で児童手当に触れてございます。児童手当については、公費負担に係る支給を低所得世帯に限定する等制度の抜本的見直しを行う。こういうこととございす。抹殺という言葉ではございせんけれども、社会経済情勢の変化とか、当面の厳しい行政財政環境の中においてこの制度の見直しを行っていただきたい、こういう答申があったわけでございます。

それから次にお尋ねの児童扶養手当でございますが、これにつきましては実は五十八年三月十四日の最終答申、第五次答申におきまして「不正受給を防止するため、認定申請の支給事由の確認及び受給者の受給資格継続の有無の確認につき適正化措置を強化するとともに、これらの事務の監査指導を強化する」という当面的対策と、もう一つは制度の問題でございせんが「離婚の増加、女性の職場進出の進展等の変化を踏まえ、児童扶養手当の社会保障政策上の位置付けを明確にし、手当支給に要する費用の一部についての都道府県負担導入問題について、早急に結論を得る」とこの二点を述べているわけでございますが、全体の答申の流れからいたしますと、やはり当面の厳しい行政財政環境の深刻化という事態に対応して、国の社会保障の諸制度がどのようにすれば安定的に運営できるかという点を政府において具体的に検討せよ、こういう趣旨であったかと存じます。

以上です。

○大原委員 狂った話があったのですが、その基本的なところが間違っていると思うのです、基本的なところが。それは私が言ったように、児童手当についてもそうで、絞れ、見直し、児童扶養手当についても、むだがいっぱいあるじゃないか、こういう議論なんです。そういう議論というものは、日本の社会保障制度を質的に後退させるものなんです、今議論を私がしておるように。つまり、外国には児童扶養手当に類するものが少ないというのは何かというと、児童手当という

ものが所得保障の大きな柱として充実しているわけですから。これは中央児童福祉審議会が五十五年に答申を出しまして、財源について所得税の中の扶養控除を振りかえる、思い切つてやれ、こういう議論を出したことがあるのですが、これはスパンなんかやってるやつをやれ、そうしてやれということなんです。

つまり、全体から見ると日本の経済は大きくなっているのです。世界第二位になっている。だから、これは所得の再配分ということをやろうとすれば社会保障の水準を質的に低める必要はないわけだ。軍事大国との関係云々の議論はしないけれども、言うなればスモールガバメントという風潮の中で、とにかく児童手当も児童扶養手当も見直して国庫負担を縮小しろ、財政危機だ、こういうことを言っているんですが、所得を公平に再配分をして、社会保障は質的に後退させないで充実させるということを考える中において児童扶養手当の議論をするならば、日本の児童手当をどうするかということを議論をしないでこの議論をするのは基本的にできないと私は思うのです。

それを全く逆の方向で進めておるのではないかと、思うのですけれども、主管大臣として厚生大臣は、そういう問題については主張すべき点は敢然と主張することがなければ日本の社会保障は歯どめなく後退をして、国民の中における連帯というものはますますたれてしまします。弱肉強食になるのです。経済は大きくなっているのですから。低成長に入っていますが大きくなっているのです。そこでむだを省くことは必要だけれども、申し上げたように、所得を公平に再配分をして、福祉に対しても質的な充実を図る余地は十分あるのですから。これは政治が悪いんです。

ですから、そういう点を考えて、何が必要かということを考えるならば、昔年金制度の中において、年金と同じように、所得保障の重点は児童手当ですから、児童福祉ですから、児童福祉を後退させたならば、民族の将来はないですよ。高齢化社会の将来はないですよ。時間があれば後で議論

しますけれども、そういう問題について、ここはこうだけれどもここはこうあるべきなんだ、こつちも削り、こつちも削って、そして後退した案を今両方とも出そうとしているわけです。これは私は日本の政治の方向としてはとんでもない間違いであるという点を指摘しておきたいと思ひます。基本的な問題ですから、厚生大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○増岡国務大臣 ただいまお話のありましたような将来の日本の人口構成ということを考えますと、先生おっしゃるとおり、今日児童に關しましての対策が重要であることは間違いないことだと私と思ひます。

したがって、なぜこういうことを取り上げなければならぬか。こういうことというのは、先ほど先生が御指摘になりましたような、いわば見方によつては退歩ではないかということについてであり、また、ずつと長い百年の大計ということを考えますと先生御指摘のとおりでございします。しかし、この数年間において我が国の財政改革を行いませんことには、将来の大計ということもなかなか議論しにくい状態であることも事実でありますので、臨調におかれましては不正受給その他のことを付言されておるのだというふうに思ひます。

しかし、やはり基本は前向きな福祉政策でなければならぬと思ひますから、先生の御趣意には私は全く同感でございしますけれども、今日の厳しい財政状況の中では安定をして長続きするものをやつていかなければならぬということとでございします。御理解をいただきたいと思ひます。

○大原委員 ちよつと時間がないから時間をかけて議論できないのだが、今度出てくる児童手当は所得制限はないんですか。

○小島政府委員 二子に拡大し、先ほど申し上げたような手当額を確保していきましますためには、やはり現在程度の所得制限を継続せざるを得ない、財政再建期間中、六十五年度まではそういうこととていくというふうにせざるを得ないと思ひます。

ますが、その間は行革特例法で設けられました全く全額事業主の拠出によります特例給付を組み込みまして制度を実施してまいりたい、こう考へております。

そういたしますと、例えば六十年で新制度に切りかわつた場合で計算してみますと、支給対象児童数は現在の二百九十九万から四百四万に拡大いたします。それから支給総額も現在の千五百十三億から千五百八十二億に、これはわずかでございしますが拡大するということで、ほぼ現行どおりの財源の枠内でこの制度を精いっぱい組み直しまして、こういうことを基礎といたしまして国民の真剣な議論をお願いし、次の制度の改革を圖つてまいりたい、こういう趣旨でございします。

○大原委員 今、私の主張に対して厚生大臣も大筋で賛成である、こういうことなんです。つまり、こういうことなんです。児童手当というものは普遍的な制度なんです。これは年金と同じような所得保障の柱なんです。これは高齢化社会とか就業構造とか、いろいろ経済にも関係するもので、目先の質をどうこう言うような財界の議論とは別にそうなんです。児童手当は普遍的な制度なんです。それで、児童扶養手当というのはその制度の中における特殊な制度なんです。だから、児童手当の普遍的な制度の水準が上がつてくると、児童扶養手当というものは形を変えてもいいのです。単に財政が云々と言つたら、それは承知できないですよ、年金の議論でも同じです。

日本の経済は適正に立派に成長しておるのです。世界第二位になつてゐるのです。しかしながら、所得の再配分の仕方が制度的になつておらぬものだから、言ふなれば労働条件の問題だつて同じですけれども、国際的にもやっぱり批判をされるんですよ。内需の問題、税金が高いとか保険料が安いとか言うけれども、税金を安くしておいて保険料を上げるというのは国民にとつては意味がないのです。

も、それをできるだけやるとするんなら、今度出してこようというの、この国会に出すのかどうかわからぬけれども、もう案としてはまともなつあるのですから、出して一緒に議論すべきだと思ひます。

外国の児童手当というのは、ほとんどが例外なしに全部十六歳です。日本の場合には今度は五歳から六歳にするんですよ。それを切つちやうわけでしょう。切つて第二子まで広げるというんでしよう。対象者を広げるのはいいけれども、こつちを切つてしまつて児童扶養手当について整理をする条件がなくなつてしまふんですよ。そういう特殊な政策である児童扶養手当を、経過的な手当というものを直していくところの条件をそれは切つちやうわけだ。十五歳、十六歳、十七歳、十八歳と、こういうふうにして切つてきたわけですよ。

昭和五十四年の当時、広島の関係者の強い、ずっと継続した運動であります十八歳の児童扶養手当の問題で、そのときに十八歳というふうになんか上げてきたんですが、高等学校はもう九四%まで入学してゐるんだから、非常にハンディを背負つておる生別や障害者その他の児童に対して、せめて高等学校を卒業できるまでは十八歳の運用の枠を広げてもらいたい、こういう強い要望があつたものなんです。私が昭和五十四年四月九日の社会労働委員会での橋本厚生大臣に對しまして質問をいたしました。そのときに橋本厚生大臣は「非常に現在の諸制度に縛られて、これはだんだんと苦しくなつておるときですよ。関係各省との折衝の時間もないというふうな中では、否定的な答えをせざるを得ないんです。で、むしろ多少時間の余裕をいただきたい」と答へられて、御指摘の点は不合理な点があると思ひるので、是正をするために努力をしたい、こういうことを重ねて橋本厚生大臣は答弁しておられるわけなんです。

つまり、特殊なこの制度についてはいろいろな方式があるのですが、（発言する者あり）

今、財源の問題を後ろの方から言つてゐるから、社会保険でやるのがある、これは年金制度、それに国庫負担を入れる。それから公的な扶助、つまり所得が一人一年間百七十七万円というふうになり、世帯より低い人が苦勞して児童を育てていきますと、そうすると児童扶養手当がだんだんと厳しくカットされて、結局生活保護へ転落することになる、公的な扶助になる。そうすると、そこで税金を食うわけですから、国費を。そういう食ひ方というのは人間的でないわけですよ。だから、社会保険にはなじまない、皆年金体制になじまないから特別な制度をつくらう。そうすると、ほつておけば、悪くすればだんだんと公的な扶助がふえていきますよ、生活保護は。それをまたぶつた切ること、第三の方法として、社会的な手当として公費をもつて出したわけですよ。第三の方法をとつたわけですよ。であるならば、年金についてもそういう配慮をすることが必要なんです。後で申し上げるやうに、ともかくも今までの積み上げてきたやつをがらがら崩していつて、児童手当の方の土台も崩れていくというふうな、そういう政策を中曽根内閣はとるのですか、自民党内閣はとるのですか、増岡厚生大臣のときにそういうことをやりますか。それは私は非常に重要な問題ではないかと思ひます。

児童手当の問題を含めて、私はもう一回私が指摘いたしました点について厚生大臣が児童扶養手当の問題について基本的などう考へておるか、あれにどう対応しようとするか、修正しようとするかという問題を含めて御所見をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○増岡国務大臣 児童手当と児童扶養手当の相關關係につきましては、私も先生と同じような考へ方を持っておるわけでございます。しかし、この児童扶養手当が原案がございました歴史的な経過、あるいは先ほど御指摘もございましたけれども、離婚がふえて、その方々が対象になつておるとい

う一点に集中しておるものでございますから、御指摘のようないろいろな御批判もあるわけでございますけれども、私といたしましては、やはり何とかして安定して長続きのする制度をこの際確立をしておきたいという気持ちもございしますので、その点を御考慮に入れていただきまして、十分御審議を尽くしていただきたいと思ひます。

○大原委員 厚生大臣はちよつと味のある答弁をされたのですが、かなり審議は尽くしておると、政府が提案したことについてはやはり非常に足りない点がある、特に私とは意見が一致したというふうに表明になっておるし、これは児童手当の問題について、これをやらなかったら私は日本の高齡化社会で——児童手当だけじゃありませんよ。ありませんけれども、フランスでもスウェーデンでもどこでも最近合計特殊出生率が一・四から五ぐらいい下がっておるわけですよ。それで児童手当の改善についても注目してゐるのです。保育所もあるし、いろんなものがあるのです。児童福祉全体ですよ。その核になるものは児童手当なんです。日本の社会保障は伝統的に児童福祉、特に児童手当を非常に厄介者扱いにしてきたのです。

それは、一つの封建的な考え方がある。家庭に閉じ込めるといふ考え方もある。しかし、これは社会的には事実というものを避けて政治はないのですから、そういう問題については児童手当に対する特に財界等の認識というものが非常に欠けておる。それが行政改革の波に洗われまして、非常にゆがんだ形になっておる。恐らく厚生省の諸君なんかは、ずっとやってきた諸君は非常に本意な点があるんじゃないかというふうに思ふ。少なくともあなたの前の局長ぐらゐまでは非常にそういうことを感じておつたと思ふ。

あなたは非常に無神経だからわからぬけれども、あなたは何かとして議案を通そうとか、強弁をしてこじつけようというふうな気持ちが強いかもしれないが、しかし、基本的なことを言えば、こういう社会的な原因による児童の立場というものは、これは社会的な事故なんだ、あなたの意見、

そう言った。父も母もこれは社会的な事故だ、子供も事故だ、災難だというふうなことを言っているが、確かに別れるということとはどっちも災難よ。それはそれだけれども、児童という立場に立つてみると、これが一番の事故なんだ、死別も生別もないんじゃないかという議論。

もう一つの議論は、児童手当が土台になっておるのだから、外国で児童扶養手当的なものがないのは、児童手当がどんな水準を上げていっておるから、そこであつておるのだ。特に日本の児童福祉について考えていかなければならぬのは、高齡者がどんなふうなふえてゐる、そして出生率が下がっているのです。

厚生省の所管のあの人口問題研究所、厚生大臣、よく監視してください。あの人口問題研究所の推計なんというものは当たったことがないんだ。もう大体二・〇九、置きかえ水準ぐらゐまでずっと保持できるということと五年前は皆推計しておつたのです。しかしながら、慶応大学の安川推計とか日大の黒川日大推計などというものは違つた推計を出しておつた。安川推計のとおりにだつたと下がついてゐた。

共働、高学歴化、あるいは住宅ローン、教育費の負担というものがどんなふうなふえていくでしょう。だから、これは出生率は下がっていくのですよ。じゃ、児童に対する社会的な配慮というものをやはり近代的な民主的な形で整備をしていかなければ、合計特殊出生率がどんどん下がっていくと、あるいは一・七の台がかわらないということになると、二子が一子が多くなって、一子がふえてきて三子が少なくなつてくるという状況になるわけですから、これは家庭の中における子供の養育や教育問題にはね返ってくるわけですよ。ですから、民族の将来を考えてみたならば、人口構造が逆ピラミッドになるといふことは、これは将来日本の就業構造なり産業が活力を失ふことになる、社会保障が成立しないことになるのですから、ですから、児童福祉の中核である児童手当について普遍的な基礎としての制度というものを計画

的に充実させるということとは、日本の中期、長期にわたつての考え方の上において絶対に必要なことだ、こういうことを臨調などは言わなきゃいかぬです。つまりまづこれであらう答申を出すものだから、その旋風の中であらうもちろめぶつた切られてむちゃくちゃになる。児童手当出す、出すと言つたつてなかなか出せぬでしょうが。出して児童手当と児童扶養手当とは一緒に議論したらいいんですよ。児童扶養手当なんかは全然早く通す必要ないんだ、この国会なんかで。それはもう少し中長期の考え方です。

今までずっと例へば十八歳の子供とは何かという制度で、高等学校を卒業するまで、そしてその制度ができるまでは無利子の融資の制度をつくり出す、こう言うてずっと積み上げたものを土台と一緒に崩してしまふということ、これは児童福祉の体系を根本的に崩壊させるものである、私のこの主張に対しては、厚生大臣は同じ広島県ですから、私と同じ意見であるということとを今答弁になつたわけでありまして、私はそれは非常に欣快であつて、みんなにそのことを宣伝しようと思ひます。しかし、その言葉はよくても実際にはまるで逆になつて、増岡厚生大臣のときにこんな悪いことをしたということになると、私は同じ広島県として遺憾にたえない。

それは、児童扶養手当の問題は、個別の問題はみんなが議論したとおりであります、私も時間があるまではやります。であります、これも後退させるというのでなしに、これは修正するところを修正する、それならば、じゃ通そうかという議論になる。今度児童手当が出たならば、こゝろにねんではないが徹底的に議論をするということになるというのであります。それで国会としても審議の責任を果たす、まさか出してきただけからすぐ児童手当を通してくれというわけじゃないだろうから。しかしながら、それをやらないうというものであるならば、児童扶養手当もこれはお預けだ、保留である。それは国会としてはそういう判断をすることは私は当然だと思ふが、その主張に

対しましては厚生大臣は当然と思ひますか。——あなたは厚生大臣じゃない。あなたがそんなことは答弁する資格はないよ。

○増岡国務大臣 中児審からも、あるいはきょう社会保障制度審議会にも御諮問申し上げておることでございますので、児童手当法案につきましてもできるだけ早く成案を得まして御提案申し上げ、御審議をいただきたいと思ひます。

○大原委員 児童扶養手当を修正をやりませんが、それとも継続審議で児童手当と一緒に審議するのが私はいと思ふが、あなたとはほとんど意見は一致しておるけれども、この点はどうかと言つたのですけれども、いかがですか。

○増岡国務大臣 私どもといたしましては、御提案を申し上げておるわけでございしますので、この点に關しましてはぜひなるべく早く御可決をいただきますように、また児童手当法案も御提案申し上げますので御審議をいただきたいというふうに申し上げるほかちよつと、何といひますが、国会にお任せをいたさなければならぬと思ふわけでございます。

○大原委員 議論を踏まえて児童扶養手当のやり修正をやることについては、大臣としては反対ではない、賛成である、こういうふうに御答弁があつたものと理解をいたします。

それで、未婚の母をカットするなんかいうことは、例へばスウェーデンでは未婚の母が文部大臣になつたりしてゐるのですよ。だれも言わないです。未婚の母には未婚の母のそういう社会的な理由があるわけですから、子供にとっては何も別に關係ないことですから。それでしょう。おやじとおふくろがどうあるうがこれは關係ない、生まれたものは子供ですから。それが普通になつてゐるのですよ、常識に。これは社会的に抹殺しようと思つてもできないわけですよ。そういうことの事実の前提で政策を立てないと、政策というものは政策にならぬわけですよ。日本の児童扶養手当や児童手当の審議や議事録の経過なんかを聞いておると、臨調その他の議論を聞いておりますと、

これは聞くにたえぬです。国会でも議論を十分してない問題について全く傍若無人な議論をしてる。そういうことでは私はいけないと思う。

今度改正案に出ておられますが、七年間の期限つきとか、義務教育まで打ち切るとかいう選択制、そういうふうな問題なども、そんなことはいいです。例えば児童手当について、この計画的にやるんだ、そして、この場合に、児童扶養手当の対象となる特殊な社会的な問題については、これはこうするんだ、こういうふうにやらないで、何だか未婚の母の問題についてもカットする、それから期間についても打ち切っていく、こういうふうな考え方をやはり改めて、そして可能なだけこういう点については修正すべきである。特に未婚の母なんかというのは、こういう問題について大人の感情で議論して、そして政策を左右するというのは基本的に間違っている、この二つの問題について、時間も限られておられますから、厚生大臣、今までも何回もリハーサルされたと思うので、御答弁いただきたいと思うのです。

いつも聞いておると局長ばかり答弁しているから、だめだ、そんなことじゃ。私は大体今までの答弁、全部聞いてきたのだから、あなた、何か手柄になることがあるのか、それ。

○増岡国務大臣 それぞれ具体的な項目につきましては、私も私どもなりに理由づけをして考えておるわけでございますので、その点について言及することは差し控えていただきたいと思います。うわけでございます。したがって、私が先ほど申し上げておきますのは、この法律案全体につきましても御審議をいただき、その御結論にゆだねるといふ意味合いでございます。

○大原委員 声がとぎれとぎれでよく聞こえなかったけれども、(聞いてない)と呼ぶ者あり、いや、とぎれとぎれだけれども聞こえるのだ。私の考え方に賛成だ、こういうふうに理解しまして、前に進みます。

一番いびつなのは六百万円問題です。外国では、あなたが答弁したように、ちゃんと司法や行政が関与して、そして取り立てて出すようになってるのだよ、極端に言うとも、はっきり言うとも、しかし、たまたま六百万円の所得があったというところで、離婚という事実について、母の方、母子家庭の方に責任を負わせるような、そういうふうな制度というものは、いろいろなことをあなたは答弁しておられるらしいけれども、これは基本的に組み立て方が間違っているのだ。別れた夫婦の中で子供の養育についてどういう保証をするか、そういう手続がきちとあるならいいです。そうでなしに、六百万円という事実をここに決めておいて、そして制度を考えていくというのでは間違っていると思いますが、いかがですか。

○小島政府委員 先生御指摘のように、我が国の離婚制度は、先ほども申し上げたとおり諸外国と違っております。したがって、諸外国、それぞれのところにおきましては、かわって国が取り立てるといふ制度もございまして、あつと多くの国は、直ちに裁判所が関与して扶養義務や扶養額を確定しておりますので、それがすぐ裁判上の請求になじむというまでになっております。そこまでの日本が、日本の離婚制度から来る結果でございますが、そういう措置はなかなかとり得ない状況でございます。

ただ、民法上の父親の扶養義務というのは別れたことによつて消えるものではございませんし、依然として残るものでございます。それで、我が国の父親の扶養義務の履行状況も極めて低いという状況も承知しておりますが、特に所得の十分位法で見ましても一番上位にあるその別れた夫の一人の場合の所得が六百万、したがって、一人の生活で月額五十万というところでございまして、そのような高額の所得を有する父親については、ぜひその扶養責任を果たしていただきたい、また、母親もそういうような請求をしていただきたいという趣旨でこの制度を組み込みました。

また、これも先般申し上げましたが、制度審議会に御諮問申し上げたときに、そういう考え方は理解できる、しかし、あわせて父親からの扶養義務を確保できるような措置も別に検討しろ、こういうことでございまして、早速省内に専門家の方々を集めていただきました研究会も設けまして、何とかその辺の確保を図るべく妥当な道を今検討中でございます。

○大原委員 専門家を集めてもらって、いつもよくやる手だけれども、それをやって、そして方法を探索しているのだというときに、どういう方法があるというのをいさななければいかぬのだ。その答弁をしないで国会を通すわけにはいかぬよ、こういうことは。これはもう六百万円のやつは撤回しなければだめです。制度審議会がやっている一番大切な点について、検討しているから通してくれなんて、そんなばかなことではないよ。そういうことはだめです。そういうことは絶対にかぬよ、国会の審議では、どういうことでこの制度審議会が答弁をしたことをやろうと思つてゐるのだ、その原案をはっきりしない。それでなかつたらだめです。いかがです。

○小島政府委員 いろいろな方法を検討しておりますが、研究会の内部でも検討中でございますので……

○大原委員 何を検討しているんですか。検討している素材を言ってみなさい。

○小島政府委員 広くいろいろな問題を検討しておりますが、今後の日本の離婚制度、これは厚生省だけでできませんので、最終的に離婚制度の法的な整備にまつ分野については関係省庁等にお願いするにいたしました。当面父親の扶養義務の履行を担保できるように行政措置としてどのようなものが考えられるか、またそういうことについての検討をしているところでございまして……

○大原委員 今の点では全然中身は納得できないです。つまり、国会は審議をして法律案を決定するので、国民の権利義務に関係することと決定するので、一番大切な点について方向も示されないような、そういう条項について

は、この六百万円の条項については、白紙に戻して撤回すべきです。これは国会の審議にならぬじゃありませんか、そういうことでは、一番大切な点を専門家に任せたりしております。これは通してくだらないということは絶対だめです。そんなことは国会の審議じゃない。こんな審議は聞いたことがない。今までそういうことは例があるか。あれば例を言ってください、そんな例があるか。一番大切な点を保留しておいて、そしてお任せください、通してください、そんなことはないよ。

これはいかに自民党が多数といえども、そういうことはできない。それは道理が許さないと。思う。この六百万円みたいな便宜的な案はない、そんな法律は。(一割とつぶやき)それにしてもないですよ。たとえ一割でもない。そうすれば全体の制度を崩すことになるのだからだめです。これは中身をもう一回言つてごらん下さい。どういふことを中心に厚生省としては検討して、これがいかにどうか検討してもらつてゐるというふうな言つてみなさい。

○小島政府委員 御提案申し上げたのは、先ほど申しましたように、非常に高い所得を有しておられる夫はぜひその扶養義務を履行していただきたいというところで対象から外しておるわけでございまして。それについては、その履行の担保の方法等については、現在行政的にどのような措置を講ぜられるかを検討中でございまして、今具体的にどういふ方法があるという段階ではございません。

○大原委員 そういう不適当な答弁をするのだったら、この条項を削除してくるか、児童扶養手当制度自体をやはり本院としては採決しない、引き続いて審議をする、そういうことしかない。

委員長、私の発言をどう処理するかということについて、理事会で十分やってください。そうしなかつたら、質問が済まない、早く済ませようと思つただけです。

○戸井田委員長 追つて理事会で協議いたしま

す。

○大原委員 結論ですが、申し上げたように、これは児童手当が土台にある。あるいは年金の問題は、一つだけつけ加えると、例えば西ドイツは日本の民法の規定に近いのですけれども、離別した母に対しては父の持っていた年金も折半する。期間においても、金額においても。年金をもらって折半する、あるいは期間においても何年かやっておくということになれば期間も折半する。こういうふうにして別れた場合の母自体の年金権についても考えた上で、そして児童の加算はやる。そういうそれぞれ年金との関係、児童手当との関係で児童扶養手当的なものは解消をしているわけです。解消したり範囲が縮まっています。

私は、これはその土台についても絞っていく、それから児童扶養手当についても国庫負担をカットするという建前で次から次へとカットしていく、土井大先生の質問のときにも答弁があったらしいですが、三十数億円でしょう、カットしてカットしてわずかに三十数億円のために質的な制度の改変をする、これは弁護士会が指摘しておられるように一つの児童福祉に対する、あるいは児童扶養手当制度の質的な転換をもたらすような、そういうことを今の段階で行政改革の名前においてやるということは其の行政改革ではない、こういう点を私は指摘しておきたいと思えます。

所得制限、その他各項の問題やたくさん問題がありますけれども、今までそれぞれ議論をされておりましたので、私は以上のことを申し上げて、最後に、あなたと見解はほとんど一致したわけでありまして、厚生大臣の児童福祉に対する所見を聞きまして、納得できるならば私の質問を終わりたいと思えます。

○増岡国務大臣 児童に対しては、現在御審議いただいております法案、児童手当法等が肉となつておることも確かであろうと思うわけでございますけれども、先ほど先生も御指摘ありましたように、まだまだ保育所の問題でありますとか、

いろいろな問題を包括的に最大限活用しながら健全育成を図っていくかなければならぬところであります。そのことは、今後、日本民族が永久に栄えていきますために、行政のみならず家庭、地域社会、国、一体となつてその健全育成を図っていくなくてはならない問題でありますし、また、願わくは人口の減少を来すことがなく、今後の日本の発展のためにやらなくてはならない問題は非常に多いと思うわけでございますので、財政状況は大変厳しい状況でございますけれども、今後そのような観点に立つて力を尽くしてまいりたいと思えます。

○大原委員 終わります。

○戸井田委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。土井大か子君。

○土井委員 午前中、私は外務省に国際人権規約の問題で質問いたしました。もう一たびこの点を質問させていただきます。未婚の母の母子家庭における児童に対する養育及び教育に対する扶養、それからさらには、以前には児童福祉法に言う児童、つまり十八歳までに認められた扶養手当を今回は七年に限る、こういう行き方というのは条約の内容、さらに精神からすると許されないことだということに一般的に私は思うのですけれども、外務省いかがでございますか。

○瀬崎説明員 国際人権規約につきましては、さほど御説明したところではございませんが、当該法案との関連では、いろいろ厚生省からの御説明を伺いする限り、諸般の施策を伴うということでございます。直ちに問題はないというお答えをしたわけでございます。

ただ、この人権規約、それから人権宣言、その他もろもろの国連におきます文書に流れております思想あるいは規定と申しますのは、出生の理由等を事由として差別するということは禁じられておるところでございますので、一般精神論としては法がすべてに差別なく及ぶということが望ましいところかと考えるわけでございます。

○土井委員 閣議の立場に一緒に入つて、この法案に対しても外務省としては一回よろしいと言われた。このよろしいは、間違つたことを外務省としておやりになったというのが今の御意見からすると非常ににじみ出ているのです。よろしゅうございませうか。国際的なそういう趨勢は言うまでもありません。国際的な規約、条約、宣言、そういうことからすると、大臣、今回の法案の中に出ておられますそれぞれの厚生省として大事だと思つてそれをポイントにして出してこれたことは、全部これに対しては許すことができない中身であるというところが国際的な観点から言えるわけですね。

国際人権規約に対して日本はAもBも批准しておりますから、そういうことからすると、これは今回の法案は許されないので、守っていくという必要があるのです。外務省もそこまで言われるのは、これはよくよくのことなんだ。政府提案という形で出ている法案ですからね、現に我が審議しているのは、そういうこともひとつ念頭に置かれて、厚生大臣、これは種々問題が出ておりますけれども、さっきも大原先輩の方から非常に手厳しい質問の中で、保留ということにせざるを得ない点も厚生省としてお持ちになった。はかの点からいって、厚生大臣の胸の中には、このままではこれはちょっと困るという思いではないでいらつしやるだろうと私は思っています。この法案、撤回をなさるといってお気持ちはありませんか。撤回をしていただきたい。これは撤回すべき法案だと思えます。

○増岡国務大臣 この法律案の中身につきまして、個々の問題でいろいろ御批判、御意見があることは、この質疑を通じてよく承知をいたしておるところでございますけれども、法律案全体といたしましてはなるべく早く御可決をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

○土井委員 厚生大臣としては、そういうことについてひとつ大臣として責任ある政治的な決断と

いうものをお持ちいただくということが非常に問われていると私は思います。お役所の立場がこうだからとか、それからお役人の説明がこうだからということのむしろ後追ひみたいな格好で大臣発言というのは値打ちがないと思つております。やはり大臣の値打ちというのは政治的決断ということにあるんで、そういうことからすれば、厚生大臣としての政治的決断が今問われています。そして最後に、もう時間ですから一言申し上げておきますけれども、さっきも外務省からあいうふうな御発言がございましたが、福祉政策に対してしっかりと基本姿勢というのをつくってくださいますか。今回何だかうたえたような格好で、臨調から出て、国の赤字のつじつま合わせを、財政的に削り取るということを大前提にして臨まれた法案なんです。その中で福祉が随分うたえて、随分揺れ動いてきているのです。福祉政策は大蔵省が考えるのじゃないです。外務省が考えるのじゃない。厚生省をおいてはかたにないのです。そういうことからすると、福祉政策というものの対して毅然たる姿勢というのをひとつしっかりとつくつてもらうことを私は切に大臣に申し上げます。

だから、戦車の一合ぐらい予算の折衝のときに遠慮してもらいたい、そうすると、自治体の二割負担というのはいくらも済んだからということぐらひは大臣発言としてあつていいんじゃないかというのを私は思いますが、大臣はそういう御気分になられませんか。どうです。

○増岡国務大臣 そのような気持ちで終始一貫対処しておるつもりでございます。今後ともそのような力を尽くしてまいりたいと思ひます。

○土井委員 最後の大臣発言で、ただいまのこの法案は、この法案の形のまま審議を急いで国会で早く採決をと言われたい大臣だということを確認させていただきます。この法案というのは、きたら撤回したい、そういう気持ちも含めて、もう一度もとに戻して考えようという御気分ではない

ゆとりは十分ある階層だけでございますので、そこはやはり扶養義務の履行を請求していただきたいということでございます。

そういうことを基礎に、行政的あるいは社会福祉の全体の仕組みの中でどういう御協力が最も妥当かについては十分検討させていただきたいと思っております。

○塚田委員 請求して取れるくらいだったらば、こんな苦勞しませんが、はっきり言って、いかにそれが現実的に行われてないかというところは、皆さんも承知のはずだ。だから、研究会をつくって研究してもらおう。うまくいっているならば、研究会をつくる必要なかったんじゃないですか。だったらば、研究会の答えが出て担保される方法が制度的に確立されて、お母さん方よ、安心ですよ、扶養手当もえなくなつて、きちんと政府が保証して夫から取れるようにいたしますから、だから今度は勘弁してください、これならわかる。それがあなたの言う担保じゃないですか。

担保を出さないで貸し出しなんて、絶対あり得ませんよ。ということで、大臣いかがでしょう。いわゆる研究会の答えが出て、局長が言われる担保ができてから改正する、これが血も涙もある厚生行政と申しましょうか社会福祉行政ではないか、私はこう思います。

○小島政府委員 現在の日本の離婚制度法制を前提といたしますと、どのように援助しようといいたしましても、裁判上の請求を含めましてまず母親が請求していただきますと、それをこちらでお手伝いするという道がございせん。したがって、まず母親の請求ということをやっていたら、まして、それにどんな協力援助の措置ができるかわせて検討するという趣旨でございます。

現在確立してないということは御指摘のとおりでございますが、どんな方法を確立するにいたしましても、まず母親の請求ということが前提となりませんと、その実効を担保することができませんので、あわせてそういうことを検討しながら、その母親の御努力にもまつということでござい

ます。

○塚田委員 母親の努力にまつということですが、けれども、俗に女は弱いと言われておるわけでござい

ます。それでは、今の制度で一応扶養手当をもらつておりながら、今の六百万以上ということと切り捨てになる、前の夫から扶養費をもらっているかどうかは別として、とにかく六百万以上になって今度からもらえなくなる人数はどのくらいになりますか。

○小島政府委員 現在の受給者の中で見てみますと、これは離婚家庭だけの六百万以上というのはないものですから、一般勤労世帯等の家計調査に基づきまして先ほど申しました一・九％という率を乗じて考えてみますと、八・六三％程度になるかと思ひます。したがって、五万人程度になるかと思ひます。

○塚田委員 五万人の方が泣くということになりますね、現実的には担保がまだないのですから。ということで、その担保の方法についてやはり研究会がある程度答えを出して、それを政府がちゃんと実行する、だからお母さんよ安心しなさい、そうなるからでもいんじゃないかと思ひますし、もしそういうふうになりませんかと思ひます。もしも母子家庭の立場で、ちゃんと夫からももらえるようになるんだから扶養手当などという、不名誉というわけではございせんけれども、国の財政に迷惑をかけるようなものは返上しませんかという運動を起こしたっていいと思ひうらひでございます。

それはそれといたしまして、私は研究会の答えが出てから改正案は再検討の上提出すべきだと思いますし、それが筋である、このように思ひます。大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○増岡國務大臣 現在の離婚が協議離婚が多いというところ、それから父親にも扶養の義務があるというところが民法の規定であることから、支払いを追求するということがなかなか困難であるということとは事実だろふと思ひます。

しかし、私も法律をつくる立場から考えますと、民法上そういうふうにはつきり規定がありません。すなわち本来ならば父親が払わなければならぬものを払わないでよろしくございませうという中身にはなかなかないし、こういう面がござい

ますので、このような条項が入つたと思ひます。そこで、御指摘のようなことでございませうけれども、私は民法が変わらない限りはなかなかそのような訴求、追求するような手だてはそう早急には見つかからない難しい問題だろふと思ひうけてござい

ます。したがって、今御提案申し上げておりますものは、そういうような法律制度と実態的な養育費の支払いがあるかないかというすり合わせの結果、第十区分であります六百万円以上の人はならば払いやすいし払つてもらえるような進め方も考えられるのではないかと。元来、扶養の義務は所得に制限なく全部の父親にあるわけでございませうけれども、その中でもそういう方々にはという気持ちで今日の法案立案になつておると思ひうけてござい

ます。したがって、私も先生は御意見につきまして決して抗弁するつもりもございませうし、現実にはそうであると思つておるわけでございませうけれども、現在の日本の法律制度のもとではこのようなことしか書けないのかな、そういうふうな考えを持っております。

○塚田委員 それならばせめてこの六百万という線切りを八百万とか九百万とか上げていただくことについてはいかがでしょう。

○小島政府委員 これは所得の十分位法で制定當時六百万というものであります。所得の状況が変れば今後実施する場合でもその見直しということとは当然考えていく必要があるものと思ひますので、それは無理のない本当に実行しやすいところだけに限るといふ趣旨は制度実施後も維持してまいる所存でございます。

○塚田委員 この六百万以上の所得があるかどうか

かは、離婚をされた方というのでしうか、これが手当の申請をする際に、原則として離別した父親の離婚したときの前年の所得証明なり給与証明なりをつけて認定を受けることになる、こういうふうになるわけではございませうが、これは実際のところなかなか困難なケースが多いのではないと思ひます。別れた夫からそういう証明書をとり

るのは非常に難しいと考えるわけでございませうけれども、これはどのような方法、対策を考えておられますか。

○小島政府委員 先生御指摘のように、原則はあくまでも母親が別れた夫からその証明をもらつていうことでございませうが、例えば、離婚の事情によりまして、母親が居どころを明らかにしないうことでも、請求しても送つてくれないという

な自分で添付できないことに合理的な理由がありなす場合には、知事がかつて所要の証明を関係官署あるいは事業主からとるという制度は現在の規定を活用しても可能でございませうので、そういう困難を不当に母親にかけることのないような運用を十分心がけてまいるつもりでございませう。

○塚田委員 今の制度をもう一歩進めて、別れた夫の所得の証明は地方自治体なり何なり行政サイドが原則として行うべきであるといふふう

に、言うならば筆証責任者は行政サイドである、その筆証ができない限りは原則として全部もらえることになるんだ、このような措置がとれないでしうか。

○小島政府委員 先ほども申し上げましたように、法制度の仕組みといたしましては、他制度等を勘案いたしまして、母親が一応請求願うという建前は保たなければならぬと思ひますが、そこがみずからの請求の隘路になることのないような運用は十分心がけてまいるつもりでござい

のような論議になりますけれども、今回の改正では未婚の母を支給の対象から除外することになっておりますが、私としては、これ自体は改悪である、このように考えざるを得ないわけでありませう。

児童の権利というのは、憲法であれ児童憲章であれ、児童福祉法等によって保障されているわけでごさいます。これが母親が生きて別れの形であれ死に別れであれ、また未婚であろうと、その母子世帯の中において子供には何のかわり合いもない問題であるわけでごさいます。それが今回の手当支給の廃止というのは、未婚母子家庭の場合には、その児童について、死別したとか生別したという世帯の子供との間にいわれる不合理な差がつけられる。これはやはり憲法に反するものだと私ははっきりと申し上げざるを得ないと思っております。

そういうことでごさいますので、この未婚の母を特別に区別するということはもうやめてはいけません。違憲とまでは言えるかどうかわかりませんが、憲法の精神そのものを踏み外すものでございまして、大臣、もう一度考え直していただきたいと思うのですが、いかがでしようか。

○小島政府委員 今回の改正法案の考え方は、毎母申し上げているわけですが、離婚等による残された母子の生活の激変を緩和する、経済援助を行いながらその母子家庭の自立の促進に資する、それを通して最終的には児童の福祉の増進ということについては全く変わるところはございませうが、そういうことで対象者を拾っていった結果、離婚等の場合のように従前夫によって生計を支えられていた、それが離婚によってそういう支え手を失ったという事情のない、いわゆる未婚の母というものがたまたま対象に上ってこなかったというところで、いわれない差別、出生によって差別をするというふうなことは毛頭ございせん。

我が国の場合、最低生活は生活保護で維持されておりませう。それに、どのような状態の世帯ある

いは児童に特別にどういう援助をするのが妥当かどうかというものは合理的な判断に立つて行うべきものだと思います。いずれにしても現金給付ですから経済援助でございませうが、同じように低所得であつても父子家庭には出ません。一般家庭にも出ません。しかし一般的に言つて、母子家庭というのは離婚によるショックが大きい。生活の激変に緩和措置を講じようという趣旨で対象にしておりますので、差別をするなどということになれば、父子家庭でも一般家庭でも同じじゃないかという議論もあろうかと思いますが、そういう合理的な理由で母子家庭を拾ひ、なお今度の制度の考え方から対象を拾つた結果、未婚の母の家庭が対象にならなかつたという事情でございまして、御理解願ひたいと思ひます。

○塚田委員 次に、支給期間の点についてお尋ねいたします。

児童扶養手当は、昭和三十七年に制度が発足して、次の五十三年の改正において、それまでは十五歳までの子供が対象になっていたものを十八歳まで引き上げられた。これはなぜ引き上げられたのかというところを考へてみますと、やはり高校進学率が非常に高くなつてきておる。実際は高校進学率そのものは義務教育と同じような形になつて、国民総高校進学率というふうな事態、これを考へて、高校卒業までは何とか保障しようじゃないかという非常に温かい思いやりの上に改正が行われたわけだ。これは非常に高い評価を受けておるわけでごさいます。

ところが、その進学率が低くなつたとか、もしくは義務教育と同じようになってしまつて高校進学率の費用が思い切り安くなつたとかいうような特別な変化もない。一方、高校生の場合、教育費が非常にかさむから、教育減税もぜひしてほしいんだというふうな世論のバックアップを受けて、私も野党が政府に今要求してございませうし、政府の方としてもこの考え方については大分理解をいただけるような状態になつておる。

りかさんでおる、そういう事態の中でわざわざ高校には行きなさんなよ、実力がなければ無理ですよ、実力というのは財政的な実力がなければだめですよと言ふに等しいような措置をとられるというところは、母子家庭にとっては大変なショックと申しませうか、特に子供にとっては機会均等といひませうか、それだけそれが奪われるということ、ゆゆしき問題だと思ひます。こういうことで、高校教育が普遍化されている中で、しかも財政基盤、収入基盤の弱い母子家庭のことを考へたら、こんな弱いところにむちうつようなやり方だけは何とか避けてほしい。この件についてぜひ意のある御回答をいただきたいと思ひております。

○小島政府委員 今度の改正におきまして支給期間を原則七年、しかし、七年を超えてもお子様が義務教育終了時までは手当を出すことにいたします、こう言つておるわけでごさいます。高校はいいんだと、これをカットする趣旨ではございませう。その七年間というところの根拠でございませうが、一般的に生活保護の受給世帯の母子家庭等を見ましたらあるいは母子家庭でございませうが、七年度程度の受給で終わつておられるという現状を勘案いたしまして、七年度援助申し上げて、その間に自立の準備をなさつて自立していただくという関係から、どうしても必要な期間というのにはやはり七年じゃなからうかということ、七年度に限定させていただいたものでございませう。高校はもう面倒見なくていいからという趣旨では全くございせん。

これは長ければ長いほどその母子家庭については手厚いことは先生御指摘のとおりでございませう。できればそういう方法をとつていくのもまた妥当かと思ひます。ただ、我々厚生省が責任を負つております社会保障全体で新たな行政需要もどんどんふえてまいつております。そういうものを円滑に推進していくためにはやはり何とか七年度で自立を願ふという期待のもとにこの七年と

いうことで切らしていただいて、また必要な他の施策も十分に実施してまいりたいということでごさいますので、我々の一応の検討結果から七年が妥当だという数字が出まして提案申し上げておるわけでごさいます。これは自立に要する期間ということでごさいますので、母子家庭のお子様方の高校までの援助を必要としないというふうなことでは全くございせん。

また、このような状態で七年度で支給がとまり、まだ高校在学中、これから高校に入るというふうな御家庭につきましては、母子福祉費の中で無利子の特別貸付金という手当額と同額の貸付金の制度を設けて、それをまた御活用願ひという道も準備しておりますので、この辺のところも御理解をいただきたいと思ひます。

○塚田委員 今度わざわざ七年度で切つたというところが、結果的に今まで七年度だったから、それでいいだろうというように受け取れるわけですが、結果的に同じならば今の制度のままでいいんじゃないですか、いかがですか。

○小島政府委員 いや、それよりも長い方もいろいろいらつしやるわけでごさいます。ただ、我々が考へておりますのは、母子家庭で生活保護を受けておられる年限、これは三十一歳九歳くらいのお母様の年齢層の母子世帯でございまして、大体五年間で生活保護の状態から脱却される方が九二・五％、七年受給されておられますと九七％の方が生活保護の状態から脱却していらつしやるといふような状況もございまして、一応七年という期間御援助申し上げ、またお母様方の一層の御努力によりまして自立をお願いしたい、また、それ以上の期間に要する費用は他の必要な施策の実施に回させていただきたい、こういう趣旨で御提案申し上げておるものでございませう。

○塚田委員 ほとんどの母子家庭においてはお母さん方が自助努力で非常に頑張つておられる。さらにその自助努力のことを期待するというところでございませうけれども、今の母子家庭においては、努力しても努力してもどうにもならぬ、しかも高

校生を抱えた場合には親子共倒れになってしまうというような危険性が非常にあるわけなんです。しかもそうなってまいりますと、今の状況でいけばかなりの者が自助努力によって離陸するといひましようか、逃れておるのだから、今度の改正ぐらゐりやたつていいじゃないかというところですけれども、ほんの数%とか数万人とか、いわゆる国の施策からどうしてもこぼれてしまふ方々、今度みたいにならざるからその網の目から外れてしまふ方がいるわけです。

厚生省としてはマクロに物を見るから、その比率が少なからずマクロでもって納得すればいいんじゃないかという考え方が強いでしょう。うけれども、それは大蔵省とかんがやることであつて、厚生省というのは、一人でも二人でもこぼれてゐる者があつたらばそれを拾つていくという精神が必要じゃないか。今度の場合は、そういう者が何万人か知らぬけれども、わざわざこぼれる者をつくつていくという改悪になつてゐるわけですよ。

そういう意味から、あの手の手の措置を、こぼした後に拾ふといひましようか、育英資金を与えるからとかんがやるとは言うけれども、それもそのまゝそういう者を出さないこと、これがより厚生省の社会福祉施策としての本旨じゃないか、私はそう思うので、財政的な負担も大した差がない、今までのマクロで見た数字と財政負担がそんなに差がないというならば、ぜひ今まで同様高校生をお持ちの家庭のところまでは、その終了まで扶養手当で面倒を見ていくように配分をお願ひしたいと思ふのですが、いかがでしょう。

○小島政府委員 我が国の場合は、最低限の生活は生活保護法によりまして保障するという道を講じております。今、有期化によります財政効果はわずかなではないか、こういうお話でございますが、これはこれから七年度という制度が実施されますので、その結果が満年度化しますのはしばらくかかります。しかし、満年度化しますと三百億程度の財政効果も出てまいります。どうしても七

年間で困りになる方については先ほどの貸付金の御援助もする。それからどうしてもという場合には最後の手段としては生活保護、これは不幸にしてそんなことになつたら困るわけですが、できるだけそういうことを避けていただきたいと思ひますが、そういう制度も最後の手段としてはございすので、一応、一般的にはほとんどの家庭の方が十分に自立できるというふうな期待し得る期間七年度で手当の支給は終わらせていただきたい、その後の期間の必要な者については無利子の貸付金制度というふうなものの活用をお願いしながら十分他の施策の面で努力してまいりたいと思つております。

○塚田委員 最悪のときには生活保護という救いの手があるというところですけれども、そんなことを言つてまでいゝゆる扶養手当の改悪を行つ、これはやはり為政として考えるべきじゃないかと思うのです。何回か自助努力、自助努力と言つておる。本来ならば母子家庭の方々の一番楽な方法は、全部生活保護も受けたらいいでしょう。そこは日本民族のいいところですよ。歯を食いしばつて何とか生活保護にならないように、これは国の財政がかゝるやうなところからやらないで、精神的なものもあるかもしれない。このよい面を伸ばしていくために扶養手当という制度があるんじゃないですか。その扶養手当をつまらぬところでは自助の精神を積み取つてしまふ。ちよつとのところですから、このところ、ぜひ高校生卒業までは自助ができるように、面倒見るんじゃないで自助がでるように、生活保護にならないで済むようにやつてほしい。そのために高校を終るまでやるべきじゃないか。

それから、一応無利子の貸し付けがあるということとでございすが、私自身も育英資金で育つてきた男でございすが、就職してすぐなんというのはいかに金利は安くても借金返すのも大変なことですよ。しかも、いいところに就職して結構な初任給とかんがもらつても、一人だつたらば借金

を返す力があるいはあるかもしれない。しかしながら母子家庭の出身の場合は、こゝまで育ててくれたお母さんのためにいろいろな面でもって、年も老いてくる、親への仕送りに近いことまで母子家庭の子供はみんな考えてゐるのです。そういう中で、いかに少ないといへども借金返済の責めを負うというところは極めて厳しい状態なわけですよ。

そういうわけで、自助努力という言葉があるわけですが、自助努力という言葉の、与えられずにあれするんじゃないで、いわゆる初動資金の与え、エンジンの最初の活力になるような形で与えてゐるのが今の扶養手当、このように考へていただいて、児童扶養手当をもらったのはもう自助じゃないんだ、与えなければかえつて自助の努力をするんじゃないか、これは考へ方によつてした差があると思ふのです。児童扶養手当といふのはそういう意味で自助そのものを助ける手段である。となれば、自助を進める厚生省はそれをとんとん出さなければいけない、このように考へますが、いかがでございましょう。

○小島政府委員 先生御指摘のように、まさしく今回この自助を助ける手段として位置づけたわけでございます。その必要な期間として一応考へましたのが七年というところでございすので、これは、母子家庭として生活の激変によりまして直ちに生活が困窮したりあるいは生活保護に陥るななというところのない、できるだけそういう事態を避けるようにという趣旨に立つてゐることは先生御指摘のとおりでございす。この件につきましましては、一応自立までの準備期間として必要な期間が七年、その間の援助措置ということに考へておりますので、その辺を御理解願ひたいと思つております。

また貸付金は確かに返済を伴いますので、やりつ放しの給付金とは違ひます。したがつて返済の御努力も願ひなくてはならぬわけでございますが、それについては無理のない据置期間とか償還期間といふものを定めて、決してそれが重荷にならないようなことのないような運用にもぜひ心がけて

まいりたいと考へております。

○塚田委員 いよいよこの法案の審議も最終段階に至つてゐるようでございすが、二段階制の導入、それから先ほど何回も申し上げましたが、所得制限の強化について、いろいろ反対してゐるわけでございますが、反対とはいひながらも、反対というよりも絶対許せないと思つてゐるわけでございますが、それはさておきまして、民主政治のルールに基づいて修正でもできるならばというふうな気持ちから陳情申し上げるわけでございます。

まず第一に二段階制の導入、これはやむを得ないと言へばやむを得ないような気もいたします。そうした場合、所得税が非課税のような下の段階の手当額、これをひとつと手厚くすることができないか、このような形で修正をぜひお願ひしたいと思つてゐるのですが、前向きのお考えをお示しいただきたいと存じます。

○小島政府委員 これを今回二段階制にいたしましたのは、年金と違ひまして福祉制度にいたしたならば、先生御指摘のように経済状態に対応して必要額を考へてゐるのが合理的だと考へまして、所得税非課税というふうな世帯については一応三万三千元、それから母子と子、二人の世帯でありまして現在所得税の非課税限度額が百七十一万になつておりますが、そこから三百万、三百万といふのは二人家族の場合で中程度の生活を維持されてゐる層でございすので、その層には三分の二に当たる二万二千元の月額の手当を支給するということを考へております。

いろいろ御議論はあろうかと思ひますが、現段階で考へた場合に、三万三千元という額は決してそう不十分な額ではなからうと考へております。もとよりこれは経済状態なり所得水準の変動に合はせまして所要の見直しは必要額だと思ひますが、現段階で三万三千元といふのはそう不本意な額ではない、一応御納得いただける十分な額ではないかと判断しております。

○塚田委員 この児童扶養手当の支給対象としな

い母子世帯の所得繰引き、これが今度の政府原案によりますと三百万円に引き下げたというようなことでございしますが、私としては、やはり今までの三百六十一万円、ぜひこの線を守っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○小島政府委員 確かに、現在見直しまして、従前の所得制限の三百六十一万円を三百万円に引き下げる案を御提案申し上げているところでございします。ただ、先ほど申しましたように、これは普通程度というふうな生活レベルの認識の収入レベルが、二人家族の場合ですと三百万円ということでございますので、やはりそれ以上のところは御遠慮願ってしかるべきではないか。

と申しますのは、同じように低所得世帯でありまして、父子家庭や一般家庭は低所得でもこういう手当は出ないわけでございます。むしろ、父子家庭の場合など、百七十一万円を超えたと税金が取られる。その税金も、広く言えば児童扶養手当の財源に入るわけでございますので、そういうバランスを考えれば、御提案申し上げている所得制限あるいは二段階制というものについても、何とか御理解願えるのではなからうかと考えております。

○塚田委員 急に六十一万円も引き下げたということですから、これはやはり厳しいと思っております。その半分ぐらいの線にあれすというような、決して二で割るような方法なんですから、少しも緩和する、血も涙もあるというような方法はいかがでございましょう。

○小島政府委員 私どもとしては、こういう所得制限のあり方が他の世帯とのバランス等を考えましてぎりぎりの線と考えていいのではなからうかと判断しております。やはりこれが最も合理的のある姿ではないかと判断しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○塚田委員 私は冒頭に、いわゆる父親の所得制限の問題を、非常にしつこくその改善を求めたわけでございますが、審議も本場に最終段階に達した

まっておりますので、今まで各委員がいろいろと皆さん方に、政府に対して、できれば撤回してほしい、撤回が万一できないならば徹底して現行制度を守る方向に直してほしい、この今後の点については指摘されていると思っておりますので、ぜひ大臣も局長も、一たん出してしまったのだから、メンツでもこれを通してもらうんだなというところを言わずに、母子世帯の実態についてはこの審議を通じて嫌というほどわかったはずですので、それを踏まえて、メンツにとられないで考え直していただきたいと思っております。

最後に、一番ポイントでございました別れた前の夫の所得の制限に關して、二つほどお伺いいたします。

確かに、扶養義務があるということで裁判の結果とか何かに基づいて扶養費を受けておったけれども、何らかのことが起きて途中からそれがだめになってしまった、そういう場合に福祉事務所なり何なりにそういう母子世帯が訴え出た場合、それについて救済するような道があるのかどうか、具体的はどうしたらいいのか、その辺お教えいただきたいと思ひます。

○小島政府委員 法律上も、事情変更ということでは例を挙げておりますが、父親の所在が長期間不明になった、もう当然扶養義務の履行も期待できない、あるいは失業、倒産等で所得がなくなるといふ事態もありましようし、あるいは所得がそのとき激変してもは扶養義務の履行が期待できないという場合があるかと思ひます。そういう場合にはそういう事由を付して申し出をいただければ、その事実を確証した上で支給を開始するといふ扱いは当然のところでありまう。

○塚田委員 実際の運用について、ぜひその担当窓口に対して、とにかく母子家庭への温かい心を持って相談に乗る、できる限り道を広げてやる、このような御指導をいただきたいと思ひます。ところが、実際こういうような任に当たるのが福祉事務所及び民生委員が当たっているケースが多いわけでございますけれども、民生委員という

のは非常に人格まろやかな人生経験豊かな方で、ゆえに母子家庭もその相談相手として評価している方が多いとは私も承知しております。しかしながら、かなりのケースが生じておるわけですが、意地悪というわけではないけれども、民生委員のさじがげん一つ、報告一つで非常に苦しい目に遭つておるケースを耳にするわけでございます。

その第一は、やはりプライバシーの問題ですね。これは民生委員として当たり前の守秘義務でございますけれども、その辺がどのように保護されるのかということ、また、そういうふうな母子家庭の方もしくは調査対象となる別れた夫の方も、プライバシー侵害を恐れて申告したいことも思うように申告できない、それがために結果的には判定結果が悪くなるというふうなケースが間々あるんじゃないかと思ひます。このプライバシーの点についてどう考えるのか、御見解をお伺いしたいと思ひます。

○小島政府委員 この行政を進めていく上で一つの本場に難しい問題がプライバシーの保護と不正受給の排除という問題でございします。したがって、我々としては、守秘義務がある公務員、これは民生委員も特別職の公務員でございしますので守秘義務がある、そういう範囲で、なおかつこの前も御指摘をいただいた点もありますので、必要最小限の調査を、しかも合理的な方法で行うということに配慮しながら、十分その調査方法等も常に見直して、無用のプライバシーの侵害問題とか、せつかくの制度でございしますので、無用に受給者の方々に不愉快な思いをおかけするということがないような措置には十分配慮してまいりたいと思ひますし、御指摘のような問題があるとすれば、選任の段階から民生委員という職務上その辺は十分考慮しておることとございまして、職務遂行上の注意事項についても必要の都度御連絡申し上げておることとございしますので、そういう機会にさらに先生御指摘のようなことのないように配慮をしてまいりたいと考えております。

○塚田委員 確かに、偽装的な不正受給、これを防ぐということは大切なことだと思ひます。しかしながら、それが変に厳しくなる、もしくは悪用に近い形になって、民生委員の聞き込み調査が何かによると、週に一回くらい別れた夫から電話がかかってくるのか、月に一回くらい母親のところに入出入りがあったとか、その時間が数時間に及んだとかいうようなことを理由におかしな報告書が出されて、母子家庭のお母さんが非常に悩んでいるというふうなケースもあるようでございますので、この辺、実際の指導の仕方が難しいと思ひますけれども、とにかく十分気をつけていただきたいと思ひます。

それでは、大臣に最後に一言だけお願いしたいのですが、繰り返しになりますけれども、確かに改正案として用意された、だから、それを通すのが大臣としての義務である、だから、野党の方にも何とかのんでくれというお願ひの立場であるようでございます。しかし、実情は実情、是非は非、それから、今度の改悪によって苦しむ方々が何人か何万人かわからぬけれども出てくる、これに対する救済というのを考えた場合に、あくまでも少数者を泣かせるようなことをしない、これが厚生行政、社会保障行政の最たるゆえんだと思ひますので、ぜひ今この時点からでもいいから、もう一度この法案のこれからの行方について思い切り再検討していただきたい。

そして、私がぜひ提案申し上げたいのは、わざわざ離婚制度等研究会を設ける、そして担保の方法まで考えておるならば、担保ができるまでお待ちいただきたい、このように思ひますが、この件について大臣の母子家庭に対する誠意ある御回答をいただいて私の質問を終わりたいと思ひます。

○増岡国務大臣 母子家庭のことにつきまして、御経験を踏まえながら大変愛情あふれる御質問でございます。私ももちろんこのような家庭に對しましての対策を十分にやらなければならぬと考えておるわけでございます。しかし、先ほど

も申しましたように、養育料の請求その他につきましても現在の法律制度の中ではそれを確保することもなかなか難しい状態のもとでこの新しい制度が発足するわけでございます。また、先ほど社会党の先生からも、臨調は児童扶養手当をつぶそうとしておるのじゃないかという厳しい御指摘もございました。私はそのようなことではないと思っております。しかし厳しい財政状況であり、その中で何とかやりくりをしていかなければならぬのが私どもの仕事でございますので、この案につきましても幾つかの点で御指摘を受ける面があるかと思っております。

しかし、私どもは何としてもこれを早く成立させまして、新しいスタートをさせ、そしてまた将来大きく育てていくという気持ちも持っておりますので、今回はできるだけ早く御議決いただきますように、また内容につきましても十分御審議いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

○塚田委員 終わります。

○戸井田委員 田中美智子君。

○田中(美)委員 児童扶養手当の問題について質問させていただきます。

児童扶養手当というのは、今までの制度を見ますと母子福祉年金を補完するものという形であったわけですが、その中身というものは、生活に困っていない人には手当は出さないけれども子供を育てていくのに困っている人には手当を出すんだというところから出発しているんだというふうに思いますが、そのとおりでしょうか。大臣、さっきのように目をつぶってじっとしていらっしゃるのじゃなくて、きちっとお互いに目を見合いながら話し合いたいと思っておりますので、答えていただきたいと思います。

○増岡国務大臣 もちろん、離婚等のことで生活に激変ができた方々に対する、その子供さんに対する措置でございますから、普通の家庭よりもうんと難しい立場にいらっしゃるということは理解いたしております。

○田中(美)委員 私は本来児童扶養手当というのは苦しいとか苦しくないとかというように考えてない方がよいと思っておりますけれども、これは今にそれに触れません。今の制度自体がそうなっているということですので、そこから質問を出発させていきたいと思います。

今大臣もちょっとお触れになりましたし、衆議院の浦井議員や参議院の吉川議員に対してもその生活の激変というところが起きた場合ということのことを言っているけれども、激変するというのは具体的にどのようなことなんでしょうか。

○小島政府委員 これは従前から一般的には家計の中心は、父親が家計を支えているというのが現在の我が国では普通の形だと思っております。離婚等によりましてその家計の支え手を失ってしまった。これからは母子家庭という状態で生活を維持していかなければならぬ。そこでその離婚という時点に限って生活状態が激変を来すわけでございまして、そういう状態に着目して、そのような母子家庭が自立なさるまでの間の援助措置としてこの制度を活用してまいりたい、こう考えておるところでございます。

○田中(美)委員 例えば激変しない場合はどうなるんですか。

○小島政府委員 したがって、一般的に激変が生じないと考えられるところがこの対象にならなかつた。一般的なケースで考えてまいりますので、個々のケースの中では、例えば母親が従前から家計を支えていたという方々でありますれば離婚なすつても激変というわけではないかもしれません。これはあくまでも経済状態のことでございます。

○田中(美)委員 激変なんという言葉は抽象的な言葉で科学的な言葉じゃありません。例えば松下山之助さんのようなお金持ちが田中美智子さんの生活レベルになりましたら、これは大変な激変なわけですか。ですから、激変なんというところは線を引くかということ、激変などという言葉で差別を中に入れてくるという姿勢自体が大変間違っていると思うんです。先ほども言われたように、

に、子供を抱えて生活をしていけるかいけないか、生活するのが大変なんだ、こういう人に対して出すんだというのが本来の目的だということをやめからさちとあなたに言っていらいしやるじゃないですか。

私はまだ未婚のこととは言っていないのに、あなたは先のことまで言っているわけですか。父親がいても生活すればいいわけだからあるわけじゃない。それで死んだら、ろくに家に金を持ってきてない男だっているから、激変しないということだっているじゃないですか。しかし生活は苦しいということだっているじゃないですか。ですから、激変なんていうふうな非科学的なことであなただけがやっている母子家庭に対する残酷なやり方に対して、合理化することとはできないと思うのです。

問題は、未婚の母子に対して激変がないんだというわけですが、子供が生まれてきたというところ自体はこの女性にとっては大変な激変なんです。あなたの方の言う言葉で言えば、そうでしょう。今までは自分一人で食べていくのだったが大変なんです。御存じでしょう。今の制度では女の賃金は男の半分の平均五二%でしかありません。賃金は男の賃金の平均五二%でしかありません。女の賃金は男の賃金の平均五二%でしかありません。それは人によって違いますが、全体に低いんです。それが特に若い女性が子供を、私のような年で子供を産むんじゃないんですから、若い人が子供を産んだということは生活に大変な激変があるんです。

その人が子供を育てていくということに対して、これには生活が激変しないから扶養手当を出さないなどという理屈には全くならない。未婚の母の場合ですけれども、父がなくて一人の子供を育てていくという場合に、大臣よく聞いていただく、実際にどうなるかというところ、第一、夫がいる人で夫が亡くなった場合には、それだつて大変だから、あなたの方では大変だから扶養手当を出すわけでしょう。大変なんです。し

かし、未婚の場合には遺族手当がないんですよ。それから、税金の控除の寡婦控除もないんですよ。遺産相続もないんですよ。

遺産相続は先のこととして、あれですけれども、すぐには遺族手当がありませんし、それから、税金の寡婦控除がありませんし、それから、お母さんが未婚の母の場合に、子供を保育所に預けて働かに行かなければならないわけですよ。そのときに、大臣、保育所に子供を預けるときに、税金で一人の保育料がかわってくるんですよ。大臣は御存じでしょう。ですから、例えば十五万円ぐらい収入のある女性がいたとしますと、そうすると、これは十五万円という方です。それね。しかし、実際には保育料が二万五千円ぐらい取られるんですよ。しかし、同じ状態で、遺族年金をもらって、政府の言う児童扶養手当をもらえ

る対象の人にしますと、これは、保育所には一万四千円というふうな、例えば、一万四千円というふうな、これもいいことではないですけどもね。保育料も未婚の母の場合には高くつくという状態になっているんですよ。

それから、母子寮はどうなっていますか。母子寮に入るにまで差別するんですか。それだけにつぎりしておいてください。

○小島政府委員 母子寮入所については全く差別はございません。

○田中(美)委員 絶対しないんですか。今は未婚の母は児童扶養手当をもらっていますからね。ですから、それは差別はないですよ。しかし、今度は明らかに差別をするんじゃないんですか。しないです。

○小島政府委員 それはいたしません。

○田中(美)委員 今言ったように、未婚で子供を育てていくというのがいかにも大変かということですから、すくなくこれを……(発言する者あり)自民党、邪魔しないでください。まじめなことなんです。黙っててください。委員長、言ってく

ださい。邪魔で、うるさくしようがないですよ。注意してください。——そういう中で、未婚を対象から外したということは絶対に許せない。これはぜひ撤回していただきたいというふうに思います。どうですか、大臣。

○増岡国務大臣 今度の法律の物事の考え方がございます。母子福祉年金を補完する立場から今度は福祉政策に変わるわけでありまうけれども、その際の対象の大方の方々が死別から生別の母子家庭に変わってあるということに着目をした法律の中心でございます。したがって、離婚というものが一つの大きな対象になるための条件のようなものになっておるわけでございます。そういうことから、未婚の母が除外されておるわけでございます。私は一つの物の考え方としては、いわば論理としては合理的な面があるかと思ひますけれども、さて世の中の実際というのを考えますと、いろいろ御意見があることは承知いたしておりますけれども、本日撤回する意思はございません。

○田中(美)委員 今、外務委員会でも女子差別撤廃条約がかかっております。この七月には、ケニアで日本がこの条約を批准する、こう言っているときに、この十六条に——大臣はお読みになっていないんじゃないかと思うのです。今のように離婚だけだとか、合理性だとか、こういうことを言っているじゃないかというふうなことは、この条約を読んでいないんじゃないかというふうな感じが思ひます。この十六条の(d)に「子に関する事項について」というところがあります。「子に関する事項について」の「親」についてですね。親の権利ですね。これは「婚姻をしていないか」を問わない。「子の利益は至上である」ということが書かれているわけですね。

こういうことを考えますと、この批准を今日本がしようというときに、今まで未婚の母に対しては手当を出していたのに、それも、国連婦人の十年の最終年で、これからの成果を問ひ、さらに躍進しようというときに、こういう女性の中に差別

をつくっていくということは許せないことだというふうに思ひます。

今の大臣のお言葉で非常に大臣がわかっていないということは、生活が豊かな人には出さない、しかし苦しい人には出すんだ、こういうふうに初めから言っていないながら、苦しい人の中でも、この何人かは出さないんだ、これは明らかに差別ですね。差別撤廃条約に違反しているんですよ。そういう意味で、今大臣は撤回しないと言われまうけれども、これは国民の大きな怒りを買うということだけは十分御承知おきいただきたいというふうに思ひます。これは恐らく国際会議でも日本がこういうことをしたということに対しては世界の批判も浴びるんだということを、厚生大臣として胸にためておいていただきたいと思ひます。

次、質問に移ります。

大臣、おめかけさんというのと未婚の母とはどう違うのですか。

○小島政府委員 これはいわゆる未婚の母というもののつぎまして……(田中(美)委員「大臣に聞いているのです。未婚の母とめかけというのとは」)

呼ぶ。

○戸井田委員 田中委員に申し上げます。委員長は、小島局長を指名をいたしました。改めてまた大臣に御質問を……

○小島政府委員 未婚の母というのについて、それぞれ考え方があろうかと思ひますが、現在御議論いただいておりますのは、児童扶養手当法上の未婚の母でございますので、それによりまして、施行令の第一条の第三号に定義規定がございます。「母が婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)によりなないで懐胎した児童(父から認知された児童を除く)」こういう子供を抱えていらっしゃる方を未婚の母と言っております。

ここで問題になりますのは、「母が婚姻によりなないで」というところで、事実婚を含む規定になっております。したがって、ここで婚姻の届出を出していないけれども、婚姻と同様の事情が

ある、通常事実婚と称しております。

ここで、一般に社会保険法規上等でございますと、事実婚の場合にはおめかけさんなんかは入らない解釈にしております。これは届出を出さなければそのままであるような状態、おめかけさんとか、近親婚の禁止とか、重婚の禁止、これはおめかけさんの場合だと思ひますが、それから年齢制限とか、そういうものは一応該当しない形になっておりますが、この法律は父と生計をともにしていない児童を考へておりますので、ここで……(田中(美)委員「聞かないことを答えないでください」と呼ぶ)いや、ですから未婚の母との違いを申し上げておるのです。

ここで言う「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合」というのは、我々としては重婚も含めて考へておりますので、おめかけさんは未婚の母に当たらない。おめかけさんがその夫に相当する方と生計を同一にしている間は手当の対象になりませんが、そこが別れたという場合には離婚と同様に扱ひまして、その後、手当の対象となる形になります。

○田中(美)委員 あなたの今おっしゃったことはさっぱりわけがわかりません。一体、内縁と未婚の母と、そしておめかけさんというのの区別が、あなたの今言っていることでは私はよくわかりませんけれども、少なくとも厚生省の出した「児童扶養手当法の改正について(問答)」というのについて、これはいわゆるおめかけさんにまで税金による手当が受けられることについては批判もあるから何々、こういう形で、未婚の母と、おめかけさんという今現実としてはほとんど使われていない、テレビの中の昔の話としては朝のテレビドラマでやっていますね、ああいうのは使われていないけれども、現状では使われていない言葉を使ひますけれども、現状では使われていない言葉を使ひます。厚生省が使つて堂々と印刷に出しているから、私は、一体ここに書いてあるおめかけさんというのは何を想定しているのか。これは明らかにこれで見ると、未婚の母をおめかけさんと想定しているから、これは今度外したんですよ、こういう

ことですね。こういうことになっているじゃないですか。ですから、今のあなたの言っていることは何のことかさっぱりわからないのです。

それで、一月十一日と十八日の「フライデー」という週刊誌があります。これの合併号に出ているのですが、これは現職の国会議員です。もう七十歳を超していらっしゃる方、この方がめかけの子と本妻の子、うちの子と外の子というふうな、これを平等に育てているということで、これは美談というのか、美談がましいような書き方でその雑誌が書いておるわけですね。こういうものは、これがいい悪いということを私今言おうとしているわけではありまうけれども、これは明治の生まれの方、そのときには、そういうめかけの子と本妻の子を平等に育てていたのだということと非常に自慢をされているというふうなことが週刊誌に出ていたわけですね。

しかし、現在の未婚の母というのは、そういうのとは全く違うんですよ。ですから、そういう点からしてこの発想はこの七十歳の現職の国会議員の発想とそっくりなんです。

(「そんなことを聞くのは失礼だよ、取り消しなさい、委員長、注意してください」と呼ぶ者あり)いや、そういう発想が出るから、こういう発想が出るということは……

○戸井田委員 田中委員に申し上げます。失礼にわたらないような言動でやっていたらいい。

○田中(美)委員 発想が出るというところは、そういうことがその中にあるんですよ。これが不見識なんです。では、これを撤回しなさい。これが不見識でないと云うなら、これを撤回しなさい。こういう考え方のいうのはけしからぬと思う。(「失礼ですよ、委員長、注意してください、不見識じゃないですか」と呼ぶ者あり)邪魔ばかりしないでください。この言葉が不見識だと言っているのですよ。だから、あなたはこういう考えを持っているのかと聞いたのが何が見識ですか。これこそ不見識じゃありませんか。なぜ未婚の母がおめかけなんですか。

○戸井田委員長 田中委員に申し上げます。

ここは質疑をするところで、論争するところではあります。その中でやはり現職の大臣がここにおられて、大衆の面前で、
というふうな言葉はやはり行き過ぎだと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○田中(美)委員 はっきり申し上げます。私は、

ていませ。あなたもこういう発想を持っていたのかと聞いたのですから、これだけは訂正していただきます。あれしないでください。大臣を中心にしたあなたの方にこういう発想があるのかとあなたの方の文章について言っているのです。個人を言っているのではないのです。ですから、横からのやじに対して物を考えないでください。私はそんなことを言っていないから。

次に質問いたしますが、そういう意味で、未婚の母と、おめかけといふかつかの言葉とを一緒にしないでほしいと思ひます。それは、現在もいゆる週刊誌にあるようなものもむづかにはあるかもしれせん。しかし、それは問題にならないのです。実際に子供を抱えて生きようとしている婦人というのは大変なんです。

例えば、どうして未婚の母になるかということ、結婚の予定でいたところがいろいろな形だめになった。それは自分が心変わりした場合もあれば、相手の心変わりもあるでしょう。それから周囲の反対でそれがうまくいかなくなるとか、それから地理的なものもあるのです。自分の親のそばにいないと育てられない、ところが夫になる人が遠くに行く。こういうふうな形で、生活ができない、一緒に成れない。いろいろな形で出ているのです。それで私が今言いたいのは、未婚の母に対するベナルティーをかけているような、こういうニュアンスが、この文章を見ても、あなたの方の書いた文章を見てもある、感じられるから、今は言っているのです。委員長もそれはよくわかってください。これをお読みになっていらっし

やいますでしよう。

○戸井田委員長 田中委員に申し上げます。ただいまの発言については、速記録を見て、その上で処理をいたします。

○田中(美)委員 おめかけさんという、こういうことを書く、これはだれが見ても未婚の母を想定できるような書き方ですね。これに対して私は苦情を言っているわけです。

厚生省に聞きましたところでは、今出生は百五十万ぐらいです。それが中絶は五十七万、これは届け出ているだけですよ、大臣。いいですか、届け出ているのが中絶が五十七万ですね。医者によりますと、二倍と言ふ人もありますし、五倍、十倍と言ふ人もあるのです。これは二倍としても中絶が百万を超しているのです。中絶するということにはいろいろあると思ひますけれども、育てられないのです。ここにありますのは、弘前大の先生方が、片桐先生などを中心にして十九歳未満の妊娠中絶というものの数をあはれているのですけれども、これは中絶が圧倒的に多いのです。数としては。

それで未婚の母になっているのは平均年齢も高いように、やはりけなげにも、すべてかどうかかわりませんが、たとえ自分一人でも、自分の子供というものはおろしたくない、これを育てようというの意味では、未婚の母の中にはけなげさというものもあるのです。それを別に私は奨励するわけじゃありません。けなげさもあるのです。その前にいかにたくさんの中絶があるかということとは、未婚の母になったら育てられない。それは精神的なものだけではない。経済的に育てられない。だから、中絶しているのです。ですから今のこの書き方を見ますと、むしろベナルティー的なものをかけて、おめかけさんまで扶養手当は出せないぞ、そうならば未婚の母になるな、妊娠したら中絶した方がいいんじゃないかというところまで論理が、論理よりも、推定される。これで私は非常に怒りを持っているわけです。

こういう書き方を現代の今の厚生省が書いた。

大臣が書いたかどうか知りませんが、女性に対する、全女性に対するべつ視だと私は思うのです。まして未婚の母に対するべつ視も甚だしいというふうには私は思ひます。ですから、この未婚の母を扶養手当から除外するということが、対しては本当に腹の底から怒りを持っている。未婚の母はめかけであつて、どこかその男から十分に養われていんだ、こういう書き方だけは絶対にやめてほしい、これは撤回すべきです。そうでしょう。この点をはっきりさせてください。

○小島政府委員 先日の御質疑、またその前の予算委員会等の御質疑でも御指摘いただきましたが、我々としては、これは本当に適切を欠く全く不用意な表現があつたということをおわびをしたところでございます。これにつきましては、この配付先が都道府県でございますので、都道府県の関係課長に、これはこういう趣旨で書くべきところを、こんな形になって非常に誤解を招き、不適切な表現であつたから、正しくはこういう理由で未婚の母は対象にならないのだという事情を説明いたしました。事実上撤回する措置を講じたところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、未婚の母とめかけが同質だというようにはお考えしておりません。

○田中(美)委員 大臣もいいですね、それで。

○増岡国務大臣 この問題につきましては、参議院の予算委員会でも御指摘を受けました。実は私が厚生大臣になってからできたものではございませんで、前からのものでありますけれども、政府一体でございまして、私としておわびを申し上げておきました。

しかし、私は、その中でも第一項の方、いわゆる夫と離婚した場合に、あるいは死別した場合に、残された母子の生活の安定と自立を援助するためのものでありますという項目が本来の趣旨だろうと思ひます。

そして二項目に、これは要らざることを書いた

という御指摘を受けてもいたし方ないと思ひます。

○田中(美)委員 次の質問に移ります。

別れた夫が六百万円、それも前年の収入だという問題で、今までこういうことがなかったわけですから、どうしてこういうことを今度入れたのですか。

○小島政府委員 一つには、制度全体を見直しまして、私的扶養に期待できる部分は私的扶養で賄つてほしい、そういうことで制度の合理化を図りながら必要な施策もあわせて講じてまいりたいということで見直した結果でございます。六百万円というのは、先ほど米御答弁申し上げておりますが、所得十分位法によりまして所得の最も高い層でございまして、まずその層の十分分な扶養義務の実施をお願いしたい、また母子家庭の母親の方にも子供にかつてその父の扶養義務の履行を請求していただきたいというふうな考へておるところでございます。

○田中(美)委員 六百万が多いと言ひますけれども、多いか少ないか、これは別です。果たして別れた妻に対して本当に金を出さ出さないかという問題です。出すような制度になっているかという事です。現状は、出しているのは一・三%です。それでは六百万になったらみんな出すということを思つておられるのですか、大臣。今は別れた妻に一一%しか出していないのです。今度六百万にしたら、こういう所得制限というのですか、これは変な制限ですね、とんでもない新しい制度が入るわけですが、この制度ができたからちゃんと別れた妻に金が出るということですか。

○増岡国務大臣 このことにつきましては、本来父親の方が扶養の義務もあるわけでございますから、しかもそれが民法で定められております。そのことを履行しない男性の側に罪の大半、全部があると思ひます。しかし、民法でそういう規定をしております以上は、私もよくつくりま法律案の中身で、いや民法であつたつていられるけれどもあ

なた方払わないでいいですよという姿勢はとれないと思うわけでございます。さりとはいえ、事実上支払いをしない方が大部分でございますので、そのすり合わせの結果、高額な所得の方は払いやすい状況にあるんだから払っていただく、こういう趣旨のものであると思います。

○田中(美)委員 払っていただくというのですと、そちらでやってくれるのですか、取ってくださるのですか。

○小島政府委員 現在の日本の法制のもとでは、知事なり厚生大臣がかわって請求するという形の仕組みはとれません。したがって、まず母親の方に裁判上の請求も含めまして請求をお願いし、それについてどのような協力——こちらでその実効を担保できるかということをやまず今検討しているところでございます。

○田中(美)委員 今検討していると言われましたけれども、確かに離婚制度等研究会ですか、これが今やっています。その中に児童の養育ということについてどうするかという検討項目が入っているじゃないですか、大臣。だから、それができ、そうしてちゃんとした制度としてちゃんと女の子の手に入るようにしてからやたらどうですか。それができないうちに、どうしてそんなに先走ってこの六百万というのを入れたのでしょうか。

この研究会が今検討しているのですから、そして今、児童家庭局長が今の日本の制度では地方自治体などが強制執行したりすることはできないんだという点を言っているわけですから、今の制度ではできない。できないのにどうしてこういうものを入れてもつと縮めるのか。少しでもできるようにするのが改善なんですよ。これは一〇〇%改善なんですね。今、研究会でやっているわけですよ。児童家庭局でやっているじゃないですか。その結論が出てからにしたらどうですか。それから考えたらいじやないですか。

○小島政府委員 いずれにいたしましても日本と諸外国とは離婚制度の法構成が違ふということから、諸外国、例えばスウェーデンでとっているよ

うな制度はとれない状況にございます。

したがって、今後そういう離婚法制まで含めてどうするかという問題がありますが、これはとても厚生省の手に負えません。法務省等において、厚生省もこの研究会の結果そういう意見があれば、そこも含めて検討願うということで考えておりますが、現行法制を前提といたします限り、また母親の請求というものが先行いたしませんと公的な役所の行政サービスというような面での出ようもありませんので、まずそういうことで御努力願う。また、そういう中でどのような協力ができるのかというのが第一段階だと考えておりますが、何といたしましても母親の請求がありませんとどうも手がつかない状態になっておりますので、こういう制度の改正にあわせて、別途今検討を急いでいるところでございます。

○田中(美)委員 また問題になるかも知れませんが、これが正しいとは私は思いません。しかし、現職の国会議員が名前を週刊誌に書かれて、その中で妻以外の女性の子供に対してきちっとしたことをしていないというようになことを書かれていたわけですよ。これは三月の週刊誌です。これは正しいか正しくないかは知りません。しかし、こういうものを見ても未婚の母をつくった男の側がいかに相手の女に対して冷たく、また金を出したがいかにいか。ですから、六百万以上ならば出る、力があるんだから出せるんだという考え方は机上の空論であって、今の日本の男性がすべてとは言いませんけれども、たとえ国会議員であらうともどんな大きな会社の社長であらうとも、また一般庶民の中を見ても、いかに出していないか。

おたくの方でやったんだと思えますけれども、母子家庭の実態というのを見ましても一・三%、一割ぐらいいしか払っていないのを見たらいかに母子家庭というのは大変なのか。それを下げるということは、こういうことをするといいことは非常に問題だと思えますので、これはぜひ撤回してほしいということを要求したいと思

います。

その次に、今度の制度は、母子福祉年金を補完する制度であるというふうに何か年金制度の中に入っていたようなものが抜け出て一般の社会保障制度のような感じに変わっていく、その考え方というのはいいか悪いかは別として、私はそのねらいが非常におかしいところにあるのではないかと疑うので質問しているわけですよ。

というのは、もし年金制度ならば、今度遺族年金にしても母子年金にしても母子福祉年金にしても、これは本当な物価スライドで四・四%上がらなければならぬところですが、三・四%上がっているわけですよ。そうすればこの児童扶養手当も当然三・四%上がってもいいと私は思うのですけれども、そこから抜け出したということは、そうしないためにやっているのではないかと。実際には三百六十一万の者を三百万まで下げていた上に、この三百万の人たちに対しては約三・七%ダウンしているのです。計算しましたら、そうでしょう。それから百七十一万までの人に対しては三百円上乗せしているんです。わずか三百円ですよ。これは〇・九%です。遺族年金だって母子年金だってみんな三・四%上がっているのに、上がったところでも〇・九%ですよ。

今母子家庭の方たちがどういう生活をしているかということは今までのいろいろな議員が何回もいろいろな話をしていますけれども、その中で例えばおふろのない家庭に住んでいる人が圧倒的に多いのです。それは御存じだと思います。この間からの返答を聞いていても母子家庭の方は大変なんだということは御存じだと思います。それなのにたった三百円。大臣、今銭湯が幾らか御存じですか。

○増岡国務大臣 百五十円前後だと思えます。

○田中(美)委員 それは何年前の話ですか。現在、東京は二百五十円ですよ。名古屋だって二百三十円ですよ。子供でも、小学生が百二十円ですよ。そうしますと、小学校の子供を抱えて二人で一回三百七十円。一回ですよ。ふろというのは月

一回のものではないのですよ。毎日行けないにしても、それだけお金がかかるんですよ、ふろひとつ入るのに。住んでいるところといえ、母子寮の方たちは銭湯に行くわけですよ、母子寮に入らなくて安いアパートにいても行くわけですから、そういう意味では三百円というものがいかに少ないかという例えの事例を私は言っているんです。ふろだけのことを言っているんじゃないんです。ふろみたいなものでさえも母子家庭の方たちというのはいかに考えなければ行かないという状況にあるんです。それを全面的にダウンさせる、そして幅も縮める。

普通はよくあめとむちという言葉がありますけれども、どこががちゃとよくなるけれども、どこががちゃと悪くなる。私たちが質疑をするときに、さあどっちをとろうかと思うことがありますが、ここはちょっといいからいいと言おうか、それともここが悪いから悪いと言おうか、こう迷うこともあります。そういう法案もあります。

しかし、今度のはどこがよくなくなっているか。一〇〇%悪くなっているでしょう。所得制限は入る、別れた夫の金額までが影響してくる、その上に金額も下げられる。こんなことでは一〇〇%悪いわけですね。こういうものは絶対に私は認められない。その上に二割を地方自治体にそれを負担させるということですから、もう一〇〇%どころか一五〇%、二〇〇%ひどいんじゃないかというふうに私は思います。

そういう意味で、これはこのままで国会を通すならば絶対に国民の大きな批判も受けるし、世界の批判も受ける。まして、女子供の問題ですから、幾ら何に金を使いたいからといって、一番弱い立場に置かれている、本当は一番強い立場になければいけない人たちがなんですよ、その人たちが一番弱い立場に置かれている、ここを踏んだら、大臣から見解をお願いいたします。

○増岡国務大臣 私どもは、この母子に対しての扶養手当の制度を今後長期安定をして維持を

するためにという考えが一つございます。また、私どもと対抗いたしました、やはり世の中にはいろいろ甘やかした過ぎるんじゃないかという声もなにもございせん。しかし、私どもはそういう声に惑わされることなく、現在の厳しい財政状況のもとでできる限りの措置をしたつもりでございますし、今後ともするつもりでございます。

ただ、残念なのは、この法律案がもう一年余り継続になっておるわけでございますから、その中に書き込まれた金額は一年余り前のものでございまして、その点も御配慮、御理解をいただきたいと思ひます。

○田中(美)委員 社会保障制度審議会、ただこの一つの審議会にあなた方は答申を求めているわけですが、この中に書いてありますのは「財政対策にとらわれるあまり、大臣、よく御存じだと思ひますけれども、もう一度よく聞いてください。」「財政対策にとらわれるあまり、真に援助を要する者が対象からはずされるおそれのないように十分に配慮されたい。」こう書いておられることは、これは当然未婚の母やまた所得の三百万—三百万なんというのを決して多い所得ではないわけですから、十分にこれを考えて、もう一度法案を練り直していただきたいと思ひます。

もう一つこの審議会に出ていますのは「父子家庭の問題も忘れてはならない。」と書いてあるわけですね。これは、私は父子家庭にも児童扶養手当は出すべきだと思ひます。

確かに男の賃金は女と同じではありません。全体としては、先ほど言いましたように女性よりもマスで見れば高い。しかし、子供を抱えてけなげに育てている父親もいることは、ふえていてこれは事実です。そういう父親が今の労働時間が長いために、まともな職場におりますとなかなか子供が養育できないというので、結局パートにかわらざるを得ないとか、賃金は安いけれども早く帰してもらふようなところにかわらざるを得ない、子供のためにかわらざるを得ないという実際も出てきています。

そういう父と子を見ましたら、私は本当にけなげな父親だと思ひます。こういう父親に対してはやはりきちっと扶養手当を出すということが、これが本当の意味の男女平等ではないでしょうか。どうしてこの点は答申にもあるのに、これを落とされたのですか。

○小島政府委員 制度審議会の答申につきましても、御指摘のように「なお、離婚に伴う児童の福祉の確保の観点から、父子家庭の問題も忘れてはならない。」これは必ずしも父子家庭には手当を出せという趣旨に限定されるものではないと思ひます。児童福祉の観点から父子家庭という状態に着目し、どういった施策が必要か、十分それは考えて、父子家庭問題を忘れるな、こういう御指摘だと理解しております。

そこで、五十八年の母子世帯調査に合わせまして父子家庭の調査も実施しました。その面で困っている事由、これは一番大きな困っている事由というのは、母子家庭は経済面、生活面の困難さを訴えられる方が三八%でした。ありました。

これにかわりました父子家庭の場合の経済的困窮度というのは、順位は非常に低くございまして。第一番に子供の世話、日常ということございまして、父さんではどうしても目の届かないところもございまして、保育所にお世話するとか、あるいは家庭奉仕員の派遣というように五十七年度から実施してまいっておりますし、必要の度合いを勘案しながら、必要な施策は十分母子家庭、父子家庭を問わず充実してまいりたいと思ひます。ただ、その施策の中身はその状態によって変わります。得ることが十分あることは御理解いただけるものと考えております。

○田中(美)委員 これで終わります。父子家庭問題についても十分に検討して——今度の法案を、私としては一五〇%悪いということでも撤回することを強く要求しまして、質問を終わります。

○戸井田委員長 次回は、来る十六日火曜日午前

九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時八分散会

原子爆弾被爆者等援護法案

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 援護(第四条—第四十三条)
- 第三章 不服申立て(第四十四条—第四十八条)
- 第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十九条—第五十条)
- 第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第五十一条—第五十四条)
- 第六章 雑則(第五十五条—第五十八条)
- 第七章 罰則(第五十九条—第六十条)

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。
一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者
二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者
三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆

弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者
四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事(広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ)に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。
3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)
第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の実施
- 二 医療の給付
- 三 一般疾病医療費の支給
- 四 医療手当の支給
- 五 介護手当の支給
- 六 被爆者年金の支給
- 七 特別給付金の支給
- 八 葬祭料の支給
- 九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

(健康診断)
第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)
第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

施設

四 病院又は診療所への収容

看護

移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病

院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実際に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払つたときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、

第十二条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要であると認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができない負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十一年法律第七十号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第九十号)、若しくは日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、

当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付又は医療に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする）の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に当り当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に当り厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項の規定は第三項の規定による支払をなすべき額を決定する場合について、第十三条第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給に必要がある場合について、それぞれ、準用する。
(被爆者一般疾病医療機関)

第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)

第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき第八条第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六条第一項の規定による一般疾病医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、月額三万円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものではないこと

が明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十万円の範囲内において、介護手当を支給する。
(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十一万八千円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十一万八千円を超え、六百二十七万八千円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならぬ。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改定をしようとするときは、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。
(被爆者年金の額の改定)

第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。
二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。
三 前条第四項に規定する政令で定める程度の

障害の状態になつたとき。

2 前項第一号又は第二号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。
(被爆者年金の支給期間及び支給期月)

第二十三条 被爆者年金の支給は、昭和六十一年一月（被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第二十四条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)

第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。
(被爆者年金と増加恩給等との調整)

第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定により

恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)

第二十七条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)

第二十八条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に関して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第二十九条 死亡した第二号各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)

第三十条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。)とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和六十一年一月一日前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)

第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日が昭和六十一年一月一日前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族(以下この条において「遺族」という。)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。)

二 子(昭和六十一年一月一日(死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。))において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

三 父母

四 孫(昭和六十一年一月一日において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(昭和六十一年一月一日において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてい

る子

八 第四号において同号の順位から除かれてい

る孫

九 第六号において同号の順位から除かれてい

る兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてい

る配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第三十二条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十三条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給付金その他特別給付金に相当する給付を受けた、又は受けることができる者がある場合には、支給しない。ただし、政令で定めるところにより、特別給付金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第三十四条 第二十七条第四項の規定は、同順位

の遺族が二人以上ある場合の特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が二人以上ある場合の未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(葬祭料の支給)

第三十五条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭料を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十六条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料(以下「被爆者年金等」と総称する。)の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は

死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は

死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることとなる者が故意に死亡させた者となることと同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱)

第三十七条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払うことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に関する必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第三十八条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないと

きは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利の保護)

第三十九条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第四十条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に関する書類及び第三十二条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第四十二条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市長又は長崎市市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市又は長崎市)に交付する。

(子又は孫に対する適用等)

第四十三条 都道府県知事は、第二条各号に掲げる者の子(同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ)又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から

第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかっている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者となしてこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く)を適用する。

第三章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十四条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取)

第四十五条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(時効の中断)

第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第四十八条 広島市長又は長崎市市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

(原子爆弾被爆者保護施設)

第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む。以下この項において同じ)を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第五十条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会

(設置及び権限)

第五十一条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第五十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(専門調査員)

第五十三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

第五十四条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(放射線影響研究所に対する助成等)

第五十五条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

3 財団法人放射線影響研究所は、原子爆弾の放射能の人及びほす影響及びこれによる負傷又は疾病に関する調査研究、被爆者に対する健康診断及び指導、当該負傷又は疾病の治療等の事業を総合的に実施するように努めるものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第五十六条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする)は、この法律に基づき援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(権限の委任)

第五十七条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第五十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第五十九条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第八条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十五条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む)の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の間問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号)

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧被爆者医療法」という)第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律施行の際現に旧被爆者医療法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九条第一項の規定により厚生大

臣の認定を受けている者とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十条第一項又は第十七条第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第十三条 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という)が昭和六十年年度この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度(前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合

においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(調査)

第十四条 厚生大臣は、速やかに、第二号各号に掲げる者その他この法律に基づき援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十号中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第号)第十三条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む)」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)
第十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)及び「を削り、「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法

(昭和六十年法律第 号)を加える。

第六条第三号を次のように改める。

三 削除

第六条第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第八条第一項の表中「

検疫所	検疫所
国立原子爆弾被爆者保護施設	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと。
高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む)を必要とする被爆者を収容し、その保護を行うこと。	に改め、同

検疫所

国立原子爆弾被爆者保護施設

に改め、同

条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(精神衛生法の一部改正)

第十九条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十三年法律第六十八号)」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者

爆者等援護法」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第二十一条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十三年法律第六十八号)」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)」を加える。

第三十五条第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第二十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者

の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十四条 国民年金法(昭和三十三年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の次に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)に基づき年金たる給付

第七條第二項第四号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十五条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)」に基づき年金」を、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)に基づき障害年金又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)に基づき被爆者年金」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)に基づき年金たる給付

(老人保健法の一部改正)

第二十七条 老人保健法の一部を次のように改正する。

第五十条の次に次の一条を加える。

(被爆者一般疾病医療費の負担の特例)

第五十条の二 国は、前二条の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法(昭和六十年法律第 号)第十六条第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又

は疾病の医療に要する費用については、その十分の三を負担する。

理由

原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二千二百十二億円の見込みである。

昭和六十年四月二十七日印刷

昭和六十年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局